

## 令和6年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

令和6年12月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 2日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長招集あいさつ</li> <li>・監査報告</li> <li>○本会議 ・専決処分事項報告</li> <li style="padding-left: 20px;">質疑 討論 採決</li> <li>・議案上程</li> <li>○委員会 ・社会文教</li> </ul>
2	12月 3日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	12月 4日	水		○休 会
4	12月 5日	木		○休 会
5	12月 6日	金		○休 会
6	12月 7日	土		○休 会
7	12月 8日	日		○休 会
8	12月 9日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月10日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月11日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 ・総務産業、社会文教
11	12月12日	木		○休 会
12	12月13日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等 質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

### 1 2月2日上程

専決第12号	令和6年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について	12月2日	承認
専決第13号	和解及び損害賠償額の決定について	12月2日	承認
専決第14号	令和6年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について	12月2日	承認
請願第3号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書	12月13日	採択
発委第6号	坂城町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について	12月13日	可決
議案第65号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	12月13日	可決
議案第66号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	12月13日	可決
議案第67号	町道路線の変更について	12月13日	可決
議案第68号	令和6年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について	12月13日	可決
議案第69号	令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	12月13日	可決
議案第70号	令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月13日	可決
議案第71号	令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	12月13日	可決

### 1 2月13日上程

発委第7号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について	12月13日	可決
-------	--	--------	----

令和6年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月2日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	9
○報告第4号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	11
○発委第6号～議案第71号の上程、提案理由の説明	12

第2日 12月9日(月)

○議事日程	18
○一般質問 玉川 清史 議員	18
柰津 明子 議員	26
大日向進也 議員	33
宮入 健誠 議員	42

第3日 12月10日(火)

○議事日程	54
○一般質問 中村 忠靖 議員	54
水出 康成 議員	62

第4日 12月11日(水)

○議事日程	74
○一般質問 山城 峻一 議員	74
大森 茂彦 議員	83

第5日 12月13日(金)

○議事日程	100
○請願採決	100
○発委第6号～議案第71号の質疑、討論、採決	101

○追加議案上程、趣旨説明	104
○発委第7号の質疑、討論、採決	106
○閉会中の委員会継続審査申し出について	106
○町長閉会あいさつ	106

## 令和6年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年12月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月2日 午前10時00分
4. 応招議員 13名
 

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	柰 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 2番議員 中 嶋 登 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 4 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 発委第 6 号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 6 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 7 号 町道路線の変更について
- 第 1 0 議案第 6 8 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 1 議案第 6 9 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 2 議案第 7 0 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 3 議案第 7 1 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、2 番中嶋 登議員から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

**議長（滝沢君）** 会議規則第 127 条の規定により、10 番 山城峻一議員、11 番 柘津明子

議員、12番 大日向進也議員を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日12月3日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（滝沢君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和6年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことに心から感謝申し上げます。

さて、10月下旬から11月上旬にかけて、日本とアメリカでは、それぞれの国のかじ取りを決める重要な選挙が行われました。

まず、10月27日に行われました衆議院議員総選挙では、与党が選挙前の279議席から215議席へと大きく議席を減らし、小選挙区と比例代表を合わせた過半数の233議席を下回る結果となりました。与党が過半数を割り込むのは、政権交代のあった2009年以来のことです。選挙後の11月11日に召集された特別国会では、石破総理が再度、内閣総理大臣に指名され、第2次石破内閣が発足したところではありますが、衆議院で与野党の勢力が逆転する中、今後の政権運営が注目される場所です。

また、11月5日に行われましたアメリカ大統領選挙では、アメリカファーストを掲げる共和党のトランプ前大統領が民主党のハリス副大統領に勝利し、再び大統領の座に就くことになり、アメリカの株式市場ではトランプ相場が席卷するなど、早速その影響力の大きさを示している場所です。加えて、トランプ氏は輸入品への関税強化など保護主義的な政策に言及しているほか、地球温暖化対策やロシア、ウクライナへの対応など、今後の動向について十分に注視していく必要があると考えている場所です。

このように国内外の情勢が大きく変化する中ではありますが、人口減少や少子高齢化対策、物価高騰や頻発する災害への対応など、我が国が対応すべき喫緊の課題は変わるわけではあり

ません。国におきましては現下の状況を踏まえた適切な政策の実行を期待するところでありますが、町といたしましても引き続き、国や県とも連携を図る中で、山積する課題への対応を着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

一方、こうした政治情勢の変化が経済にどのような影響を及ぼすかは不透明な状況であります。日本総研などによりますと、アメリカでは7～9月期の個人消費が前期比年率プラス3.7%と堅調ではあるものの、物価高や高金利の影響で低所得者層の消費が弱まるとされており、さらにトランプ次期大統領が対中関税を引き上げた場合には、物価上昇による個人消費の下押しにつながり、報復関税などの対抗措置があれば対中輸出の減少で景気が下押しされるおそれもあり、景気の振れ幅が大きい不安定な状況になると見込んでおります。

また、ヨーロッパにおきましては、ユーロ圏、英国とも実質GDP成長率はプラス成長を維持しており、個人消費の増加とともに景気は緩やかに回復する見通しとなっております。一方、トランプ次期大統領が掲げる関税賦課等の公約が実現すれば、欧州経済に大きな影響を与えるとともに、NATO加盟国への防衛費負担の拡大も求めており、各国はさらなる支出増を余儀なくされる可能性もあるとしております。

一方、中国におきましては、国内の不動産投資やインフラ投資が伸び悩み、個人消費も力強さを欠いていることで、景気は引き続き弱い動きとなっております。企業の景況感も悪化方向との分析であります。輸出についても、先行き減速が予測され、外資企業の対中投資は引き続き減少する見込みとされております。

次に、国内の状況であります。内閣府による11月の「月例経済報告」では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としており、先行きについては、「雇用・所得環境の改善等で、緩やかな回復の継続が期待される一方、欧米の高金利水準や中国の不動産市場の停滞など、海外景気の下振れが景気の下押しリスクとなっているほか、物価上昇やアメリカの今後の政策動向、中東情勢、金融資本市場の変動等に十分注意する必要があります。」としております。

また、日銀松本支店が11月に発表した「長野県の金融経済動向」によりますと、設備投資は堅調に推移し、個人消費は緩やかに増加している一方、住宅投資と公共投資については横ばい圏内の動きとしており、総論として「長野県経済は、持ち直している。」としております。

また、当町におきましては、10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の7～9月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業が5社から8社に増加しております。一方、売上げにつきましても、プラスとした企業は8社から7社に減少したものの、3か月後の生産量、売上げにつきましても、いずれも上昇が見込まれており、内閣府の報告にあるように、回復基調にあることがうかがえるところであります。

また、来春、令和7年4月の雇用につきましても、12社が増員予定で、5社が減員分の補

充等を予定するなど、全体では101人の増員予定となっております。国内外の政治情勢が変化を迎える中、町内企業の皆様には、経済動向に注意を払いつつ、さらなる事業の拡大と発展に期待するところであります。

さて、町の第6次長期総合計画に定める主要施策を具体的に推進するため、去る11月19日、実施計画策定懇話会を開催し、令和7年度から9年度までの事務事業を取りまとめた実施計画案について、町内外の様々な分野の皆様からご意見をいただいたところであります。実施計画案につきましては、今後の予算編成作業においてさらに精査をし、町の財政状況や予算との整合を図る中で、年度末の計画策定に向け進めてまいります。

また、町人口ビジョンに掲げる人口の将来展望を実現するための「第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく令和5年度事業につきましては、9月下旬から10月下旬にかけて、外部委員による検証委員会において検証をいただき、おおむね一定以上の事業効果が認められるとの評価をいただきました。評価結果につきましては、年内に町ホームページで公表してまいりたいと考えております。

こうした中、町の大きな取組の一つであります新複合施設建設事業につきましては、基本設計のプロポーザル案に基づき、10月から11月にかけて、建設委員さんにもご参加いただく中で、各分野の施設利用者や担当職員を対象としたワークショップを行い、部屋の間取りや配置、施設利用上の課題や必要設備などについて意見交換を進めてまいりました。今後予定しております建設委員会では、これらの意見集約と、図面や模型による視覚的な要素も加え、基本設計の素案としてイメージを共有してまいりたいと考えております。

次に、町のDX推進に向けた取組といたしまして、今年度進めております国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した3事業のうち、「公共施設予約システム」及び「書かない窓口」につきましては、既にサービスを開始し、町民の皆様にご利用いただいているところであります。今後、利用者のご意見も伺い、さらなるサービスの向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、「観光・文化デジタル化事業」につきましては、来年1月の運用開始に向け準備を進めているところであり、この事業が町の観光・文化の振興とにぎわいの創出につながるように、開始にあたりましては、広報や町ホームページ等を通じて広くお知らせしてまいりたいと考えております。

このほか、9月定例会以降の主な事業の進捗状況について申し上げます。

コロナ禍以前から計画をしておりました、町とポーランドツェレスティヌフ郡とのフレンドシップ協定につきましては、双方の国際交流協会を加えた4者協定として、10月9日から14日の日程で、町及び町議会並びに町国際交流協会の代表者が現地を訪問し、在ポーランド日本国大使館において、「フレンドシップ協定に関する合意書」に調印を行ってまいりました。

この協定は、お互いの文化、経済、教育をはじめとする様々な分野での交流の第一歩であります。先月21日には、ポーランド訪問の報告会を開催し、訪問時の様子とともに、これまでの交流の経過などにつきましても、情報の共有を行ったところでもあります。今後におきましても、交流を通じてさらなる相互発展と友好関係を築けるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、令和4年度から見直し作業を進めておりました「農業振興地域整備計画」につきましては、先般、県との事前協議が整ったことから、現在、計画案の公告・縦覧を行っており、今後、県との本協議を経て、年度内に計画策定の予定としております。

また、水道事業の広域化につきましては、本年4月に設置されました「上田長野地域水道事業広域化協議会」において、水道事業の現状や課題の分析に加え、広域化による様々な観点での事業効果を研究し、「上田長野地域水道事業広域化基本計画」の素案を取りまとめたところでもあります。今後、町民の皆様からご意見などを伺いながら基本計画の策定に向けて協議を進めてまいります。

次に、国道18号バイパスの整備促進についてであります。10月4日に、滝沢議長さんとともに千曲、長野、上田の3市と合同で「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」として、県選出の国会議員及び国土交通省、財務省に対し、上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた要望を行ってまいりました。地域住民の皆様の思いをつなぐ国道バイパスの早期整備に向けて、引き続き機会を捉え要望をしまいたいと考えております。

続きまして、葛尾組合の新リサイクルセンター建設事業の状況であります。10月には、大型クレーンにより煙突上部の解体が完了し、現在はピットの壁や焼却炉の一部など、内部の解体を進めているところであります。引き続き、葛尾組合及び千曲市と連携を図りながら、新施設の建設を着実に進めるとともに、適正なごみ処理システム及びリサイクルシステムの構築を図ってまいります。

一方、葬祭施設におきましては、本日よりウェブ予約システムの稼働を開始し、24時間を通じ施設の空き状況の確認や予約を受けられる体制となり、利便性の向上と事務の省力化につなげてまいりたいと考えているところであります。

また、本日より、医療機関の受診などに必要となります健康保険証がマイナ保険証を基本とした体制に移行いたします。国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証は、有効期限の来年の7月末までご使用いただけますが、万が一、期間内に保険証を紛失されても、引き続き医療が受けられるよう「資格確認書」を交付することとしているところであります。

さて、猛烈な暑さが一段落した10月以降、町内でも様々なイベントが実施されました。10月5日は、鼠橋運動公園マレットゴルフ場で「秋のスポーツ大会」が行われました。町民運動会に代わる試みとして初めて実施した大会には、28チーム109名の町民の皆様が参加

され、マレットゴルフを楽しみながら交流や親睦を深めていただけたものと思っております。

また、10月13日には坂城駅前多目的広場を主会場に、恒例の「鉄道フェスタ in さかき」が行われ、169系電車を開放しての記念撮影や、昔懐かしいボンネットバスでの町内周遊など、町内外から大勢の来場者でにぎわい、町の魅力を町内外に発信する機会となったものと思っております。

また、10月26日には、東京麹町において東京坂城会の総会が開催されました。坂城町にルーツを持つ皆様が、町を離れた後も、誇りを持ってふるさと・坂城を語っていただけるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、10月26日、27日の2日間にわたり開催されました「第52回文化祭」につきましては、耐震補強・大規模改修が完了した文化センターと町体育館の両施設と、文化の館を会場とする従来の形態に戻り、体育館では書道や写真など31団体、884作品が展示され、843名の皆さんが鑑賞されたほか、文化の館のお茶席には101名の方が来訪されました。また、2日目の芸能公演には21団体、270名の皆さんが出演され、日頃の練習の成果を存分に発揮されていまして。

また、文化祭の開祭式に先立ち、議員各位にもご列席いただく中で挙行いたしました「町表彰式」では、これまで長年にわたり、各分野において地方自治の振興と町の発展にご尽力いただいた皆様を表彰し「功労表彰」を1名の方に、「功績表彰」を11名の方々に贈呈させていただきました。

あわせて、ものづくりの分野における優秀な技能者、新技術を創出された方々を表彰する「坂城WAZAパワーアップ事業表彰」として、「卓越技能者表彰」を2名の方に、「優秀技能者表彰」を1名の方に贈呈させていただいたところであります。

受章された皆様のご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、町発展に向けて、今後も一層のご指導とお力添えをお願いするところであります。

なお、10月25日には、長野経済研究所と信越放送が主催し、地域に根差した製造業を顕彰する「ものづくり大賞NAGANO」の表彰が行われ、公益財団法人さかきテクノセンターが特別賞を受賞されました。同センターが設立以来、30年の長きにわたり継続してきた様々な企業支援の取組が評価されたものと伺っております。同センターでは現在、建物のNearlly ZEB化の改修工事が進められており、ものづくりのまちのカーボンニュートラルの牽引役になることを期待するところであります。

さて、郷土の勇将・村上義清公が没後450年を迎えたことから、その功績を再確認し、町の魅力の一つとして広く発信するため、文化祭に合わせて開催しました「信濃村上氏フォーラム～語り継ぐ村上義清～」には、町内外から約170名の皆様にご参加いただきました。長野県立大学の二本松泰子教授と県立歴史館文化財指導主事の花岡康隆さんの講演に続き、県立歴

史館特別館長の笹本正治さんにコーディネーターをお務めいただいたパネルディスカッションでは、講演会講師のお二人に、葛尾城趾保存会顧問の田原茂樹さんにも加わっていただき、様々な視点での意見が交わされ、参加された皆さんは熱心に耳を傾かれておられました。

また、11月7日には、文化センターにおいて「戦没者追悼式」を挙げていただきました。今年は、核兵器のない世界を実現するための努力が認められ、日本では50年ぶりの受賞となるノーベル平和賞に日本原水爆被害者団体協議会が選ばれましたが、町でも、追悼式を通じ、不戦と平和への誓いを新たにしたいと考えております。

次に、先月9日に文化センターにおいて開催されました「女（ひと）と男（ひと）ふれあひさかき2024」では、「男女共同参画で高める地域防災力」をテーマとして、日本防災士会長野県支部長の久保隆志さんを講師に、「能登半島地震から考える、私たちにできること～避難所の多様性・まちづくりへ向けて～」と題した講演が行われ、男女共同参画の視点で地域防災力をどう高めていくのか、大変有意義なお話をお聞かせいただきました。

一方、同日に開催を予定しておりました「ねずみ大根まつり」につきましては、この夏の記録的な暑さや病害虫の影響による生育不良により、十分な収穫量が確保できないということから、昨年度に続き、やむなく中止したところであります。来年度はぜひ開催できるよう、播種の時期や病害虫対策などについて、県やJAなどの関係機関と研究してまいりたいと考えております。

また、今月7日には、文化センターにおいて「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催いたします。明後日からの人権週間に合わせた啓発活動の一環として毎年開催しているもので、今年は村上小学校児童による人権学習の発表と、劇団新制作座の皆さんによる舞台劇「泥かぶら」を、村上小学校4年生の児童も参加し、公演いただく予定となっております。大勢の皆様にご来場いただければと思っております。

さて、12月に入り、本格的な冬の到来を迎えます。町では、凍結や降雪時の主要道路の安全確保を図るため、融雪剤散布と除雪に係る委託契約に向け、町内建設業者等との事前協議を行ったところであります。特に、積雪がおおむね10センチ以上となった場合につきましては、委託業者と連携を図り、迅速に除雪作業等を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、12月補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳入につきましては、土地や建物、株式等の譲渡に係る所得の増加が見込まれることから、個人町民税につきまして1億3千万円、また、一部企業の売上げの増加や円安による影響等で企業業績が好調に推移したことなどで、増収が見込まれる法人町民税につきまして2億円を、それぞれ増額計上したところであります。このほか、障がい者への法定のサービス給付に係る負担金など、事業の執行状況に応じ国及び県の支出金などを増額するとともに、財政調整基金からの繰入金について減額いたしております。

一方、歳出につきましては、令和5年度の精算額確定に伴う後期高齢者医療給付金負担金や、事業の執行状況を踏まえての障がい者の法定サービスとなる介護・訓練等給付費及び障がい児通所等給付費を増額しているほか、令和7年度の中学校教科書改訂に伴う教員用指導書等の購入費、個人住民税等に係る税償還金、自治体システムの標準化に伴う税及び健康保険、介護保険の帳票様式の変更に係る経費など、各種事業における所要の経費を計上しております。また、町民税の増額を受け、新複合施設の建設に備える保健福祉等複合施設整備基金への積立金1億8千万円につきましても計上いたしましたところであります。

以上、令和6年度の主な事業の進捗状況及び12月補正予算の主な内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が3件、条例の制定が1件、一部改正が1件、町道路線の変更が1件、一般会計補正予算及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計補正予算の計10件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（滝沢君）** 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（春日君）** それでは、過日実施いたしました定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和6年度定期事務監査報告書として取りまとめてございます。この意見書は11月29日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき、町長、教育長、議長にそれぞれ提出してございます。

今回の定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定により行うものであります。

また、この監査はこの意見書の7ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。監査の対象は、坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計並びに坂城町下水道事業会計です。それぞれの会計について、令和6年度の9月30日現在の執行状況について監査いたしました。また、定期事務監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定による令和6年度に施工中または施工済みの工事箇所について、現地検分による監査を行いました。

監査期間は10月17日から24日にかけて、坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

監査の方法は、令和6年度坂城町一般会計、特別会計並びに事業会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要事業の進捗割合の状況について説明を受け、

質疑形式により監査を実施いたしました。町の監査基準では、監査等の範囲は財務監査及び行政監査とされています。地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施しました。

1、住民福祉の増進に役立っているか。2、最少の経費で最大の効果を上げているか。3、執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。4、予算の執行や事業の取組は予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めました。

次に、2ページになりますが、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。令和6年度の予算については、実施計画に沿って執行されており、主要事業の執行状況については、物価の高騰等による影響は引き続き見られるものの、町全体の事業としては積極的な取組がされているものと認識しております。

また、事務事業の内容及び年間計画とその執行状況は、地方自治法に定める住民福祉の増進に重点を置き執行されているものと受け止めました。

次に、1、令和6年度の予算執行状況について、表にさせていただきます。一般会計は収入済額の予算現額に対する割合は53.9%で、前年比10ポイントの増、支出済額の予算現額に対する執行率は47.4%で、前年比12.7ポイントの増となっております。

特別会計の合計は、歳入の予算に対する割合は36.7%で、前年比0.5ポイントの減、歳出の執行率は38.1%で前年比0.7ポイントの減、下水道事業は、令和6年度から公営企業会計に移行し、歳入の予算に対する割合は40.6%、歳出の執行率は27.8%となっております。

一般会計を含む全体の歳入の予算に対する割合は、歳入が48.3%、歳出の執行率は43.3%となっております。事業の執行状況はおおむね予定どおり行われているものと考えます。

次に、3ページになりますが、2の令和6年度町税の賦課徴収状況であります。9月末の徴収実績について、町税全体の収入済額は19億1,793万9千円で、前年比3億3,119万4千円の増となっております。主な税目の町民税は、個人町民税の収入済額は現年分が4億8,087万8千円で、前年比1億1,881万2千円の増。法人町民税は収入済額が現年分で4億1,195万9千円で、前年比2億856万円の増となっております。

固定資産税は現年分調定額で12億9,451万4千円で、前年比1,551万9千円の減、収入済額は9億244万7千円で、前年比556万8千円の増となっております。

3の主要事業とその執行状況については、おおむね事務事業の年間計画に従い執行されておりますが、物価高騰などの影響を受けている部分も一部見られます。

4の工事の執行状況については、工事等検査箇所一覧として、報告書6ページにつづられております。それぞれ、現地に赴き検分いたしました。おおむね予定どおり執行されていること

を確認しております。

次に、4ページから5ページに監査の所見をまとめてございます。監査を通じて各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものでございます。一般会計については各課ごとに、特別会計及び事業会計については会計ごとに記述してあります。記述に至らなかった事項については、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。個々の補足は省略いたしますが、お目通しいただきたいと思っております。

以上で、定期事務監査のご報告といたします。

**議長（滝沢君）** 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告をいたします。

---

**議長（滝沢君）** 日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、専決第12号から第14号までご説明申し上げます。まず、専決第12号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、10月27日に執行されました衆議院議員総選挙に係る経費及び千曲川河川事務所との協議による設計変更に伴うバラ公園のトイレ改築工事費の増額等について、急を要することから専決といたしましたものであります。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,636万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を72億141万8千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、衆議院議員選挙事務費に対する県支出金1,204万7千円、障害者自立支援給付費負担金として国及び県支出金75万円、財政調整基金及び公園整備基金からの繰入金357万2千円をそれぞれ増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、衆議院議員選挙に係る経費1,204万7千円、補装具支給等支援事業費100万円、有害獣被害予防施設設置事業補助金90万円、設計変更に伴うバラ公園トイレ改築工事費200万円、格致学校の自動火災報知設備に係る修繕料42万2千円をそれぞれ増額したものであります。

次に、専決第13号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和6年7月21日、相手方が大字網掛の田の草刈り作業中、トラクター用アーム式草刈り機で道路路肩に職員が置き忘れたスコップを巻き込み、草刈り機が損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

最後に、専決第14号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ789万円を増額し、歳入歳出予算の総額を72億930万8千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金からの繰入金789万円を増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、老人福祉センターのボイラー故障に伴う修繕料17万5千円、県、町の制度資金の借入れに対する保証料補給金770万円、ドッジボールの全国大会に県選抜として出場した小学生への激励金1万5千円を増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

以上、専決処分事項について、ご報告いたします。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時41分～再開 午前10時51分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

◎日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第12号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第13号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第14号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

**議長（滝沢君）** 日程第6「発委第6号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第13「議案第71号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」までの8件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

**議会運営委員長（柘津さん）** 発委第6号「坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例内の「懲役」と規定されている箇所を「拘禁刑」に改めるものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

**議長（滝沢君）** 続いて、提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第65号から第71号まで、ご説明申し上げます。

まず、議案第65号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、町の関係する条例について、一括して必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、法において「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることから、条例中の「懲役」または「禁錮」の文言が使用されている箇所について、「拘禁刑」に改めるものであります。

議案第66号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、同条例において、同施行令の一部改正部分を引用している箇所について、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第67号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、3件の町道路線の変更に係るものであります。

内容といたしましては、テクノさかき産業用地における開発事業に伴い、町道0310号線及び町道0314号線の終点を、また大字南条字中町の利用者の減及び通学路の変更に伴い、

0346号線の始点を、それぞれ変更するものであります。

次に、議案第68号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,076万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億5,007万1千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、法人及び個人町民税3億3千万円、国庫支出金787万6千円、県支出金364万1千円をそれぞれ増額し、財政調整基金からの繰入金1億210万8千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、個人住民税等に係る税償還金350万円、スマートエネルギー設備設置補助金200万円、後期高齢者医療療養給付費負担金1,505万1千円、介護・訓練等給付費980万円、障がい児通所等給付費440万円、教科書改訂に伴う指導書・教材購入費462万2千円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金1億8千万円をそれぞれ増額するものであります。

また、令和7年度の一般廃棄物収集運搬等業務について、年度当初から円滑に業務を行うため、令和6年度から7年度を期間とする債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第69号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ236万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億5,886万円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金236万3千円を増額するものであります。

歳出の内容につきましては、保険証の廃止及びシステムの標準化に伴う事務費で総務管理費14万8千円、徴税費221万5千円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第70号「令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ82万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億2,766万8千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金79万7千円、介護保険支払準備金繰入金3万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容につきましては、標準化に伴う納入通知書の様式変更の対応などで総務管理費12万2千円、徴収費67万5千円、償還金3万円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第71号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ83万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,912万1千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金83万5千円を、歳出の内容といたしましては、標準化に伴う納入通知書の様式変更の対応として総務管理費83万5千円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月3日から8日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、明日12月3日から8日までの6日間は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は12月9日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前11時09分)



## 1 2月9日本会議再開（第2日目）

### 1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	柵 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

### 5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 災害対策についてほか | 玉川清史議員  |
| (2) 医療費についてほか  | 祢津明子議員  |
| (3) 公共交通についてほか | 大日向進也議員 |
| (4) 消防団についてほか  | 宮入健誠議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 質問者は、お手元に配付したとおり8名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに9番 玉川清史議員の質問を許します。

**9番（玉川君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

初めに、1. 災害対策について。

質問は一つ。イ. 避難対策について。

1、ペット同行避難の計画の進展は。

同僚議員からも再三にわたり質問がありましたが、先日の町民の皆さんとの議会意見交換会でも、どうなっているのかと早期の対策を望む声をいただきました。また、先月の社会文教常任委員会の視察先でも、ほんの一端ではありましたが、体制整備を確認できました。

当町では、ホームページを介しての情報発信をしていますが、ホームページを見ることのできない飼い主さんへの情報提供や周知、また同行避難についての相談体制などを含む当町での計画の進行状況を伺います。

**町長（山村君）** ただいま玉川議員さんから1番目の質問としまして、災害対策についてご質問がありました。

近年、我が国においては、地震や水害など大きな災害が頻発しております。過去の震災においては、一旦避難した避難者が、自宅に取り残されたペットを避難させるために自宅に戻ったことで、災害に巻き込まれたケースや、飼い主とはぐれたペットが放ろう状態となった後に、被災地で繁殖・増加するなどの問題も生じるなど、ペットの避難については、飼い主と町がそれぞれの責務により、適切な対応を行う必要があるものと考えているところであります。

当町の地域防災計画においては、避難所等における家庭動物の適正飼養、飼うことですね。適正飼養について、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行うこととしており、町が実施する対策といたしまして、ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとしております。

また、飼い主が実施する対策といたしましては、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に扱うことや、避難所のルールに従い適正な飼育を行うものとしております。

近年、各地で発生した災害時において、避難所でのペット受入れが課題として取り上げられる中、当町におきましては、本年8月25日に村上小学校を会場に実施しました坂城町の総合防災訓練におきまして、初めての取組として、会場の一角にブースを設け、ペット同行避難における注意点や準備しておくことなどについて周知を行ったところであります。

ブースでは、長野県動物愛護会の皆様のご協力により、飼い主として準備しておくことや、被災したときの過ごし方・注意点などのリーフレットの配布など、ペットの同行避難に役立つ情報を周知するとともに、実際に避難する場合に役立つペット用のケージや、リードなどを展示し、使用方法や注意点などについて説明したところであります。

また、発災時に避難所を開設する状況になった際には、限られた避難スペースの中で、より多くの住民の皆様を受け入れることになり、一般の避難者と同じ空間にペットを避難させることは、動物の苦手な方や動物アレルギーを持った方もいることが想定される中で、避難者の健康管理や避難所の適正な運営といった面からも、課題が多いものと考えているところであります。

こうした点を踏まえまして、ペット同行避難を行う際には、可能な範囲で避難者のいる空間とは別の屋内外で風雨をしのげるスペースをペットの避難場所として検討するほか、避難所に近い場所に駐車場を確保しての車中避難や、被災の状況に応じ安全を確保できる場合であれば、自宅での避難といった対応を併せて考慮する必要があると考えているところであります。

続きまして、幅広い年代の飼い主への情報提供や相談体制などについてのご質問であります。町では、「いざという時、災害からペットを守るために」という項目で、町ホームページ

から環境省のサイトをご覧いただけるようにしており、ペットの飼い主やこれからペットを飼われようとしている方々へ、周知を図っているところであります。

また、これとともに、災害時のペットの移動などを想定して、普段からペットをケージに慣れさせることや、車中避難を想定してペットを車に慣れさせることなど、飼い主の皆様へのお願いとして、定期的に広報誌にも掲載しているところであります。

町としましては、町総合防災訓練において、ペット同行避難に係る注意点などの周知や啓発に継続的に取り組むとともに、ホームページや広報誌などによる情報の発信、各地区へ出向いて実施される出前講座での説明などを行っていくほか、相談窓口としまして県保健福祉事務所や、ハローアニマルの周知を図るなど、様々な機会を捉える中で情報提供をしてみたいと考えております。

**9番（玉川君）** ご回答いただきましたように、同行避難所の確保や環境の整備など、課題は多いと思います。できるところから、まずは飼い主さんとそのほかの皆さんの理解増進が大切だと考えます。

特に、飼い主さんへのアドバイスを含めた、いつでも持てるようなパンフレット、こういったものを早急に用意していただきたいということ、それと避難所の環境整備については、飼い主さんとペットである当事者、またペット同行避難だけではありませんが、移動することが困難な、体に障がいのある皆さんなども対象に、実際に訓練に参加していただいて、生の声を生かして行ってほしいと要望しまして、次の質問に移ります。

2. 子ども支援について。

イ. 子ども支援について、二つ質問します。

1. 子どもに関する相談窓口の状況、そして受付方法は。

2. SNSを取り入れるなど、子ども自身が相談しやすい体制整備への考えはとして伺います。

最初の質問でも参考にしました視察、ここでは子どもの権利条例に基づいて、第三者機関の子どもの相談体制が確立されていきました。既に15年以上だそうです。この機関が一昨年からはじめたのがLINEでの相談。低学年からも相談があって、相談方法の多数を占める現状だそうです。相談が進むにつれて電話や対面になっていくとのことでしたが、相談の最初の取っかかり、入り口として十分な効果であると評価されていました。

当町の状況と子どもが使いやすい相談窓口の体制整備についての町の考えについて伺います。

**子ども支援室長（橋本君）** 2. 子ども支援についてのご質問にお答えいたします。

町では、子どもたちの健やかな成長を支援し、安心して子どもを育てられる環境を整えるため、年々多様化している保護者や子どもたち自身が抱える悩み事や困り事などについて、気軽に相談できるよう相談窓口を設け、適切な対応を図るとともに必要な支援につなげているとこ

ろであります。

ご質問の子どもに関する相談窓口の状況でございますが、町では、子育てに関する総合相談窓口であります子育て支援センターを中心として、小学校や中学校、教育委員会、保健センターにおいても相談を受け付けております。

具体的な体制としましては、子育て支援センターでは公認心理士や家庭児童相談員、保育士が相談に応じており、小中学校では、担任の教諭をはじめ、養護教諭、校長や教頭、教育・心理カウンセラーや教育コーディネーターが対応しているほか、県から派遣されたスクールソーシャルワーカーなどが保護者や子ども自身の相談に応じており、保健センターにおきましては、保健師や栄養士が相談に応じております。

さらに、県においても子ども支援センターや県教育委員会、児童相談所、警察署などに、それぞれ相談窓口を設け、いじめや不登校など学校生活に関わる相談や児童虐待、心や体の健康相談など、子どもに関する全般について相談に応じているほか、国のこども家庭庁や法務局、NPO法人などの民間団体も相談窓口を設け、相談に応じている状況であります。

次に相談の方法といたしましては、町の子育て支援センターや教育委員会、小中学校、保健センターでは、電話や対面、メールの三つが主な受付方法であります。また、場合によっては学校で配布したクロームブックを利用して相談に応じております。

また、国や県などにおきましては、相談専用の電話回線を設ける中で、電話による相談窓口の案内が多い状況であります。県やこども家庭庁、民間団体では、特に若年層にとって利用しやすい手段として、SNSを活用した相談窓口を開設しているところであります。

続きまして、SNSを取り入れるなど、子ども自身が相談しやすい体制整備の考えについてですが、町といたしましては、子どもたちが悩みや不安を1人で抱え込むことがないように、まずは、どこに相談したらよいかを知ることが最も重要であると考えており、町ホームページをはじめ、学校だよりや学年・学級だより、新年度に全家庭に配布するガイドブックなどに相談先を掲載し、周知を図っているところであり、今後も引き続き、町内外に開設されている相談窓口や利用可能な相談方法などについて、周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

さらに、子どもたちの悩みや不安に対しての対応は、正確性や専門性が必要不可欠であることから、公認心理士などをはじめとした専門職ができる限り直接、丁寧に対応することも配慮しているところでもあります。

一方で、SNSなどを活用するなど、必要なときはいつでも何らかの形で相談できる体制につきましても、有効な一つ的手段であると考えられることから、国や県で行っているSNS相談窓口の周知を図るほか、町の相談体制の整備につきましても、SNSに限らず、より充実した支援が提供できるよう、関係機関と連携し研究してまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** 相談窓口の周知の件なんですけど、これについて、ホームページや学校で配布するチラシというようにお話がありましたけど、先ほどの視察先なんかでは、その前のペットの同行避難でもそうなんですけど、簡単なカードのようなもので、常時持ち歩けるような形で配布するというようなことも行われています。ですから、そういったところも取り入れていただいですね、頑張ってくださいと思います。相談は待たないでするので、できるだけ相談の窓口を大きく開いて、受け入れていただきたいと思います。

次の質問に移ります。3. 精神障がい者入院医療費助成制度についてです。

イの利用状況と所得制限についてとして、二つ質問します。

1、精神障がい者入院医療費助成制度の利用状況は。

2、精神障がい者入院医療費助成制度の所得制限の緩和についての考えは。

令和4年に、町に頑張ってくださいと独自に始めた助成制度ですが、大変に感謝はしております。しかし、制度は改善していくことも必要です。所得制限については何度もお聞きしておりますけれども、その都度の回答は、利用状況と利用者の声をお聞きしてからということでした。対象となり得る皆さんからも改善の声が多く、強く聞こえてきます。制度の利用状況と利用のための所得制限緩和についての町の考えを伺います。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 3. 精神障がい者入院医療費助成制度についてのご質問にお答えいたします。

障害者基本法では、障がいの定義について、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により経済的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とされています。

このうち、精神障がいの症状といたしましては、いらいらや不安感、落ち着きのなさや集中力の低下のほか、神経過敏や感情の不安定などの比較的軽いものから、躁鬱状態や幻覚妄想状態、あるいは興奮状態などの統合失調症や、自閉症や学習障がいなどの発達障がい、ストレス関連障がいなどがあります。

このような精神障がいがある方に対して、精神障害者保健福祉手帳が交付され、自立と社会参加の促進を図るため、税制上の優遇措置や各種サービス・支援が受けられることとなっております。

また、精神障害者保健福祉手帳の障害等級は、単独での日常生活が困難な状態である1級、日常生活に著しい制限を受ける状態である2級、日常生活や社会生活に制限を受ける状態である3級があり、等級の判定については、精神疾患の状態や日常及び社会生活上の障がいの程度と併せ、医師の診断書から総合的に行われます。

町では、精神障がいがある方を含め、日常生活や社会生活に制限を受ける障がいのある方に対し、子どもやひとり親家庭などと同様に、経済的な負担の緩和を図り、安心して医療を受け

られるとともに、福祉の増進を図ることを目的に、福祉医療費給付事業を実施しているところ  
であります。

障がいのある方への福祉医療費給付事業につきましては、身体、療育、精神の手帳種別ご  
とに区分し、それぞれの要件を設けて対象の医療費を給付しており、精神障害者保健福祉手帳所  
持者については、等級にかかわらず全ての方の通院及び精神科以外の入院を、所得制限を設け  
ず実施しております。

この福祉医療費給付事業の実施につきましては、市町村により支給対象者と要件が異なりま  
すが、県においても福祉増進の観点から、一定の対象範囲内での給付分について助成を行って  
おり、精神障がいのある方に係る県の助成対象は、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の所  
持者の通院と限定したもので、加えて一定の所得制限が設けられています。

また、県内の状況を見ますと、令和6年8月1日時点において、精神障害者保健福祉手帳所  
持者に対する精神科入院を福祉医療制度で実施している自治体は40市町村で、当町を含む  
37市町村は実施していない状況であります。

さらに、精神科入院を助成の対象としている自治体においても、対象範囲や要件は様々であ  
り、所得要件に関しましては実施団体の75%に当たる30市町村が一定の制限を設けている  
状況であります。

町では、このような福祉医療制度の状況を踏まえ、精神障がい者の精神科への入院医療費の  
負担軽減を図るため、坂城町精神障がい者入院医療費助成金交付要綱を定め、令和4年4月か  
ら実施しております。

この制度の内容といたしましては、町内に住所を有し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受  
け、住民税非課税世帯の方を対象とし、精神科への入院医療費の自己負担額から月額500円  
を差し引いた額を助成金として支給するもので、町独自の福祉施策として実施しているもの  
であります。

ご質問の利用状況につきましては、令和4年度は6名で109万8,600円、5年度は  
7名、145万1,826円、6年度は8月分までで8名、82万7,990円に助成を行っ  
たところであります。

次に、所得制限の緩和についてのご質問ですが、坂城町精神障がい者入院医療費助成  
制度は、従来、精神科への入院について福祉医療制度による助成がなかったことから、低所得  
世帯においては経済的負担も大きいことや、町の財政状況を踏まえた制度の持続可能性等も含  
めて検討し、町の精神障がい者家族会の会議においても制度の説明や意見交換を交える中で、  
住民税非課税世帯を対象として開始したものであります。

町の精神障がい者入院医療費助成制度の在り方につきましては、町の財政状況も考慮する中  
で検討してまいりたいと考えておりますが、引き続き、県の福祉医療費給付事業につきまして

も助成対象の拡大を要望してまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** 財源の問題で県のほうに要望を続けていただく。頑張っていたいただきたいと思えます。

国はですね、障がいを理由とした差別を解消する基本方針を出しています。ほかの福祉医療との同等の扱い、これが単独で難しいなら、国にも支援を訴えることが必要です。ぜひ検討を続けてほしいとお願いいたします。

最後の質問になります。

4. 国民健康保険について

イ. 国保税について

1. 加入者数、加入世帯数、調定額について、直近3年間の状況は。

2. 国保税を下げる施策をとって二つ質問いたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 4. 国民健康保険についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、ほかの医療保険制度に加入されていない全ての方を対象とした医療保険制度で、加入する被保険者の疾病、負傷、出産等に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とした制度となっております。

また、国民健康保険は、地域保険として市町村が運営する体制から、高齢化の進行や脆弱な財政基盤などの構造的な課題に対応し持続可能で安定的な財政運営を図るため、平成30年度から都道府県単位での運営が開始されました。

これにより、国民健康保険の運営につきましては、財政の安定化、市町村事務の効率化、医療費抑制の取組の推進など、県が統一的な運営方針を定め、県と市町村が共通認識の下で行っているところであります。

ご質問の、当町の国民健康保険に加入する直近3か年の被保険者数であります。各年度末の人数で、令和3年度は2,809人、4年度2,645人、5年度2,540人で、世帯数につきましては、3年度1,842世帯、4年度1,762世帯、5年度1,713世帯でいずれも年々減少している状況であります。

これらの減少の要因といたしましては、少子化による若い世代の加入者が減少していることに加え、後期高齢者医療制度への移行者の増加、社会保険の適用拡大によるものと捉えているところであります。

また、国民健康保険特別会計の歳入予算のうち、国民健康保険税の現年課税分調定額であります。直近3か年のそれぞれの額は、3年度は2億8,016万8千円、4年度2億6,959万5千円、5年度2億6,649万6千円と、被保険者数の減少に比例して年々減少傾向にあります。

続きまして、保険税を下げる施策についてのご質問にお答えいたします。

県が財政運営の責任主体となりました平成30年度以降、県内各市町村が、被保険者数や医療費に応じ県全体の国保に係る費用を公平に負担するため、県が各市町村の国保事業費納付金の額を決定する新しい仕組みに変わり、持続可能な社会保障制度の確立を図るため取組を進めているところであります。

町におきましては、県が示す納付金を賄うための国民健康保険税について、国民健康保険基金を段階的に繰り入れる、町独自の激変緩和措置を講じることで、加入する被保険者の負担が急激に増加することがないように配慮しているところであります。

一方、県が策定する国民健康保険の運営方針におきましては、決算補填等を目的とした、保険税収入不足分や保険税の負担緩和、累積赤字補填等のために一般会計から繰入れを行う法定外繰入れについては解消していく方針が示されているところであります。

また、これらの赤字削減を目的に法定外繰入れを行った場合は、国保財政健全化の観点から当該繰入れの解消に向けた目標年次及び、具体的な取組を記載する計画書を策定することが各市町村に課されることから、現時点での法定外繰入れは考えていないところであります。

国民健康保険事業につきましては、一つの独立事業といった性格を有しており、その財源につきましては、加入する被保険者からご負担いただいております国民健康保険税と、国・県・町からの公的負担分や交付金などが基本であります。

今後、町の国民健康保険特別会計につきましては、加入者の減少に伴い、国民健康保険税の収入が減少する一方、医療の高度化等により医療費の支払いは増加することが見込まれますが、町は県が決定する納付金に見合った保険税を設定し、徴収していく責任を担っております。

町におきましては、引き続き国民健康保険税収入の確保に努めるとともに、国民健康保険に加入する皆さんの負担をできるだけ抑えるため、保健センターを中心に実施している特定健診の受診や保健指導の実施による、疾病の重症化予防等により医療費の抑制を図り、疾病予防や健康づくりを積極的に行い、国民健康保険制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** 医療費の削減については、これが第一であるということは承知しておりますが、国保税を支払いたくても払えない、払える額にしてほしいという切実な声があります。国保は、社会保障として国民皆保険の最後のとりでです。社会保険に入っていた方も、退職した場合などは無保険にならないように国保に加入することになります。

しかし、繰り返しますが、国保税は高いです。多くの会社員さんが加入している協会けんぽ、これ並みに引き下げてほしいというのが国保加入者の希望です。

私たち日本共産党坂城町議員団は、一般会計からの法定外繰入れをずっと要望しております。国は自治体に対し、先ほどもご説明がありましたけれども、法定外繰入れの解消を要請しており、当町でも苦慮をされていると思います。

国が解消を求めている法定外繰入れは、先ほどの説明のとおり、決算補填等の目的とされています。保険者の判断によるものとして、保険税の負担緩和を図るもの、任意給付に充てるもの、過年度の赤字によるものとして累積赤字補填のためのもの、公債費、借入金利息というのが、国保運営方針に基づいて削減、解消すべき一般会計からの法定外繰入れとして示されています。

一方で、同じ法定外繰入れでも、削減、解消しなくてもよいという決算補填等以外の目的としても示されています。保険税の減免額に充てるため、地方独自事業の波及増補填等、保健事業費に充てるため、基金の積立て、返済金、その他です。この認められた方法、決算補填等以外の目的で一般会計からの法定外繰入れをして、国保税の独自控除制度を行っているのが名古屋市です。2023年度決算ですが、決算補填等以外の目的として、被保険者全員の均等割5%の引下げ、条例減免、これは一般分、被保険者分、これが示されています。

長くなりましたけれども、これで国民の皆保険を支える国民健康保険、これは先ほどのとおり、加入者の年齢、経済的構成が大きく変わり、国保税を納めたくても払えないという方が多くいます。国保への一般会計からの繰入れは、サラリーマンなど国保加入者でない方にとって不公平であるというご意見もあります。税金を払っているのは国保加入者も同じであって、同じ年収、世帯構成なのに、加入する医療保険の違いによって保険料が倍になってしまう。このことこそ不公平だと思います。

最後になりますが、改めて国が認めている一般会計からの法定外繰入れ、これを実施しているほかの自治体、これを参考にさせていただきまして、町独自の減免制度、これの創設を強く要望して一般質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時35分～再開 午前10時45分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、11番 柘津明子議員の質問を許します。

**11番（柘津さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

11月2日土曜日、文化センターにて、はつらつ健康講演会が開催されました。講師は、元厚生労働省健康局長であり、現在、千葉大学客員教授の矢島鉄也さんで、テーマは「今、私たちが知っておきたいこと 出来ること～脳・心臓・腎臓を守るために～」でした。矢島さんは、坂城町の医療費の現状や保険制度について、データを用いてわかりやすく説明され、健康を維持することが生活の質の向上や国民皆保険制度の維持につながることを強調し、健診の重要性や入院を避けるための対策についてなど、大変有意義なお話をお聞かせいただきました。

この講演会は、坂城町の今後の医療の在り方を学ぶよい機会となり、より多くの町民の皆さま

んに知っていただく必要があると感じました。これから先、地域住民の健康と国民皆保険制度を守っていくためにも非常に重要なテーマだと考え、順次質問させていただきます。

1. 医療費について

イ. 現状について

9月3日、厚生労働省は、2023年度の医療費を発表しました。総額は47.3兆円で、前年度から1.3兆円増加し、過去最高を更新しました。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり始めたことで医療費全体が大きく押し上げられています。

75歳以上の医療費は18.8兆円で、全体の39.8%を占めており、75歳以上の1人当たり医療費は平均96万5千円で、75歳未満の平均25万2千円の約4倍に達しています。高齢化や医療技術の進歩によって、日本の医療費は年々増加しています。持続可能な医療制度の実現に向けて、どのようなアプローチが必要かを今こそ真剣に議論する必要があると考えます。

そこで、2点についてお伺いします。

1点目として、社会構造の変化に伴い、特定健診が始まった平成20年と令和5年を比較して、国民健康保険の1人当たりの医療費はどのように変化しているのでしょうか。

2点目として、後期高齢者医療制度の財政制度はどのような仕組みになっているのでしょうか。

次に、ロ. 今後について。

2024年3月に策定されました第3期信州保健医療総合計画を読みますと、2025年には団塊世代が全て後期高齢者となり、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や、2040年には高齢者人口がピークを迎え、現役世代の人口が激減し担い手不足が深刻化すること、高齢者の単身世帯の増加や、地縁・血縁の共同体機能の脆弱化などによる家族形態の変化、国・地方自治体の財政状況の逼迫など、保健医療を取り巻く状況が急速に変化しているとの内容でした。国の第四期医療費適正化計画や県の第3期信州保健医療総合計画に沿って今後の目指すべき姿を明確化し、早急に対策を講じる必要があると考えます。

そこで、2点についてお伺いします。

1点目として、高齢者の増加に伴い医療費の増加が見込まれます。国民皆保険を堅持するために、どのような取組が必要だとお考えでしょうか。

2点目として、第四期医療費適正化計画において、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が増加し、75歳を境に入院受療率が上昇するとされています。早期から生活習慣を改善することで重症化を避けられると考えますが、町として具体的にどのような取組をしていくのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ただいま祢津議員さんの1番目の質問としまして、医療費についてのご質問がありました。順次お答えします。

我が国の医療保険は、公的医療保険制度として、被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の大きく三つに分類され、年齢や就労状況等によって加入する保険が異なっております。

また、各医療保険者や事業主は高齢者の医療の確保に関する法律や、労働安全衛生法等の法に基づく健康診査を実施しており、市町村においては健康増進法に基づき一定の年齢の住民を対象とした各種検診のほか、74歳までの方を対象とした健康診査を実施しているところがあります。

こうした中、高齢者人口の増加や生活習慣の変化等により、生活習慣病の有病者や予備軍が増えている状況を受け、健診や保健指導のさらなる向上が必要であるとされたことから、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から導入されましたのが特定健康診査、いわゆる特定健診であります。

特定健診は、医療保険者が実施主体となり、40歳から74歳の加入者を対象として行われる健診で、腹囲の計測などによりメタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、早めの受診や対策に結びつけることを目的とした検査が行われているところでもあります。

また、特定健診と同時に開始されました特定保健指導は、健診結果から重症化リスクの高い該当者について、生活習慣病の改善による効果が大きく期待できることから、町におきましても、バランスの取れた食生活や適度な運動習慣を身につけることなど、生活習慣を見直すためのアドバイスをを行う保健指導を実施しております。

ご質問の当町の国民健康保険の1人当たり医療費の額であります。特定健診を開始した平成20年度は29万5,422円、県内順位の高いほうから17番目で、令和5年度は39万4,094円、順位は45番目となっており、15年が経過する中で順位は改善されましたが、1人当たり医療費の比較では約10万円の増となっております。

また、県内市町村の平均値につきましては、平成20年度が26万5,259円、令和5年度が41万1,790円で、約14万6千円の増となっており、令和5年度の1人当たりの医療費の当町との比較では、県平均値のほうが約1万8千円高額ではありますが、高齢化の進展と生活習慣病疾患の患者等の増加に加え、新しい治療技術や医薬品の開発など医療の高度化もあり、医療費は年々増加しているという状況であります。

次に、後期高齢者医療制度についてのご質問であります。この制度は75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定程度の障がいがあり希望する方が加入するもので、県の後期高齢者医療広域連合が保険者として制度を運営しております。

町での主な業務内容は、各種申請や届出の受付、保険料の徴収であります。保険料につき

ましては、保険者である後期高齢者医療広域連合が、2年ごとに県内統一の保険料率を決定しているところでもあります。

ご質問の後期高齢者医療制度の財政につきましては、全体の医療費を賄う財源としまして、加入者が受診の際に医療機関に支払う患者負担分を除き、全体の約5割を国・県・町が、1割を保険料として加入者が、残り4割を支援金として74歳以下の現役世代の方が負担する仕組みになっております。

続きまして、(ロ)として、今後の取組についてのご質問であります。日本の医療保険制度は、いつでも、誰でも、必要な医療サービスを受けることができる国民皆保険制度となっており、全ての国民が公的な医療保険制度に加入することが義務づけられております。

この国民皆保険制度により、国民は医療機関を受診した場合に、自己負担分として窓口で支払うのは医療費の一部で済み、自己負担額以外の医療費は被保険者の保険料を原資とする保険者の負担と、地方や国等の公費により賄われております。

しかしながら、高齢者のみならず国民全体の医療費が増え続けている現状の中で、誰もが安心して医療を受けられる持続可能な医療保険制度を維持するためには、一人一人が適正な医療により健康寿命の延伸につながる生活を送ることがますます重要になってくると考えているところでもあります。

こうしたことから、国におきましては、保険料と医療費のバランスに加え、医療費の適正化とデジタル技術等を活用した効果的な取組が重要であることに鑑み、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針を定め、その中で第四期医療費適正化計画における目標が掲げられております。

この基本方針には、国民一人一人が生きがいを持ち、若年期から健康に対する意識の向上や健康づくりに取り組むことなどが重要であることや、住民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の急増を抑えていくために、若い頃からの生活習慣病の予防対策や、高齢期になり生活習慣病を発症した場合でも、適切に医療サービスを受けることで重症化させないことなどが示され、特定健診受診率の向上や、特定保健指導による受診勧奨等の取組が重要とされております。

これらの計画に基づき、各保険者は健康診査の実施や医療費通知の送付等を行い、当町におきましても、特定健診及び一般健診の実施とともに、健診結果に基づいた保健指導等を実施しているところであり、令和4年度の特設保健指導実施率は、県内の町の中で1位となる過去最高の94.8%で、全国の町村の中でも上位10自治体に入ったところでもあります。

保健センターを中心とした、こうした町の特設保健指導の取組は、国においても評価され、厚生労働大臣から感謝のメッセージをいただいたことは、私自身も大変うれしく思っているところでもあります。

続きまして、重症化を防ぐための取組であります。まず、生活習慣病につきましては、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患であることから、ご自身の体の状態を知っていただく機会をつくるのが生活習慣病の予防や重症化を防ぐことにつながるため、健診受診の重要性について広報やホームページ等で広く周知を図っているところであります。

また、国民健康保険加入者の19歳から39歳の方の一般健診と、40歳から74歳の方の特定健診につきましては、より多くの方に受診していただくため、平日だけではなく夜間や休日にも健診日を設けるなど、受診しやすい体制を整えて対応しているところであります。

また、75歳以上の方には無料で健診が受診できることに加え、生活習慣病の治療を受けている方や、かかりつけの医療機関がある方でも健診を受けやすいように、令和5年度からは千曲医師会管内の医療機関における個別健診も実施しております。

また、保健センターでは、高血圧や糖尿病などの生活習慣病とされる方であっても、適切に医療を受けることで生活習慣病の合併症である虚血性心疾患や脳血管疾患など、介護が必要な状態になりやすい疾患の発症予防ができるため、治療中の方に対しても継続的に関わり、保健指導・食事指導により重症化予防となるよう支援に取り組んでおります。

このほかにも、子どもの頃からの生活習慣が生活習慣病の発症に大きく関係することから、乳幼児健診では望ましい生活リズムや食習慣の形成について親子で取り組んでいただく学習や、小中学生に実施している生活習慣病予防健診の結果に基づく相談会なども実施しているところであります。

町といたしまして、引き続き子どもの頃からの正しい生活習慣の習得や、成人での健診受診及び医療の適正受診に関し、保健師や管理栄養士等の専門職が住民の皆様に寄り添い支援を行うとともに、医療機関のご協力をいただく中で医療の適正化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（柘津さん）** ご答弁をいただきました。不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣が、やがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院や服薬が始まり、生活習慣の改善がなされないまま虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという負の連鎖が起きることをしっかりと認識し、特定健康診査の重要性をしっかりと把握した上で、生活習慣を改善することが重要です。

加えて、ポイントになるのは情報や数字の見える化だと考えます。健診のデータを継続的に蓄積し記録すること、講演会場にも設置されていた手のひらをセンサーに約30秒押しつけるだけで、簡単に推定野菜摂取量を測定できる機器や、指先をセンサーにかざすだけで血管の健康状態を測定できる血管年齢測定機器などを積極的に導入し、自分の体の状態を数字にして見える化を行うことで、特定健診、生活の見直し、早期発見、早期治療などへの関心を高める第一歩になると考えます。

バランスの取れた食事、適度な運動、セルフケアの三つを意識して実行し、自分の健康を自分で守ることが医療費の削減につながることを町民の皆さんにお伝えし、次の質問に移ります。

## 2. 保育について

### イ. 働く人が直面している課題について

坂城町は、言わずと知れた工業の町です。最近、経営者の方から次のような声をいただきました。人材不足の中、従業員に祭日に休まれることで仕事が遅れる。祭日に有休を使って休んでいるが、子どものために有休を使うのではなく、自分のために使ってリフレッシュしてほしい。

また、子育て中の従業員の方からは、祭日のたびに会社を休むのは気が引ける。人材不足の中、仲間に迷惑をかける。親と離れて暮らすので、子どもを預けるところがないなどの声がありました。

これらの声を基に、いくつかの企業の年間カレンダーを確認したところ、町内では、土曜日、日曜日を休日とし、祭日は出勤する企業が非常に多いことに気づきました。厚生労働省によりますと、保育園とは保護者からの申込みにより、親が働いている、病気の状態にある等の理由において、十分に子どもを保育できない場合に、家庭に代わって子どもを保育するための児童福祉施設であるとされています。本来の保育園の定義から考えますと、働く人々の意向に沿った柔軟な対応が重要だと考えます。

そこで、以下の3点について伺います。

1点目として、町内には数多くの製造業があります。そこで働く人々から、これまでに保育についてアンケートや意見聴取をしたことがあるのでしょうか。

2点目として、現在、土曜保育を実施していますが、過去1年間での1日平均利用者数は何名でしょうか。

3点目として、坂城町の企業は、土日が休みで祝日が出勤の会社が多い中、祝日における保育園の開園の必要性があると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

以上、イについてご見解をお尋ねいたします。

**子ども支援室長（橋本君）** 2. 保育について、イ. 働く人が直面している課題についてのご質問にお答えいたします。

保育園は、保護者が就労やその他の事情で家庭で保育ができない場合に、保育を必要とする子どもたちに、安全で安心な環境を提供し、健やかな成長を支える場として重要な役割を果たしており、町では、子育て支援の一環として、保育園の運営を通じて家庭と仕事の両立を支援し、子育てしやすい環境づくりに努めているところであります。

初めに、町内の製造業に就業している保護者を対象に保育についてのアンケート調査などを実施したことがあるのかとのご質問にお答えいたします。

製造業に就業している保護者に特化したものではありませんが、町では、5年間を計画期間とします坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、町内の未就学児童がいる世帯の保護者全員を対象として、お住まいの地区、兄弟関係などの家族状況、子育てに日常的に関わっている方や、子育てについて相談できる人がいるかについての、子どもの育ちをめぐる環境をはじめ、保護者の就労状況、幼稚園や保育園の利用状況及び利用希望などを主にお聞きするニーズ調査を実施しており、直近ですと、昨年度調査を実施したところでございます。

続きまして、町立保育園で実施している土曜保育の利用者数ですが、令和5年度の利用実績を申し上げますと、3園で延べ約400人が利用しており、1日当たりになりますと3園合わせて平均8名で全園児の3%ほどの園児が利用されております。

次に、祝日の保育園の開園についてのご質問であります。町では、これまで保護者の多様なニーズを踏まえて、土曜保育や時間外保育、一時預かり事業などを実施しているほか、町社会福祉協議会におきましては、土日、祝日、平日にかかわらず、一時的に児童を預かっていただけのファミリーサポートセンター事業なども行っております。

また、祝日の保育につきましては、平成から令和に変わる際の皇位継承に伴う10連休の際、企業等が休業しないと見込まれる2日間につきましては、開園した経緯がありますが、事前の利用希望では、当時の全園児に対し1割弱の利用希望がありましたが、実際に利用されたのは、希望者の半数の園児でありました。

保護者のニーズといたしましては、坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定において、昨年度、実施したニーズ調査では、日曜日・祝日に保育園や幼稚園を利用したいかの問いに対し、月に1回程度利用したい、ほぼ毎週利用したいと回答された方を合わせても、全体の1割程度という状況でありました。

一方で、土曜日に保育園や幼稚園を利用したいかの問いに対し、利用したいと回答されたのは、全体の2割程度でありましたが、先ほどもお答えいたしました。昨年度、土曜保育を実際に利用された園児の割合は、平均8人で全園児に対し3%という利用状況で、ニーズ調査で希望されている割合より低い率となっております。

こうした状況から、現時点においては、祝日における保育園の開園については考えておりませんが、今後も引き続き、子育て環境におけるニーズの把握などに努めてまいりたいと考えております。

**11番（柁津さん）** ご答弁いただきました。政府は、11月22日、物価高対策を柱とした総合経済対策を閣議決定しました。その中で、本年度の保育士と幼稚園教諭の給与を前年度比で10.7%引き上げる処遇改善策を盛り込みました。処遇改善も含め、人手不足が深刻な保育分野に対し、祭日の開園をお願いすることは心苦しいですが、今の形と求められていることをすり合わせながらICT機器の導入なども検討し、先生方がより働きやすく、そして保護者の

皆さんにとって、よりよい環境になることを願います。

また、病児・病後児保育の必要性の声も耳にしますが、解決策として社会福祉協議会と協力し、ファミリーサポートセンターの周知をしっかりと行い、利用を促進することも大切だと思います。さらに、ベビーシッターやチャイルド minder などの民間資格をお持ちで実務経験をされている方々と連携することなど、求めている人々と対話をすることで多様な意見からヒントとなる解決策が出てくるのではないかと考えます。

働き方や価値観が変わってきている今、どのように寄り添うことが望ましいのかを常に問い、働いている人たちの目線で見た際、坂城町がより住みやすく、働きやすい町にしていきましょう。

最後に、人口が減っていく日本、その流れの中でどんな未来を描くのか、これまでの過去の延長線上では減っていくのは目に見えています。これから先、ありたい姿を実現するために、町民一人一人が行動を起こすための羅針盤になる明るい未来のビジョンを町には示していただきたいと切に願います。これで私の一般質問は終わります。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 13 分～再開 午後 1 時 00 分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、12 番 大日向進也議員の質問を許します。

**12 番（大日向君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本年 3 月にインター線先線の一部が開通し、町の新たな交通網の構築がされました。工業団地へのアクセスに選択肢が増え、半年ほど過ぎた現在では、通勤・通学など多くの方の利用を見ることができます。

しかし、まだ国道バイパスへの接続には至っておりません。現在の利用を見ましても、今後、町の主要なアクセス道路となることは確実と思われます。早期の開通が実現できるよう、我々議会としても働きかけを行ってまいりたいと思います。ぜひ皆様もご協力をよろしくお願いいたします。

また、来年は巳年となります。近年は物価の高騰が生活を圧迫し、経済にも暗い影を落としていると言わざるを得ません。蛇は再生や永遠、金運上昇の象徴でもあります。ぜひ来年は蛇が古い皮を脱ぎ捨てるように本年の厄を脱ぎ捨て、新たな生活が穏やかに訪れる年となるよう願っております。

それでは、一般質問に入ります。

#### 1. 公共交通について。

今年度、デマンド交通の実証実験が 3 年目となり、来年度より本格運用が開始となる予定と

なっております。私としては、今回、デマンド交通を含む公共交通についての一般質問を行うのは3回目となり、計画から運用までの一連のお話をお聞かせいただくことになります。

イ. 実証実験の結果について、次の5点の内容についてお聞かせください。

1、町におけるデマンド交通とは。これは導入の経緯等です。

2、実証実験期間中の利用者数の推移はどのようになっているのでしょうか。

3、利用者の多い停留所と利用人数は。現在48か所の停留所が設置されております。上位5か所についてお聞かせください。

4、利用者からはどのような声が寄せられ、特に多く寄せられた内容にはどのようなものがあったのでしょうか。

5、寄せられた意見に対して、対策の検討はどのようになされたのでしょうか。

次に、ロ. 本運行に向けて、次の3点の内容についてお聞かせください。

1、令和7年度より本運行の予定となっておりますが、今年度で実証実験期間の3年が終了となるが、運行に対して開始は問題なく行われるのでしょうか。

2、本運行となった際の停留所について、実証実験期間中と違いは発生するのでしょうか。

3、運行を委託する業者について、体制はどのようになるのでしょうか。

ハ. 循環バスの運行について、次の4点の内容についてお聞かせください。

1、循環バスの利用者の推移について、過去5年についてお願いします。

2、利用者からはどのような声が寄せられ、またどのような内容が多いのでしょうか。

3、寄せられた意見に対して、対策の検討はどのようになされているのでしょうか。

4、「どこでものれーる」のブザー保有者は何人いらっしゃいますか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** 大日向議員さんから、ただいま公共交通についてご質問をいただきました。私からは、1番のイの実証実験の結果についてと、ロの本運行に向けてについてお答え申し上げまして、ハの循環バスの運行につきましては、担当課長からお答え申し上げます。

まず初めに、イの実証実験の結果についてであります。当町におけるデマンド交通、乗り合いタクシーにつきましては、令和4年4月から、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力の下、今年度末までの3年間にわたり、実証実験を行っているところであります。

実証実験における運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者とし、利用料金を1回500円、既存のタクシー車両を使って、土日を除く平日の午前9時から12時までの3時間と、午後1時から3時までの2時間の、1日計5時間で運行しているところであります。

当町のデマンド交通につきましては、まず利用に先立って事前に利用者として登録をしていただくことが必要となります。登録後は利用する際に事前に予約をしていただくことで、予約状況により複数の方が、ご自宅から買物先や医療機関、公共施設などの指定された町内48か

所の停留所までのご希望の区間を、乗り合いにより運行するドア・ツー・ドアのサービスを提供するというものであります。

利用者数の推移につきましては、令和4年度の延べ人数が2,793名、一月当たりの平均利用者数230名であったのに対しまして、5年度では3,142名、一月当たりの平均利用者数は262名と、延べ人数は前年度と比べてプラス349名、率にして12.5%増加している状況であります。

また、実証実験運行最終年度である今年度につきましては、11月末の時点の利用者数は延べで2,182名、一月当たりの平均利用者数は273名と、前年度に比べ増加傾向にあり、こうした利用状況から、車を持たない高齢者の方々の貴重な交通手段として確立しつつあると実感しているところであります。

次に、デマンド交通の停留所のうち、利用者の多い停留所と人数についてのご質問であります。令和5年度の施設区分ごとの実績で申し上げますと、医療機関が延べ740名と最も多く、全体の24%を占めております。

続いて、スーパーやコンビニエンスストア、薬局などの買物先が延べ377名、役場や文化センター、町社会福祉協議会、びんぐし湯さん館などの公共施設が185名、金融機関が181名、駅が171名といった状況でございます。

利用者からの声といたしましては、地域公共交通会議等の場や、運行事業者を通して、停留所に係るご要望をお聞きする中、実証実験1年目の36か所から、2年目の令和5年度にはコンビニエンスストアや葬祭場など12か所増設し、現在では全48か所の停留所で運行している状況であります。

そのほかにも、利用者の皆様の日頃からのご意見、ご要望として、運行時間の拡大や料金の見直し、町外への乗り入れ等についてお聞きしているところでありますが、実証実験開始の際に、北陸信越運輸局等と協議を重ねる中で、町内のタクシー運行とデマンド交通が共存できるよう、運行日や運行時間、料金設定等を決定した経過もありますので、来年度からの本運行に当たりましては、これまでの経過も加味する必要があると考えております。

次に、ロの本運行に向けてについてのご質問ですが、今年度に入り、デマンド交通実証実験運行最後の年を迎える中、来年度からの本運行に向けて、これまでの実証実験運行の状況等を踏まえた検討を行ってきたところであります。

来年度からの本運行にあたりまして、これまでの利用者の皆様などのご意見、ご要望を考慮する中で、北陸信越運輸局や町内のタクシー運行事業者等と協議を重ね、一番要望等が多く寄せられていた運行時間の延長について、これまでの1日5時間から3時間延長し、午前9時から午後5時まで通して、1日8時間の運行とする方向で、見直しを予定しております。

さらに目的地としまして、現在、町内に48か所設置しております停留所につきましても、

この秋から創業された新たな薬局を追加しまして、49か所での運行を予定しているところがあります。

また、デマンド交通を担う運行事業者につきましては、これまでと同様、町内のタクシー事業者を予定しており、既存のタクシー車両のうち、4台により運行する予定としております。

なお、運行事業者さんの取組といたしまして、利用料金の支払い方法について、これまでの現金のみの支払いから、クレジットカード決済や交通系ICカード、Suicaでの支払いも可能であるとお聞きしているところでもあります。

本運行の検討にあたりましては、運行エリアや運行日、利用対象者、利用料金、利用方法等につきまして、実証実験開始当初にタクシー事業との共存を踏まえて決定した経過もあることから、これまでと同様の形での継続を考えておりますが、先ほどお話ししました見直し案を含めた運行計画等について、去る10月9日から23日までの間、町ホームページ及び建設課窓口において、町民の皆様にご周知するとともに、意見募集を行ったところであります。

今後の予定につきましては、年内に北陸信越運輸局や運送事業者のほか、町民や利用者の代表者等で構成する坂城町地域公共交通運賃等協議会を開催する中、運行事業者や運賃等に関わる事項を協議していただき、全体の運行計画等について坂城町地域公共交通会議で協議していただく予定としているところであります。

これらの協議会における協議等を踏まえ、来年度4月からの本運行開始に向け、デマンド交通を所管する北陸信越運輸局へ道路運送法に基づく手続を進めるとともに、今後もよりよい地域公共交通の構築を目指し、引き続き、利用者の皆様のご意見、ご要望等お聞きする中で、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、新たな公共交通システムとしてのデマンドによる乗り合いタクシー事業と、循環バスのシステムをバランスよく運用し、町の地域公共交通として、より多くの皆さんが便利に利用しやすい仕組みになるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

**建設課長（堀内君）** 1. 公共交通についてのうち、ハの循環バスの運行についてのご質問にお答えいたします。

町の循環バスにつきましては、坂城地区から中之条・南条地区を経由して村上地区を回る北まわり便と、その反対を回る南まわり便がございます。

運行は月曜日から土曜日で、祝祭日及び日曜日と年末年始は運休となります。

また、平日の便の一部では、上田便として上田市の塩尻、下秋和、信州上田医療センターへ向かう便のほか、千曲市の力石公民館へ向かう便も運行しているところでもあります。

循環バスの利用者の過去5年間の推移につきましては、延べ人数で令和元年度の1万5,585名から、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年度は1万1,229名に減少しましたが、3年度は1万2,818名、4年度は1万2,951名と、若干増加傾向で推

移したものの、5年度につきましては1万2,736名と、依然としてコロナ禍前には戻っていない状況となっております。

次に、町民や利用者の皆様から寄せられているご意見やご要望でございますが、これまで路線上の停留所以外でも乗降車したい旨のご要望を一番多くいただく中、平成29年度から「どこでものれーる」を導入し、現在まで実施してきた経過がございます。

「どこでものれーる」につきましては、申込みにより登録された方に貸与する、押しボタン式の送信機を利用することで、停留所以外であっても循環バスの路線上であれば、どこでも乗降できるシステムであり、利用対象者は、運転免許証自主返納者で運転経歴証明書をお持ちの方や、75歳以上の方、障害者手帳を所持している方で、現時点で79名の登録者がおり、利用者数につきましても、令和4年度が延べ1,792名、5年度が1,775名と、多くの方にご利用いただいている状況であります。

また、デマンド交通が浸透するにつれ、行きは循環バスを利用して、帰りはデマンド交通を利用する方の増加や、上田市の医療機関を利用していただいていた方が、循環バスとデマンド交通を併用することで、町内の医療機関への通院に切り替え、併せて、帰宅時に買物ができ、非常に便利となったなどのご意見もお聞きしているところであります。

利用者の皆さんが、地域公共交通をご自分の生活様式の中で工夫し、利用されてきていることがうかがえるところであります。また循環バスとデマンド交通の利用に相乗効果が出てきており、バランスのよい両立に向けた運用ができてきているのではないかと考えているところであります。

その他のご意見といたしましては、小さい車両を導入するなどし、より自宅近くまで運行ルートを延ばしてほしいなどの声もでございます。循環バスにつきましては、現在使用している車両が、導入から10年を経過する中で、走行距離も伸びてきており、車両の修繕も頻繁に必要となってきていることから、車両の更新について、検討を行っているところであります。

車両の更新にあたりましては、これまでの利用状況をはじめ、来年度から本運行を開始するデマンド交通の利用状況等も踏まえる中で、より効率的な運用となるよう、車両の規格についても、改めて検討を行ってまいりたいと考えております。

今後、循環バスの運行ルート及び運行計画につきまして、車両サイズ等の検討と併せ、住民ニーズを踏まえた公共交通の維持・充実を目指し、関係機関と協議をする中で進めてまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま町長、担当課長よりお答えいただきました。当町における公共交通について、今後、サービスがどのように構築されていくのかわかりました。デマンド交通においては、実証実験期間が終了し、本格運行が目前となります。また、循環バスにおいては、車両の更新の際に現在のマイクロバスより小型の車両への変更がなされる予定とのこと、双方

の交通サービスを利用されている方だけではなく、これからサービスを受けられる方にも様々なご意見をいただき、地域に根づいたサービスとなることを期待しております。

そこでなんですが、デマンド交通の情報の浸透についてなんですけれども、周囲の高齢者にお話をお聞きすると、試験運用をご存じない方や、デマンド交通の存在は認知していても、ご自分が利用できないと思われている等、必要な人に必要な情報が届いていない感があるんですが、本運行に向けて周知を行う必要があると思いますが、どのようにお考えになっているのでしょうか。

**建設課長（堀内君）** デマンド交通の運行に向けて、周知方法についての再質問にお答えいたします。

デマンド交通、乗り合いタクシーにつきましては、実証実験開始運行前から町の広報誌やホームページでお知らせをするとともに、デマンド交通の仕組みや利用対象者をはじめ、登録予約方法、停留所について掲載したパンフレットを作成し、周知してきたところでございます。

来年度からの本運行にあたりましても、町の広報誌やホームページでお知らせするとともに、運行内容等についてわかりやすくまとめましたA3両面刷り、カラー版のパンフレットを作成しまして、全世帯に配布する予定としております。

また、そのほか改めて町内の公共施設や医療機関などに依頼しまして、掲示や配布についてのご協力をいただくなど、必要な方に必要な情報が届けられますよう、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** お答えいただきました。町内イベントの案内の際に一緒に紹介を行う等、よりたくさんの方の目に触れる方法も、ぜひ検討していただければと思います。また、高齢者だけではなく、子ども世代、孫世代にも町の取組が浸透するよう、町が推進しているDXを活用した情報発信をぜひ検討していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。2. 町の介護サービスについて。

町では、令和6年度から8年度にかけて、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標とし、町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定が行われました。今後、高齢者人口の増加は想像に難しくなく、介護が必要になる方が増える可能性が高くなります。

そのような中、町で行われている介護の状況についてお聞きしたいと思います。

イ. 町の高齢者人口について、2点お聞きします。

- 1、第9期介護保険事業計画における高齢者数の推移予測と保険料の推計は。
  - 2、要介護・要支援認定者数について、令和5年時点での人数と令和22年時の予測人数は。
- ロ. 介護サービスの状況として、2点お聞きします。

- 1、介護サービスの内容と利用人数は。これは訪問介護、通所介護の過去5年の推移です。
- 2、地域支援事業について、訪問型、通所型の利用件数は。これは令和5年時点での人数と

令和22年時の予測人数です。

最後に、ハといたしまして、1点。福祉サービスの拡充について。

高齢化が進む中、町内福祉サービスの充実が望まれるが、介護予防を含め、今後の取組はどのようにお考えになっているのでしょうか。

以上、質問いたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2. 町の介護サービスについてのご質問に順次お答えいたします。

我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25年以降一貫して増加しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計における将来推計人口では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、総人口1億1,284万人のうち65歳以上人口は3,928万人で高齢化率34.8%、令和52年では、総人口8,700万人のうち65歳以上人口は3,367万人、高齢化率は38.7%と推計されているところであります。

町では、高齢者が生きがいを持って生活できる地域づくりを進めるとともに、医療、介護、生活支援などサービスの充実を図り、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、昨年度、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉の総合的な推進に取り組んでいるところであります。

この計画期間における当町の65歳以上人口は、令和6年3月時点の5,124人に対し、令和22年には4,440人に減少するものと推計しておりますが、一方では人口減少が進行することから高齢化率は上昇が予測されるところであります。

また、介護保険の第1号被保険者であります65歳以上の方にご負担いただく介護保険料につきましては、計画策定ごとに見直しを行い、これまでのサービス利用実績、将来の利用者数等からサービス量を見込み、計画期間の3か年に係る介護保険サービス給付費を積算した後、国・県・町の公費負担分に加え、基金の活用を勘案し、基準額となる保険料を算出しております。

この基準額とは、介護保険料額について国が示す所得金額等に応じて区分する13段階のうち、第5段階を基準に決定する月額保険料のことで、当町の令和6年度から8年度における基準額は、県内63保険者のうち高いほうから61番目と負担抑制が図られており、本人の合計所得金額が320万円以上となる第9段階から第13段階においては、国の基準より低い町独自の負担割合としているところであります。

次に、要介護・要支援認定者数についてのご質問であります。令和5年度末時点は807人で、令和22年の認定者数は第1号被保険者数、要介護度別、年齢別等の実績及び伸び率等から880人と見込んでおります。

続きまして、ロの介護サービスの状況のご質問にお答えいたします。

介護保険サービスは、高齢の方などが介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心

して生活が送れるよう提供されるもので、介護保険給付の対象となります。居宅介護サービスにつきましては、主に訪問介護と通所介護があります。

このうち、訪問介護サービスはホームヘルパー等が家庭を訪問し、入浴や身体介護、調理など日常生活の世話をを行うもので、過去5年の一月当たりの利用実人数を申し上げますと、令和元年度は92人、2年度93人、3年度82人、4年度87人、5年度94人となっております。

一方、通所介護サービスは、利用者がデイサービスセンターなどの施設に通い、機能訓練やレクリエーション、入浴、食事などを行うサービスで、一月当たりの利用実人数は、元年度が157人、2年度162人、3年度157人、4年度145人、5年度146人となっております。

次に、地域支援事業のご質問であります。町では介護保険法の改正により、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたことを受け、平成29年4月から訪問型サービス・通所型サービスを開始したところであります。

このサービスは、全国一律の介護保険サービスとは異なり、市町村が住民の介護予防や身体機能等の維持を図るため、要支援1・2の認定者及び介護認定には至らない方のうち、厚生労働省が示す項目の生活、行動、健康状態を問診し、該当者と判定された方が利用できるものであります。

それぞれ一月当たりの利用実人数は、5年度の訪問型サービスは43人、通所型サービスは114人で、将来推計から算出する22年は、訪問型サービス53人、通所型サービスは110人と見込んでおります。

続きまして、ハ. 福祉サービスの拡充についてのご質問であります。福祉サービスにつきましては高齢者に限らず全ての方を対象とする福祉施策として提供されるもので、市町村によって事業内容や実施方法も異なっております。

このうち、当町におきます高齢者に対する福祉サービスとしましては、ひとり暮らしの登録をされた高齢者に、保健師が定期的に訪問し、疾病の予防や介護予防、生活指導を行う訪問事業を町社会福祉協議会に委託し実施しており、専門職が訪問することで、その方の変化に気づき、訪問時の課題などを地域包括支援センターと共有することで、高齢者のニーズ把握に努めているところです。

さらに、独居高齢者の見守り事業として、高齢者が安心して過ごしていただけるよう、24時間対応可能な「あんしん電話」を無料で貸与する緊急時の駆けつけや、高齢者家庭の安否確認も併せて行う配食サービス事業を実施しております。

また、高齢者の交流やコミュニケーションの場として、老人福祉センターとふれあいセン

ターを会場に生きがい活動支援通所事業を実施しており、認知症の予防、介護予防を目的とする運動指導員の体操やレクリエーションは、参加される方のペースに合わせ、楽しみながら利用いただいております。

このほかにも、要介護3以上の方が利用できる福祉サービスとして、在宅で高齢者の生活を支えるご家族への慰労金の支給や、介護用品の購入費用に対する助成等を実施しており、訪問理美容サービスにつきましては、今年度から利用1回当たりの助成金額を増額する拡充を行ったところであります。

今後におきましても、高齢者の皆様が自宅においても適切な医療や介護を受け、住み慣れた地域でいつまでも快適な生活を送っていただけるよう、現在実施している事業の実施状況に応じた見直しや利用者の声をお聞きしながら、引き続き福祉施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま、担当課長よりお答えいただきました。第9期介護保険事業計画に基づいて算出される高齢化率や介護認定者数等の推移は、穏やかではありますが、着実に増加の一途をたどっていることが顕著となりました。当町だけの問題ではないことかもしれませんが、今後、福祉事業を必要とされる人も同様に増えていきます。限られた予算や人員の中、やりくりを行うだけではどうにもならなくなってしまうと思われました。

そこでなのですが、前回、私の一般質問の際に町内福祉事業所の詳細についてお聞きをしております。町内には様々な形態の事業所が運営活動をされております。今回、町の福祉事業について、町として各福祉事業所に対しては、どのようなサポート支援等を行っているのでしょうか。再質問いたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 福祉事業所に対しての再質問にお答えいたします。

町内事業所へのサポートについてということでございますが、町内にあります介護事業所につきましては、それぞれ提供されるサービスの種類ごとに、従事する職員の人員や設備等の基準が設けられております。このうち比較的規模が小さく、町に居住する方が利用できる施設であり、町が事業者の指定や監督を行う地域密着型サービスの提供事業者が定期的開催する運営推進会議に出席し、意見交換を行っております。

この会議は、施設からの報告や相談を受ける場となっており、利用者の状況や運営についてお話を聞きし、県などからの情報提供も行っております。このほかにも制度改正のタイミングや共通の課題について研修を開催するなど、事業者間の情報共有に努めているところです。

町といたしましても、高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、町内事業所との連携を図り、サービス提供の確保に努めてまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** 担当課長よりお答えいただきました。各事業所より様々な要望等が寄せられるとは思いますが、ぜひこれからも事業所との連携を密にお取りいただき、福祉サービスの

充実をお願いいたしたいと思います。

今回、高齢化社会が着実に進む中、公共交通と介護サービスの質問を行いました。我々も一歩一歩高齢者となるべく年を重ねております。現在がよいものでなければ未来への希望は持てるはずありません。よりよい未来を構築するためにも、現在の問題点から目をそらすことなく、積極的に改善等を行っていただきたいと願っております。

以上で一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 1時35分～再開 午後 1時45分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠議員の質問を許します。

**6番（宮入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

今年も早いもので12月に入り、既に9日を迎え、年末に向けてなお一層何かと慌ただしい時期となりました。毎年この年末の時期になりますと、今年の重大ニュースが話題となりますが、この中でも11月5日に投開票されましたアメリカ大統領選挙において、トランプ氏が圧勝し、4年ぶりに返り咲く結果となったことではないかと思えます。トランプ氏は、アメリカを再び偉大な国にすると勝利宣言し、アメリカ第一を推進する中で、8年前と同様に、来年1月20日の大統領就任式以降、世界各国に対し大幅な輸入品に対する関税を課すとされ、経済の混乱を招くことが懸念されます。このことは、アメリカへの輸出関連企業が多い坂城町においても、何かと頭痛の種かと思えます。

さて、これより一般質問をいたします。今回の質問は、1. 消防団についてと2. 有害鳥獣対策についての2項目であります。

#### 1. 消防団について

坂城町消防団においては、記録が残されております昭和49年、1974年以降本日まで、25名の団長の下、伝統が引き継がれてきております。また、千曲坂城消防組合につきましては、平成15年9月1日に更埴市、戸倉町、上山田町の合併に伴い、更埴市消防本部と坂城戸倉上山田消防組合が一元化。本部と三つの消防署の組合職員定数92名にて発足いたしました。

そんな中、私も昭和54年、1979年に地元企業へ就職と同時に消防団に入団し、昭和62年、1987年に分団長を務めて退団をしました。それから33年ぶりにご縁がありまして、令和2年から3年までの2年間、町の副団長を務めさせていただきました。しかし、この2年間は、コロナウイルスの真ただ中であり、全ての行事が中止となり、何一つ坂城町に対して貢献できないまま在任期間満了にて退団となりました。今改めて思い返しますと、現役時代と幹部時代のギャップがあまりに大きく、少し寂しい気持ちは残っております。

以上の経過、経験から、時の流れとともに坂城町消防団についても、分団の編成見直しなどが見られたことから、4件の項目についてお聞きします。

イ. 消防団の組織と団員の確保について

- 1、現状の消防団組織になった経緯は。
- 2、消防団の団員の確保の方法は。行政、地域、区との連携など。

ロ. 消防団の活動について

- 1、火災予防週間、年末特別警戒等の活動内容は。
- 2、今後のポンプ操法大会の在り方は。

ハ. 火災の発生状況について

- 1、昨年度と比較した今年度の火災の発生状況と出動要員数は。

ニ. これからの消防団について

- 1、消防署との連携をより深くすることが必要と思われませんが、町の考え方は。
- 2、自然災害における防災への消防団の取組は。

以上の質問について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま宮入議員さんより、1番目の質問としまして、消防団についてのご質問をいただきました。私からは、イの消防団の組織と団員の確保について、また、ロの消防団の活動について、ニのこれからの消防団についてのご質問にお答えしまして、ハの火災の発生状況などにつきましては、担当課長から答弁いたします。

消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っており、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき市町村に設置が義務づけされた消防機関であります。

当町におきましては、町消防団設置条例において消防団の設置を規定し、消防団の組織につきましては、町消防団規則において必要な事項を定めているところであります。

また、消防団の構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員であります。

現状の消防団組織になった経緯のご質問であります。ただいま宮入議員さんのご自身のことからもいろいろお話がありましたが、町消防団は、坂城町が誕生した昭和30年に発足し、昭和35年の村上地区の編入を経て、現在につながる消防団が組織されました。

昭和45年には、消防ポンプ車を保有する第1から第4自動車分団と、可搬式ポンプを保有する第1から第13分団、及びラップ分団の全18分団にて編成されたところであります。

その後、時代が平成となり、上信越自動車道坂城インターチェンジが整備された平成8年には、坂城町と当時の戸倉町、上山田町で組織する坂城戸倉上山田消防組合の坂城分署が中之条地区に設置され、町消防団においても、現在の第1分団から第11分団とラップ分団の全

12分団に再編成し、現在に至っております。

次に、消防団員の確保につきましては、各団員のネットワークを通しての声かけや、訪問等による勧誘といった方法のほか、各分団の担当する地区の区長さんをお願いをして、地域の協力を得る中で確保につなげるといった方法を取っているところであります。

そのほか、町で開催される「二十歳の集い」や、千曲坂城消防組合が開催し、地域の子どもやその保護者が多く来場する消防フェスティバルなど、様々な機会を捉え、広報活動を行う中で、団員確保に向け、取り組んでいるところであります。

続いて、ロ. 消防団の活動についてのご質問であります。消防団では、年間を通して毎月1日と15日を消防の日と定め、夜8時頃、担当地区におきまして、各分団のポンプ車または積載車による警鐘及び広報スピーカーでの火災予防啓発を定例の活動として行っております。

また、春の3月1日から7日、秋の11月9日から15日の火災予防週間におきましては、各分団において広報活動を強化しているほか、各地域にある消火栓が正常に作動するか、防火水槽に十分水が入っているかなどを点検する水利点検、ポンプ車や可搬式ポンプが正常に作動するかを点検する機械器具点検などを実施しております。

さらに年末におきましては、歳末特別警戒として12月28日から30日の期間に団員が各分団詰所に詰めて、交代で夜間パトロールを実施し、火災予防の啓発とともに、防犯意識の向上に努めているところであります。

そのほかにも、機械操作訓練や、中継送水訓練、水防訓練など、各種訓練に加え、新入団員等を中心としたポンプ車や可搬式ポンプの取扱い講習についても、消防署と連携して実施することで、有事の際の迅速かつ安全な活動につなげているところであります。

次に、今後のポンプ操法大会の在り方についてのご質問であります。昨今の社会情勢の多様化により、団員それぞれの勤務先の勤務時間や体制が幅広く変化してきており、ポンプ操法大会前の早朝や夜間、休日の練習に団員が集まるのが困難になってきていることなどの課題が生じ、分団の運営や新入団員の確保にも支障を及ぼしている状況も見受けられることから、千曲市や埴科消防協会、消防本部とも協議を行う中で、今年度より埴科ポンプ操法大会への出場は、各分団の判断による希望制としたところであり、今後につきましても、各分団の意見を尊重し、希望制を継続していくこととしております。

一方、有事に備えた対応としましては、町におきましては、引き続き、消防署職員の指導によるポンプ操法講習会を実施するとともに、より多くの分団員が、実践的な機械操作や規律を習得できるよう、講習会や訓練を実施してまいりたいと考えております。

続いて、ニのこれからの消防団についてのご質問であります。消防団活動には消防署との連携が不可欠であると認識しており、団幹部は年度当初に消防署との連絡会議を開催しているほか、機会を捉えて消防署の職員とのコミュニケーションを図るようにしております。

また、消防団の訓練においては、必ず消防署の指導をお願いし、災害時に備えた連携を図っているところであります。

次に、自然災害における防災への消防団の取組についてであります。消防団員は常勤の消防職員とは異なり、火災等災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、これまでに培った経験を生かした消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員であり、消火活動のみならず、地震や風水害等、多数の人員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を担っております。

さらには、平常時におきましても、住民への防火指導、巡回広報等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしております。

町消防団といたしましては、有事の際に迅速かつ的確に行動できるよう、町総合防災訓練への参加や、水防団として水防訓練の実施など、実践的な訓練を行うほか、地元地域で開催される防災訓練や出前講座などへ積極的に参加をしております。

町としましては、消防団が平常時から訓練や講習を通して、地域と一体となって、消防防災技術の向上と地域との共助を図れるよう支援を行うとともに、消防機器の充実や、安心安全のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、ハの火災の発生状況について、昨年度と比較した今年の火災発生状況と出動要員数につきまして、お答えいたします。

令和5年1月から12月の間、町内では9件の火災が発生しました。9件の内訳でございますが、建物火災が4件、林野火災が2件、その他火災が3件となっております。このうち消防団が出動した火災は、林野火災1件、建物火災2件、出動人員は延べ340名ほどで、昨年4月の林野火災におきましては、全分団が3日間連続で出動し、地元分団におきましては、夜間においても警戒をしたところでございます。

令和6年は、1月から10月までで、14件の火災が発生しており、建物火災が6件、車両火災が1件、その他火災が7件であります。このうち消防団が出動した火災は、建物火災2件で、延べ100名ほどの出動でありました。

出動した建物火災につきましては、いずれも夕刻の時間帯であり、主要道路に近く、交通量が多い中での消火活動となり、また、双方とも、地元分団は、深夜まで警戒したところでございます。

住民の皆様におかれましては、いざというときに備え消火訓練を実施するだけでなく、火災を起こさないよう、予防に取り組んでいただくことも重要であることから、消防団では、地域を巡回しての広報や啓発など、火災予防活動も実施しております。

町としましても、同報系防災行政無線や「すぐメール」による火災予防啓発や、広報誌による周知を定期的にも実施してまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** ただいまご答弁をいただきました。1点、再質問をお願いします。少し古くなりますが、6月25日の信濃毎日新聞によると、消防団員の成り手不足が深刻化する中、新たに加入する外国籍住民の団員の存在感が高まっている。多文化共生の観点から歓迎の声がある一方、活動の壁となるのが消防団員の公務員としての地位。公権力を行使する公務員は、原則、日本国籍が必要になる。

総務省消防庁は、延焼防止のために他人の財物を壊すといった活動には制限がかかるとの見解。外国籍団員が現場でどこまでできるかは曖昧な状態で、同庁は本年度中に目安を示す方針とのことでもあります。

また、消防団は、消防組織法や条例に基づいて各市町村ごとに設置される消防機関でありまして、団員は先ほどもお話がありましたとおり、非常勤特別職の地方公務員にあたります。消防庁によると、2023年4月の外国籍の消防団員は、全国で479人、2020年から毎年増加しているとのこと。県消防課などによると、県内では調査を始めた2020年の18人から、昨年4月には24人に増加。佐久市、長野市など12市町村に在籍し、大半の団が在留資格などについて明文化した規程を設けていないが、中長期の定住者が多いと見られると報じました。

以上のことから人口減少に伴う今後の消防団の在り方、並びに当町における外国籍の団員採用についての町の考えをお聞きします。

以上の質問について、答弁をお願いします。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再質問にお答えいたします。

最初に、人口減少に伴う今後の消防団の在り方についてのご質問ですが、消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っておりますので、今後も引き続き、各分団の担当する地区の区長さんと情報を共有する中で、新入団員の確保に努め、訓練や講習を実施していき、有事の際に備えてまいりたいと考えております。

次に、当町における外国籍の団員採用についてのご質問ですが、ご質問にもありましたとおり、外国籍の消防団員につきましては、公務員の国籍の問題や、外国籍の消防団員の活動においては一定の制限がかかることなど、どこまで活動できるか曖昧な状態であることから、総務省消防庁は、本年度中に外国人の消防団活動の目安を示す方針であります。

当町におきましては、総務省が示した方針を踏まえ、適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** ただいま各項目並びに再質問について、丁寧な答弁をいただきました。伝統ある坂城町消防団がこれからも住民の安全・安心に寄与されることを願って、次の質問に移ります。

## 2. 有害鳥獣対策について

今年も町内至るところで有害鳥獣における被害並びに目撃情報が聞かれる1年であったかと思えます。その中において、昨年度、人的被害が198件、死者6人を含む219人で、統計のある2006年度以降で最多となった熊に関する出没情報が、11月27日の毎日新聞に掲載されました。

2024年度の上半期、4月から9月までの全国の熊の出没情報件数は1万5,741件、前年同期比2,350件増に上り、現行調査となった2016年以降で過去最多であったことが環境省のまとめで明らかになった。冬眠前の今の時期は、熊が餌を求めて人里へ降りて来やすいため、同省はさらに注意を呼びかけている。

出没情報件数には、非公表の北海道は含まれていない。また、九州、沖縄は熊が生息していないため、調査対象外。環境省鳥獣保護管理室によりますと、昨年度は熊の餌となるドングリを食らせるブナ科堅果類が東北地方で大凶作となり、10月から11月に出没数が激増。その結果、年間出没情報は2万4,345件と、先ほど述べました人身被害は、共に過去最多を記録しました。

今年度は、目撃情報が増えた一方で、人身被害は上半期で67人ととどまる。環境省は、昨年度に出没が相次いだことを踏まえ、警戒意識の高まりから、今年度上半期は情報が特に増えたのではないかと見ていると報じました。

また、身近な話としまして、先日も私のところに、近所でイノシシが何匹も走り回っていて困るとの話がありました。町においても、対応に苦慮されているかと思えます。

以上のことから、有害鳥獣対策について、3件の項目をお聞きします。

### イ. 捕獲状況について

- 1、イノシシ、熊等が出没した際の町の対応は。
- 2、今年度の捕獲状況は。

### ロ. 有害鳥獣対策について

- 1、今年度これまで行っている取組の内容は。侵入防止柵など。

### ハ. 今後の取り組みについて

- 1、有害獣の住民への周知方法について、スマホアプリなどを活用する考えは。
- 2、侵入防止柵の設置延伸に向けた今後の対応は。

以上の質問について、答弁をお願いします。

**商工農林課長（北村君）** 有害鳥獣対策についてのご質問に、順次お答えいたします。

有害鳥獣による被害につきましては、日本各地で熊被害が相次いだ昨年度に引き続き、今年度も熊やイノシシなどの住宅地への出没情報や人的被害、農作物被害の情報など連日メディアで取り沙汰されており、最近では商業施設に熊が立て籠もるといった事件等も発生しております。

す。

町内におきましても、春先からイノシシの住宅地への出没情報や農作物の被害情報が多数寄せられ、町猟友会と連携して対応しているところでもあります。

ご質問のイ. 捕獲状況についてのイノシシ・熊等が出没した際の町の対応につきましては、町に寄せられた出没情報や被害情報を基に、町職員と町猟友会により現地を確認し、イノシシや熊がまだ近くに生息している可能性がある場合には、「すぐメール」により住民の皆さんに出没情報を周知しています。

また、千曲警察署とも連携し、周辺にお住まいの方への注意喚起やパトロールを行うほか、出没地域が小中学生の通学路付近の場合には、教育委員会にも情報を提供し、保護者同伴による下校や集団下校などの対応をお願いしております。

捕獲方法につきましては、イノシシの場合、出没するルートを見定めて町猟友会により、おりやわなを設置して捕獲に努めることとなりますが、熊の場合には鳥獣保護管理法により、緊急性がある場合を除き県に捕獲権限があるため、県に捕獲許可を申請し、許可後に熊専用のおりを設置し捕獲しております。

次に、今年度の捕獲状況につきまして、11月30日現在で申し上げますと、イノシシ45頭、ニホンジカ26頭、熊、ハクビシン、アナグマ各5頭、キツネ1頭の計87頭捕獲いたしました。

昨年度はイノシシ39頭、ニホンジカ22頭、熊3頭、ハクビシン2頭、アナグマ1頭の計67頭でありましたので、昨年度と比較して既に20頭増加している状況であります。

続いて、ロ. 有害鳥獣対策についての本年度これまで行ってきた取組の内容はのご質問につきまして、お答えいたします。

まず、防除対策として、これまで村上地域入横尾地区で行ってまいりました侵入防止柵の設置を、今年度は金井地区において美山園の周辺から小丸山東側付近までの約500メートルの区間で設置を進めております。12月1日と8日の2日間にわたり、金井区の皆さんを中心とする大勢の皆さんにご参加いただく中で設置作業を行い、今年度予定しておりました柵の設置が完成いたしました。

次に、捕獲対策につきましては、町猟友会の協力の下、今年も熊の目撃情報、被害情報が寄せられたことから、県に捕獲許可申請を行い、許可を受けた上で、おりにより捕獲したほか、イノシシ、ニホンジカにつきましても現場を確認して、おりやわなによる捕獲に取り組んでおります。

また、地元自治区と猟友会、町が協力して有害獣の駆除を行う集落捕獲隊の取組を、今年は北日名、南日名、上平、新町の4地区で行い、イノシシ5頭、鹿3頭、アナグマ1頭を捕獲しております。

さらに、今後より効率的な捕獲を行うために、おりやわなに有害獣がかかった際に町猟友会の会員や、町職員のスマートフォンなどに情報が届くICTを活用した捕獲状況の確認システムの導入に向け、現在、準備を進めているところであります。

この機器の導入により、これまでおりやわなを仕掛けた際に負担となっていた毎日の見回りの負担軽減が図られることが期待されます。

次に、ハ、今後の取り組みについての有害獣の住民への周知方法について、スマホアプリなどを活用する考えはについてお答えいたします。

現在、イノシシや熊等の出没情報があった際には、「すぐメール」で住民の皆さんへ周知を行っておりますが、メールによる文章のみでは出没場所の特定が難しい場合や、土地勘がない方への周知などに課題がありましたので、スマホアプリを活用して、地図と連動した出没場所の情報や、目撃した獣種、頭数などに加え、木への爪痕や畑の掘り起こしなどの被害状況を写真により周知できないか、現在、検討を進めております。

こうしたアプリについては、既に導入している自治体もありますので、運用方法など参考にしてみたいと考えております。

続いて、侵入防止柵の設置延伸に向けた今後の対応はについてお答えいたします。

現在、金井地区において、今年度から来年度の2か年で侵入防止柵の設置を進めているところでありますが、引き続き新地区や鼠区へも設置の効果などを説明する中で、侵入防止柵設置が継続していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、来年度は、大宮区において、侵入防止柵の設置に向けて、現在、ルート選定や協議会の設立に向けた準備を進めております。新たに坂城地区での侵入防止柵の設置となりますので、これまでに設置された他地区の取組方法などをご紹介するなど、町としてもサポートしてまいりたいと考えております。

有害鳥獣対策につきましては、引き続き、防除対策、捕獲対策、環境整備を組み合わせた総合的な対策を軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めていくとともに、町猟友会や地元自治区、農家の皆さんなど、町民の皆さんにもご協力いただく中で、地域が一体となって進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** ただいま、ご答弁いただきました。2点、再質問をお願いします。

1、全国の熊の目撃情報については冒頭申し上げましたが、町内における熊の目撃情報について、昨年との対比は。

2点目として、11月17日の信濃毎日新聞は、北海道猟友会が自治体からの駆除要請を拒否することも含めて検討を始めた。背景として、要請を受けて出動した猟友会のハンターが猟銃所持許可を取り消されたのを妥当とした、10月18日の札幌高裁判決を受けた対応と報じました。

2として、そのことを踏まえ、坂城町においても猟友会との連携が大事と考えますが、町の対応は。

以上の質問について、答弁をお願いします。

**商工農林課長（北村君）** 再質問にお答えいたします。

まず、今年度の町内における熊の目撃情報につきましては、11月末現在で14件の報告があり、昨年の同時期が9件でありましたので、5件増えている状況であります。

続いて、先般の北海道猟友会の事例を基に、猟友会との連携についてのご質問をいただきました。住宅地等で出没した熊などの大型獣に対して銃による駆除を行う必要がある場合には、千曲警察署と町、町猟友会の3者にて十分協議し、対応してまいりたいと考えております。

また、町猟友会との連携という点につきましては、効率的な有害鳥獣対策を行うため、おりやわなの設置場所の選定など、野生鳥獣の習性や特性を考慮した対策方法について、日頃から助言をいただいております。

また、先ほども答弁させていただきましたが、スマートフォンを使った捕獲状況の確認システム導入に向けた準備を進めておりまして、おりやわなを仕掛けた際に猟友会の皆さんの負担となっている毎日の見回りの負担軽減にも努めてまいりたいと考えております。

今後も、引き続き、町猟友会と連携を密にして、有害鳥獣対策に努めてまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** ただいま各項目並びに再質問について、丁寧な答弁をいただきました。これからは有害鳥獣対策には住民に対する安心・安全のため、十分な予算確保をお願いしたいと思います。

最後になりますが、11月27日の信濃毎日新聞に、マイコプラズマ肺炎最多更新、全国増加傾向が続くとの記事が掲載されました。内容としては、国立感染症研究所は、26日、呼吸器感染症のマイコプラズマ肺炎の患者が、現在の集計方法となった1999年以降、最多を更新したと発表しました。細菌であります肺炎マイコプラズマが起こす感染症で、発熱、長引くせきが特徴で、秋冬に流行し、飛沫感染、接触感染で広がると言われております。

医療機関によりますと、この時期は新型コロナウイルス、インフルエンザに続いて第3の感染症への対応が必要とされるとのことと、処方箋においても品不足が出始めているとのことです。いずれにしましても、年の瀬を迎える中で、それぞれの感染症に対し、手洗い、うがい等の予防に努め、健康で新しい年を迎えたいと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時26分)



## 12月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- |      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 滝沢幸映君 | 9番議員 | 玉川清史君  |
| 2 "  | 中嶋登君  | 10 " | 山城峻一君  |
| 3 "  | 塚田舞君  | 11 " | 柰津明子君  |
| 5 "  | 水出康成君 | 12 " | 大日向進也君 |
| 6 "  | 宮入健誠君 | 13 " | 朝倉国勝君  |
| 7 "  | 中村忠靖君 | 14 " | 大森茂彦君  |
| 8 "  | 星哲夫君  |      |        |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 白井洋一君  |
| 教育長      | 塚田常昭君  |
| 総務課長     | 伊達博巳君  |
| 企画政策課長   | 竹内祐一君  |
| 会計管理者    | 竹内優子君  |
| 住民環境課長   | 山下昌律君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海聡子君  |
| 商工農林課長   | 北村一朗君  |
| 建設課長     | 堀内弘達君  |
| 教育文化課長   | 長崎麻子君  |
| 収納対策推進幹  | 細田美香君  |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| D X推進室長  | 瀬下幸二君  |
| 総務課長補佐   | 宮下佑耶君  |
| 総務係長補佐   | 宮嶋和博君  |
| 総務課長補佐   | 宮原卓君   |
| 企画政策課長補佐 | 川島徳夫君  |
| 企画調整係長   | 橋本直紀君  |
| 保健センター所長 |        |
| 子ども支援室長  |        |
4. 職務のため出席した者
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 大橋勉君   |
| 議会書記   | 柳澤ひろみ君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 公園の遊具についてほか 中村忠靖議員

(2) 文化の振興についてほか 水出康成議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 初めに、7番 中村忠靖議員の質問を許します。

**7番（中村君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

今回の質問では、一つ目に公園の遊具について、4点質問させていただきます。そして、二つ目は、業務改善の取り組みについて、2点質問させていただきます。それでは、順次質問に移ります。

#### 1. 公園の遊具について

今年5月に行われた総務産業常任委員会の閉会中調査の中で、町内各所の水門施設の現地調査が行われました。その際、鼠地区の公園施設が何らかの理由か不明ですが、公園内の遊具がビニールテープ等で固定され、使用できない状態でした。

一方、数年前かと思いますが、テレビニュース報道や新聞記事などの中に、公園内の遊具等でのけがや事故の事例が多く発生したことがありました。子どもたちなどが遊ぶ場所である公園内で、遊具による事故等はあってはならない事象と思います。また、その維持管理及び日常点検等がますます重要となってきております。

そのような中、最近、障がいの有無や年齢に関係なく、みんなが一緒に遊べるインクルーシブ遊具の導入が注目されております。以前あった遊具等が老朽化したような場合に、ほかの公園施設などで更新されたケースもあります。

ここで、インクルーシブについて少し触れておきます。インクルーシブ教育あるいはインクルージョンという言葉をしばしば耳にするようになりました。インクルーシブとは、あえて日本語にすると、包み込むような、包括的となりますが、何だかわかりにくい。インクルーシ

ブは、ソーシャルインクルージョン、社会的包摂という言葉から来ており、これはあらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという言葉の社会政策の理念を表します。

インクルーシブ遊具の取組について、以下のようなことが挙げられます。1、ユニバーサルデザインの採用では、車椅子でも利用可能なブランコや、感覚過敏を持つ子どもが安心して遊べるエリアの設置。2、地域住民との協議では、地元住民や福祉関係者の意見を反映させた遊具遊びや公園のデザイン。3、補助金や助成金の活用では、国や地方自治体の助成金を利用して遊具を整備するケースが多い。4、教育プログラムとの連携では、公園を地域の学びの場として活用し、多様性や共生社会の大切さを教える活動。

そこで、インクルーシブ遊具の使用例をいくつか紹介します。一例を紹介しますと、クッション性のあるベットジャンパーとは、周囲の振動を受けにくく、体の動きが苦手な子どもでも遊べ、車椅子の乗り降りが可能。2、子ども用の回転遊具であるオムニスピナーという遊具は、回転スピードが緩やかで、内向きで座るため子どもの表情を常に確認でき、車椅子からの乗り降りが可能。3、2人が同時に利用できる幅2.8メートルの滑り台や、4、デッキ上の階段などなど、いくつかのパーツを組み合わせた複合型遊具、幅の広い滑り台や階段、通路は動作がゆっくりな子どもでも安心して楽しむことができます。さらに、遊具の周囲にはクッション性のあるゴム舗装を敷くなど。この公園を訪れたあるお母さんからは、近所に自由に遊べる公園がなかったが、ここでは安全で安心して遊ばせることができるとの感想が寄せられています。

そこで、まず、イとして公園の遊具について2点お聞きします。

1、町内の公園について、都市公園の設置箇所数は。

2、びんぐし公園及びわんぱく広場の遊具の管理状況は。

ロ. 学校・保育園の遊具について、1点お聞きします。

1、学校・保育園における遊具の管理更新や修理状況は。

ハ. インクルーシブ遊具について、1点お聞きします。

1、全国各地で導入されてきているインクルーシブ遊具について、町の公園への検討、導入の考えは。

以上、4点について答弁をお願いいたします。

**建設課長（堀内君）** 1. 公園の遊具について、私からは、イの公園の遊具についてと、ハのインクルーシブ遊具についてのご質問にお答えいたします。

初めに、イの公園の遊具についてであります。現在、坂城町都市公園条例で定める都市公園につきましても、びんぐしの里公園、吉野健康広場、こんびらミニパーク、ふれあいパーク、シンフォニックヤード、わんぱく広場、そしてさかき千曲川バラ公園の計7か所設置している

ところでございます。

都市公園に設置の遊具につきましては、ブランコや滑り台、シーソー、ジャングルジム、スプリング遊具、大小の複合遊具、フィールドアスレチックなどがあり、主に、びんぐしの里公園とわんぱく広場に多く設置している状況でございます。

遊具の管理状況につきましては、坂城町都市公園施設長寿命化計画に基づき、定期的に見視による点検を行うとともに、専門業者による定期点検を毎年実施しており、点検結果による遊具等の不具合があった際には、一時的に使用禁止の掲示をし、修繕等の対応を図っているところでございます。

都市公園における遊具の更新や修繕の状況であります。長寿命化計画を踏まえ、近年では、わんぱく広場に設置されているスプリング遊具や、びんぐしの里公園の木製遊具の更新、ローラー滑り台のローラー交換などの工事のほか、他の都市公園の遊具等につきましても、不具合が見つかり次第、修繕等の対応を行っているところでございます。

続きまして、ハのインクルーシブ遊具についてお答えします。先ほど中村議員さんからもお話がありましたが、インクルーシブとは、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う、全ての人々が共生するという社会政策における理念であり、誰も排除しない社会を目指す考え方であると認識しているところでございます。

「誰一人取り残さない」をテーマに掲げるSDGsの達成に向け、インクルーシブな考え方を、様々な場面で取り入れる動きが社会全体で広がっており、この考え方を取り入れたインクルーシブ遊具や施設が整備された公園は、インクルーシブ公園と位置づけられております。

インクルーシブ公園につきましては、多種多様な個性を理解、尊重し、障がいの有無や年齢、性別に関係なく、誰もが一緒に楽しめる空間として整備された公園であり、今後の公園整備において、必要な視点であると考えております。

インクルーシブ公園を整備するにあたりましては、従来からある製造者主導の、身体的な障がいだけでなく、年齢や文化的背景などにも配慮した設計によるユニバーサルデザインへの対応に加え、さらに一歩進んだ、実際にその遊具等を利用するユーザーの意見を積極的に反映させるインクルーシブデザインの考え方を採用することが重要であると考えているところでございます。

また、誰もが同じ場所で楽しむことができる空間を生み出すことで、遊びを通じて子どもが人の多様性を自然に理解でき、共に生きる心が育つことも期待することができると考えております。

インクルーシブ遊具の特徴といたしましては、ブランコでは、体を固定できる安全バーがついているタイプや、寝そべって利用できるハンモック型、幼児用のバケット型などがあり、体を支える力が弱くても乗ることが可能となっております。

スプリング遊具やシーソーなどでは、車椅子を使用したまま遊べる工夫がされ、車椅子を使用しない子どもと一緒に乗って遊ぶことができたり、滑り台などのスロープも滑りにくい設計とし、車椅子で通ることが可能な幅の確保や、車椅子の座面と高さを合わせた配慮などのほか、触れたり聞いたりする感覚を刺激する、音を鳴らす遊具、3歳未満の子ども用遊具、健康遊具など様々な種類の遊具があり、これらを組み合わせて設置し、多くの人がいろいろな楽しみ方で遊ぶことができる公園をインクルーシブ公園と捉えているところでございます。

また、インクルーシブ遊具が設置してあるだけでなく、遊具へのアクセスが誰からでも容易で、転んでもけがをしにくいようゴムチップ舗装の施工、車椅子や歩行器、ベビーカーなどが通れるような園路整備や、幅が広く緩やかなスロープを設置すること、大人が子どもを見守りやすい場所や休憩場所があること、点字・音声ガイド、ピクトグラムなどを使用し、公園の案内板などをわかりやすく表示するなど大切な要素となっており、公園全体における配置やデザインに配慮することが重要であるとされております。

国内では、2020年に国内初のインクルーシブ公園が東京都世田谷区の都立公園に開設され、その後4年間で、全国各地に広がっている状況でございます。

県内では、諏訪市、伊那市、大田市においてインクルーシブ遊具が設置されており、今年度に入り安曇野市にも設置されたほか、松本市は今年度から令和8年度までの間に、6公園に各1基を設置予定とお聞きしているところでございます。

これら先進自治体の取組を見ますと、インクルーシブ遊具を設置する公園は、利用される方の様々な状況に対応する必要があることから、既に駐車場や多目的トイレなどの施設が整備されているほか、山間部や斜面に位置する公園よりも、比較的平坦部にある都市公園が適しているとされております。

今年度は、町の都市公園を対象とした坂城町都市公園施設長寿命化計画の更新時期となっており、現在、来年度から令和16年度までの10年間の計画について、策定を進めているところであり、町内7か所の都市公園の施設や遊具について、これまでの更新や修繕の経過、毎年行っている定期点検の結果等を加味する中で、改めて経年劣化調査を行い、調査結果を基に修繕や更新、廃止などの基本方針や、工法、緊急度、時期及びライフサイクルコスト等を踏まえた長寿命化対策について検討しているところでございます。

インクルーシブ遊具につきましては、町都市公園施設長寿命化計画を踏まえ、今後、先進自治体の導入経過や課題、利用状況等について参考にさせていただくなど、研究してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長寿命化計画に基づく定期点検を実施し、修繕の可否や費用対効果等を勘案する中で、必要に応じて更新や撤去、新設工事を行い、安全で魅力的な遊具の設置を通じた公園管理に努めてまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、ロ. 学校・保育園の遊具についてのご質問にお答えいたします。

学校や保育園の遊具につきましては、遊具遊びを通じた体力向上や創造力の育成、友達とのコミュニケーション能力育成など、子どもたちの健やかな成長のため重要な役割を果たしております。その一方で、遊具の安全管理は非常に重要であり、事故を未然に防ぐために、適切な維持管理を行うことが必要であると考えております。

ご質問の学校、保育園の遊具の維持管理につきましては、子どもたちが安心して使用できるよう、学校保健安全法などに基づき、教員、保育士などの職員が日常的な点検をしているほか、毎年、専門業者による定期点検を実施し、危険性や不具合の有無などを確認しております。

点検等において、老朽化等による危険や不具合等、修繕の必要が生じた場合は、状況により当該遊具の使用を中止するなど、迅速に対応を図るとともに、必要に応じて遊具の更新を進めているところであります。

また、学校の遊具につきましては、遊具の撤去・更新を含めた適切な維持管理のため、学校施設長寿命化計画（遊具編）を策定する中で、専門業者による屋外遊具の劣化状況の点検を実施し、危険性が高いと判定された小学校の鋼製遊具につきましては、令和5年度までに撤去または更新を完了したところでございます。

学校、保育園の遊具につきましては、今後も引き続き、日々の点検や専門業者の定期点検などにより、遊具の適切な維持管理に努めるとともに、子どもたちが安心して楽しく遊び、学べる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

**7番（中村君）** ただいまは、各担当課長さんより答弁をいただきました。今後も町内各所の公園について、引き続き日常点検、維持管理及び安全対策をお願いいたします。また、今回紹介いたしました安心・安全なインクルーシブ遊具について、町の長寿命化計画の中で、導入に向けての検討推進をよろしくをお願いいたします。

次の質問に移ります。

## 2. 業務改善の取り組みについて

日本全国でDX、デジタルトランスフォーメーションが進められる中、業務の効率化や住民サービスの向上を目指して、DX導入が進められています。最近、町内施設でもDX化が進み、行政手続の電子化や住民とのデジタルコミュニケーション、さらには地域産業のデジタル化など、その活用がされてきているとお聞きしました。

一方、窓口対応の省力化を図る中、相談対応、相談事項などに関しては、窓口での対応が引き続き必要となります。その中で、9月の一般質問でも要望させていただきました、特に高齢化が進む中で、いくつかの自治体で導入されてきている軟骨伝導イヤホンについてです。

一例を挙げますと、中野市役所の窓口4か所、市民課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり

課には2024年7月から導入されております。さらに、隣の千曲市でも導入されたと聞きました。利用者からは大変喜ばれているようです。

費用は、窓口で使いやすいスタンド型で、1セット約3万円程度とお聞きしました。県外の事例では、これを使われた利用者からは、音がはっきり聞こえ、役所担当者も大きな声を出さずに済むため、個人情報や相談内容を周囲に聞かれる心配がないとの声もありました。

ここで軟骨伝導について補足説明をさせていただきます。耳の軟骨を振動させて音を伝える経路、軟骨伝導を発見した奈良県立医科大学の細井裕司学長とともに、騒音性難聴に悩む当事者からの意見をお聞きし、発案されたと聞いております。騒音性難聴は、工場や工事現場などで大きな音を長時間聞き続けることで起きる。予防策として、耳栓の装着が推奨されているが、周囲の音が聞こえづらく、安全確保が難しくなる。そのため、耳栓をした上で周囲の音を集める仕組みが必要であり、軟骨伝導が有効になると述べ、軟骨伝導を使った、耳内部の細胞をなるべく傷つけないよう手法を提案した。

イヤホンが軟骨に触れるだけで音が発生するため、イヤホン自体に音を通す穴を開ける必要がありません。また、このイヤホンは耳穴を完全に塞がないため、外の音がクリアに聞こえ、自分のそしゃく音も聞こえません。着けながら会話やテレビ、快適な食事を楽しめるようです。さらに強い振動も必要ないため、消費電力も少なく済みます。

もう一つの利点は、通常の窓口では、高齢者の方や耳の聞こえづらい方と交わす会話は大声になるため、個人情報のやり取りが困難です。しかし、軟骨伝導イヤホンは音漏れがなく、アクリル板やマスクを介しても、クリアな音質で会話のやり取りができるため、とても有用です。

また、通常の空気伝導イヤホンの穴は、耳あかがたまりがちで不衛生です。耳穴の中にイヤホンを入れることによって傷もつくため、耳の炎症、外耳道炎を起こす大きな要因です。

一方、軟骨伝導イヤホンは、耳を防ぎません。集音器のイヤホンも穴がなく、表面がつるつるで不特定多数の人がつけても、拭けるので衛生的です。

そこで、公共施設などの窓口対応の際、高齢者の方や耳に障がいのある方などが対話などをスムーズにするための軟骨伝導イヤホン導入です。そこで、まずイ．窓口DXの推進状況について、1点お聞きします。町内各施設について、「書かない窓口」と予約できるシステムが導入されたが、その内容は。

ロ．窓口対応について、1点お聞きします。

町でも、軟骨伝導イヤホンを窓口で最近導入したとお聞きしました。導入した経緯と今後の配置、活用予定は。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、中村議員さんから2番目の質問としまして、業務改善の取り組みについてのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、イの窓口DXの推進状況について。今年度導入された「書かない窓口」と「公共施設予約システム」の内容についてのご質問でありますけれども、以下、若干詳しく説明を申し上げます。

町では、今年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた3事業の取組を進めており、そのうち窓口DXの推進を図るため、今年10月から「公共施設予約システム」の運用を、また、先月11月からは、「書かない窓口システム」の運用を開始したところであります。

それぞれのシステムの内容につきましては、まず、「公共施設予約システム」につきましては、町の施設の利用に際し、これまでは電話での空き状況の確認や、各窓口にご直接お越しただいての予約の手続きが必要でありましたが、システムの導入によりまして、全てご自身のスマートフォンやパソコンから済ませていただくことが可能となったところであります。

また、町側におきましても、予約状況の管理を紙の台帳からシステム上で行うことができるようになり、業務のデジタル化と効率化にも寄与しているところであります。

一方で、ご自宅にインターネット環境がない方やスマートフォンなどをお持ちでない方につきましては、従来どおりの方法で予約の申請をお受けしているところでもあります。

また、デジタル機器が苦手な方もいらっしゃることを考慮しまして、操作画面に関しましては、できるだけ見やすくわかりやすいものになるよう、極力シンプルな構成としたところであります。

システムの運用開始からまだ2か月余であります。町外の方も含めまして、既に約220名の方がシステムに登録しご利用されており、問い合わせることなく、自宅で施設の空き状況を確認することができ、そのまま予約もできて便利になったといった声もお聞きしているところであります。

今後におきましても、さらなる利便性の向上に向けまして内容を精査し、必要な機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「書かない窓口システム」につきましては、役場窓口での手続きにおいて、マイナンバーカードなどの本人確認書類を窓口にご設置する機器に挿入していただくことで個人情報をご申請書に自動で印字されるものであり、来庁者の負担を減らすことを目的として導入したものであります。

また同時に、機器に搭載されたカメラでの顔認証により、本人確認書類との照合が自動で行われ、第三者の成り済ましを防止できることから、目視により行ってきた確認作業が省略され、業務の負担軽減にもつながっているところであります。

機器につきましては、住民票や戸籍謄本などの発行を行う住民係と、所得証明や納税証明などを発行する税務係の窓口にご設置したところであり、実際に窓口にご各種証明書の申請で来庁さ

れた皆さんに対し新たなサービスのご紹介と、利用のご案内をしているところであります。

また、町内には外国人の方も多くいらっしゃることから、画面の案内表示を英語に変換してお使いいただくことができるほか、機械による本人確認書類情報の読み取りも多言語に対応させており、国籍にかかわらずどなたでもお使いいただけるよう配慮しているところであります。

導入からまだ間もないシステムということもあり、多くの方にご利用いただいている状況ではありませんが、引き続きご案内をしていく中で利用率を増やし、より多くの方に利便性を感じていただければと考えているところであります。

窓口DXの推進につきましては、さきに導入いたしましたコンビニエンスストアにおける各証明書の交付サービスも含めて、町民の皆さんが日常生活の中でできるだけ便利にご利用いただけるよう、さらに進めてまいりたいと考えております。

次に、口の窓口対応についてのご質問にお答えいたします。

住民の方の生活に密接に関わる幅広い業務を行っている各課の窓口には、日々多くの方がそれぞれの目的で来庁されます。そうした中で、先ほど答弁しましたように、今後も町民の皆様への利便の向上に資するDXの取組を推進してまいりたいと考えているところであります。

また、一方では、様々な相談事や各種手続など、窓口における対面での対応も欠くことができないことから、町では、これまでも職員の接遇研修などとともに、窓口へのローカウンター設置をはじめ、老眼鏡や拡大鏡の配置、遠隔手話サービスの導入など、住民サービスの向上のため、ハード面での対応環境の整備を進めてきたところであります。

そうした中で、軟骨伝導イヤホンについて、導入の経緯と今後の配置、今後の活用の予定についてのご質問をいただきました。

町では、先週3日から、軟骨伝導イヤホン及び骨伝導ワイヤレスヘッドホン福祉健康課の窓口配置し、利用を開始したところであります。

導入に至った経緯といたしましては、窓口等において耳の聞こえにくい方とのコミュニケーションを円滑に行えるよう、サービス向上の一環として設置したものであります。

先ほど中村議員さんから十分説明していただいたので、もう説明する必要がないくらいでありますけれども、補足しますと、このうち耳の外に装着する骨伝導タイプは、頭蓋骨を通じて内耳に直接音を伝えるため、外耳や中耳に問題があっても対応できるのが特徴となっております。

一方、耳の内側の軟骨に装着する軟骨伝導タイプは、外耳を通じて音を伝えるため、外耳に問題がある場合には適さないものの、音質はクリアで聞き取りやすいといった特徴があり、状況に応じて適したタイプをお使いいただけるように、2種類を用意したところであります。

また、導入いたしました装置は、いずれも持ち運びができるコンパクトなものであるため、福祉健康課の窓口配置はしておりますが、ほかの課での窓口対応時や会議室での使用もでき

るほか、必要に応じ、耳の聞こえにくい方のお宅へ職員が訪問する際にも活用することも可能であると考えているところであります。

こうした装置の配置により、これまでは、職員が来庁者に合わせ声のトーンや口調を調整し、時には文字も交えるなどしてコミュニケーションを図っておりましたが、聞き取りづらさを感じる方に装置をお使いいただくことで、必要な内容を明確に伝えられること、大きな声を出さずにプライバシーにも配慮できることなどに期待をしているところであります。

難聴には様々な要因があるため、今回導入した装置で全てをカバーできるものではありませんが、今後につきましてもDXの取組を含め、ハード、ソフト両面から窓口における住民サービス向上のための取組を続けてまいりたいと考えております。

**7番（中村君）** ただいま町長より答弁をいただきました。答弁にありましたとおり、様々なDX化の推進により、窓口業務の効率化、省力化が図られてきていることは理解いたしました。

しかし、その一方で、どうしても窓口での対応が必要なことも承知しております。そのような場合、高齢化が進む中で耳の聞こえにくい方々などに、安全で親切な設備である軟骨伝導イヤホン、また、町では骨伝導も導入されたと今お聞きしました。このほかについても、きめ細やかな窓口対応をより一層検討されていくことをお願いいたします。

最後になりますが、今年1年を振り返る中、1月元日に発生しました能登半島地震では、マグニチュード7.6、最大震度7という大規模なものでした。この後、9月には豪雨災害による発災など、度重なる災害に言葉もありません。これから冬場に向けて、寒さが一層厳しい季節が続くことから、一刻も早く日常生活が取り戻されることが強く望まれます。

来る明年、2025年は、災害・事故の少ない一年でありますことを願って、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時33分～再開 午前10時43分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、5番 水出康成議員の質問を許します。

**5番（水出君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に、文化の振興について、二つ目に子育て支援について一般質問を行います。

初めに、文化の振興について。第6次長期総合計画、第5章未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり、第5節に文化の振興が挙げられ、具体的な取組も進められています。鉄の展示館では、9月21日から11月24日まで「坂城に華ひらく能装束」と題し、能装束展が開催され、期間中、関するイベントや子どもたちの仕舞などもあり、来館された方は伝統芸能の奥深さを

感じ、伝統を継承する大切さや興味を覚えたのではないのでしょうか。

また、10月26日、27日に「第52回坂城町文化祭」が「～したしむ・つくる・ふれあう・ささえる～」をテーマに開催されました。31団体の展示や文化の館のお茶席、芸能公演は21団体が出演され、それぞれの日頃の練習の成果を発表されました。延べ1,200名を超える来場の皆様に楽しんでいただけたと思います。

そして、26日には村上義清没後450年を迎え、信濃村上氏フォーラム「語り継ぐ村上義清」の講演とパネルディスカッションが行われました。改めて武田信玄との戦いで二度も勝利を収めた勇将、村上義清について、今後も伝承していくことは当然ながら、彼のブランド力を450年過ぎた現在も、坂城町の観光資源として十分な価値があると再認識された方も多かったのではないのでしょうか。坂城町の独自の文化を町の観光や活性化にさらに役立てていきたいと思うところです。

そこで、文化の振興について、以下、質問事項イ、ロ、ハ、3件について伺います。

イとして、文化財3施設、文化財センター、旧格致学校校舎、ふるさと歴史館について、3館合計の来館者数については、平成29年は3,357人、平成30年は3,760人、令和元年は3,694人と公表されています。

1、文化財センター、旧格致学校校舎、ふるさと歴史館の来館者数について、令和2年度から5年度の来館者数を伺います。

2、来館者増加のために実施した施策について伺います。

3、実施された施策を振り返り、今後への展望について伺います。

ロとして、文化・芸術団体の支援について。

文化祭では、日頃の活動成果が発表され、私たちは多くの感動をいただき、また、発表者の皆様の活力を大いに感じました。文化・芸術団体の皆様のますますのご活躍を期待するところです。

グループの活動を奨励し、さらに発展させるため、行政としても永続的に積極的な支援が必要と考えます。令和2年度から5年度の直近4か年の文化・芸術団体への主な支援活動状況について、1、新規文化・芸術活動の参加団体数と活動人数の状況を伺います。

2、文化継承のため、子どもたちや若い世代、次世代の関心を高める取組を伺います。

ハとして、文化財・史跡等の活用について。

文化財や史跡は、当町の歴史の代弁者であり、大切な観光資源でもあります。文化財や史跡は、当町の観光活用への一翼も担うと考えています。そのため積極的な保守・整備は欠かせないところです。特に葛尾城跡は、村上義清の城としても、町内の人気史跡でもあります。そのほか、小学生の遠足や山城ファンの方、健康増進に登山される方など目的も様々ですが、登頂したときの眺望は、誰もの心を癒やしてくれるのではないのでしょうか。

そして、我が町や近隣の町の様子や地形から、現状を確認したり、将来の町を想像したり、村上義清は当時どんな思いであったか想像したりと、単に山頂からの眺望を楽しむだけでなく、想像力をかき立てて楽しませてくれます。しかし、最近では周りの木々の繁茂により景観は阻害されており、苦勞して登頂を果たしたのに高揚感は半減してしまうのではないのでしょうか。

1、葛尾城跡山頂からの眺望維持に努めるの必要性を感じますが、町としての対応を伺います。また、ナビタイムジャパンによる米国及び欧州5か国を対象に、コロナ前の2019年3月1日から7月31日と、コロナ後の2023年3月1日から7月31日で欧米各国旅行者の滞在増加率を比較した、訪日欧米人旅行者、各国の人気急上昇トップテンでは、アメリカ人観光客からの人気急上昇している日本の町ランキング部門で、坂城町が2番との紹介もあり、インバウンド需要を意識した活動も力を入れていく必要性を再認識するところです。

2、文化財施設等や観光施設等へ、外国人観光客の集客への取組状況を伺います。

そして、坂城町の独自の文化、名所、史跡などを効果的に紹介し、当町への観光客を増やしていくために、3、文化財や史跡の観光活用への考えを伺います。

以上について、答弁をお願いします。

**教育長（塚田君）** 文化の振興について、教育委員会に関するご質問に順次お答えいたします。

文化の振興につきましては、町民一人一人の心豊かな暮らしと地域の活性化を実現するために、大変重要な要素と考えており、町といたしましても、町民の皆様文化に触れ、学んでいただくよう、様々な機会を設ける中で、地域の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、新たな文化創造の場を提供することも大切な柱として考えております。

初めに、町文化財センター、格致学校歴史民俗資料館、坂木宿ふるさと歴史館の、令和2年度から5年度の来館者数及び、来館者を増やすために実施した施策についてのご質問に、施設ごとにお答えいたします。

初めに、文化財センターにつきましては、貴重な文化財を後世に伝えていくため、埋蔵文化財の発掘調査や出土品の整理、古文書や民具などの収集や保管を行う事務所として設置された施設で、南条の青木下遺跡から出土した土器などの常設展示や、エントランスには、旧家の上棟式に用いられた矢羽根などの展示を行っております。また、春には、ふるさと歴史館や鉄の展示館とともに、企画展として「坂城のお雛さま」を開催しております。

来館者数につきましては、令和2年度は129名、3年度は102名、4年度は122名、5年度は145名、6年度は11月末時点で93名でございます。

次に、格致学校歴史民俗資料館は、明治初期の擬洋風な校舎を利用して、当時の教室の様子を復元した資料館で、館内は、戦前の教科書類を中心に教材を展示しており、例年、町文化祭と同時開催の図書館祭りに合わせ、格致学校の2階においてミニ企画展を開催しております。

令和2年度の来館者数は141名で、ミニ企画展などは新型コロナウイルス感染症の感染拡

大防止対策のため開催できませんでした。令和3年度の来館者数は229名で、ミニ企画展として「格致学校卒業生に聞く校舎の思い出」を開催し、令和4年度は177名で、ミニ企画展として「坂城の水防江戸・明治」を、令和5年度は187名で、ミニ企画展として「くらしのきおく 町に寄贈された道具たち」を、令和6年度はミニ企画展として「石に刻まれた願いと祈りさかきの石造文化財」を開催し、11月末時点の来館者数は234名でございます。

次に、坂木宿ふるさと歴史館は、昭和初期に建設された近代和風建築を利用して、村上義清をはじめとする信濃村上氏の歴史、北国街道坂木宿の様子、江戸時代後期に流行した日本独自の数学である「和算」に関わる常設展示を行っております。入り口の入母屋造りの長屋門は、坂木宿本陣があった当時のもので、平成16年に町の文化財に指定し、現在は門の内部に町内で収集した民具の展示をしております。

さらに、例年春には、企画展として「坂城のお雛さま」と題し、ひな人形の展示を鉄の展示館などと合同で開催しているほか、夏休み期間中は、入り口の和室において、レトロ家電の展示を行っております。

来館者数につきましては、令和2年度は2,375名、3年度は2,401名、4年度は2,781名、5年度は2,253名で、6年度は11月末時点で1,534名でございます。また、今年度は、先ほどもお話がありましたとおり、村上義清没後450年を記念して開催した「信濃村上氏フォーラム」に併せ、より多くの方に村上義清を知っていただくため、10月の土曜日、日曜日の入館料を無料とする企画を行いました。

次に、各施設の来館者増加に向けた今後の展望といたしましては、ふるさと歴史館と文化財センターにおいては、引き続き、例年開催しております、春の企画展の「坂城のお雛さま」を鉄の展示館と合同で開催し、格致学校の企画展につきましては、文化財センターなどで所蔵している文化財等の展示を、毎年テーマを変え図書館祭りと合わせて開催するなど、多くの方々に来館いただくきっかけとなるよう、企画展などのPRをするとともに、様々な行事等との同時開催などについても研究してまいりたいと考えております。

次に、ロ. 文化・芸術団体の支援についてのご質問にお答えいたします。

町の文化、芸術振興の取組につきましては、坂城町第6次長期総合計画や、生涯学習基本構想に基づき、町民の皆様が生涯学習に参加できる機会を増やし、自主的な学習活動を支援するために、まなびの玉手箱などの生涯学習プログラムの提供や、公民館文化講座の開設等、生涯学習機会の充実を目指した取組を行っております。また、町が実施している「さかきふれあい大学」では、講演会やコンサートなどの開催や、専門講座、公民館文化講座など、より多くの町民の皆様が参加し、生きがいと心の豊かさを深めることができる取組をしております。

さらに、町民の皆様が地域やサークルなどで学習等を行う際の講師を派遣する出前講座なども実施しており、ただいま申し上げました各種講座につきましては、まなびの玉手箱で周知を

図り、町民の皆様様の文化活動の振興に努めております。

ご質問の、直近4年間の新規文化・芸術活動の参加団体及び活動人数及び文化・芸術団体への主な活動支援といたしまして、団体数や登録人数の推移が確認できます町文化協会の各年度の加入団体数及び加入総数について申し上げますと、令和2年度が32団体605名、3年度が33団体585名、4年度が30団体453名、5年度が30団体439名となっており、今年の6月の総会時におきましては、加入団体が29団体、会員は422名となっております。

このうち、新規に加入した団体といたしましては、令和2年度が音楽サークル、坂城ミュージックベルの会と文芸クラブ、詩を楽しむ会の2団体で人数は7名、令和3年度が健康サークル、気功クラブの1団体で、人数は4名、令和5年度には、和楽器サークル、三藤会、三味線の1団体で人数は12名でございます。

町文化協会は文芸・美術・工芸・音楽等、多くの皆様様がそれぞれ活動を行い、会報の発行や交流研修、美術展や講演会等を行っており、こうした活動に対し町では、文化協会の加入団体による各種大会や発表会への共催・後援、文化センター等公共施設の会場使用料の減免等の支援を行っております。

続きまして、文化継承のため、子どもたちや若い世代の関心を高める取組はのご質問にお答えいたします。

子どもたちや若い世代が文化を継承していくことについて関心を高めるためには、文化活動に触れ、そのよさを体感することが大切であると考えております。

町では、小学生を対象とした「子ども能楽教室」を各小学校で開催するとともに、保育園、幼稚園児から高校生を対象にした「坂城みんなの能楽教室」を行い、町と薪能実行委員会が共催する「びんぐしの里薪能」や、町文化祭などにおいて発表を行うなど、日本の伝統文化である能楽を継承するため、次世代の育成に努めております。

また、「千曲川坂城陣太鼓保存会」による坂城小学校での太鼓の指導や、村上小学校太鼓クラブの指導、そのほかにも、毎年3月の町茶道協会による小学生を対象とした「こども茶の湯教室」の開催や、町内各地域では、各地区の神楽保存会において、地域の祭りを通じて小中学生への文化活動の次世代の育成を行っていただいております、町は各団体の活動費などを支援しております。

さらに、次世代への関心を高める活動として、町公民館による納涼音楽祭や町文化祭の芸能公演においては、金管バンド坂城ハッピープラスや、坂城小学校と村上小学校の合唱クラブなどが参加し、大人と一緒に活動することによりお互いに刺激を受け合うことで、文化活動への関心が高まるものと考えております。

今後も引き続き、生涯学習事業や公民館文化講座などの推進をするとともに、任意団体の活動を支援し、子どもや若い世代も文化活動に関わる機会を設けることで、各世代の文化活動へ

の関心が高まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、葛尾城跡山頂の眺望の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

文化財や史跡は、地域の歴史や文化を伝える貴重な財産であり、次世代に引き継いでいくべき重要な役割を果たしていることから、町におきましても、これらの文化財を適切に維持管理し、地域の魅力を高めていくことは大変重要であると考えております。

ご質問にあります葛尾城跡は、村上義清の本拠地として町を代表する歴史的遺産の一つで、県内でも貴重な山城として、昭和49年に県の史跡に指定されており、葛尾城跡からの眺望もその魅力の一つとして、町内外から多くの方が登頂され眺望を楽しまれております。

その葛尾城跡の維持管理につきましては、現在、地元区で組織される葛尾城跡保存会の皆様を中心となり、枝払いや草刈り、登山道の整備などを年2回実施しております。

しかしながら、ご質問の樹木の伐採を含む眺望の改善を図るためには、山林所有者の承諾や、市町村の境界に位置する葛尾城跡がまたがる千曲市との協議が必要となります。また、伐採する樹木が保安林指定地にある場合には、保安林を管理する県に事前に樹種や本数、伐採方法などの協議を行った上で、伐採の許可が必要となります。加えて、葛尾城跡は県の史跡に指定されているため、通常の維持管理を超える樹木の伐採については、県の関係機関と協議をした上で、現状変更の届出が必要となるなど、様々な機関との協議や届出許可などが必要となります。

今後、眺望を含めた管理方法などについて、これらの関係者と慎重に検討してまいりたいと考えております。今後も引き続き、文化財の保存と活用、地域の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

**商工農林課長（北村君）** 私からは、ハの文化財、史跡等の活用についてのうち、文化財施設等や観光施設等へ外国人観光客の集客への取組状況はと、文化財や史跡の観光活用への考えはのご質問にお答えいたします。

今年1月から6月の上半期において、日本を訪れる外国人の数が過去最多になるなど、コロナ禍で落ち込んだ外国人観光客数は、日本文化への関心の高まりや円安などを背景に急回復しています。

また、先月、県から発表された令和5年外国人宿泊者数調査結果においても、長野県内における外国人延べ宿泊数、実数は約95万泊で、対前年比で約7倍の大幅増加となるなど、県内にも大勢の外国人観光客の方が来られております。

町内におきましても、今年度、鉄の展示館には、4月から11月までの間に、約100名の外国人の方にご来館いただいております。日本刀が、日本の伝統文化の象徴として、また優れた美術工芸品として日本人のみならず外国人の方にとりましても非常に魅力的なものと捉えられていることがうかがわれます。

ご質問の町の文化財施設等や観光施設等への外国人観光客の集客への取組状況でございます

が、町では、近年整備いたしました、町内の文化財施設や観光施設等を案内する看板には英語表記を、田町十王道閻魔堂説明看板につきましては、英語による解説を併記しており、順次、外国人の方にも理解しやすいように整備に努めているところであります。

また、現在、町では鉄の展示館ホームページの全面的なリニューアルに向け、作業を進めており、内容の充実とともに、外国人の方にも配慮し、英語等の外国語にも対応していきたいと考えております。

続いて、文化財や史跡の観光活用への考えはのご質問にお答えいたします。

文化財や史跡は、歴史的価値や学術的価値、芸術的価値など、様々な側面を持っており、その伝統や文化、歴史、美しさなどに触れたいという思いから、文化財や史跡等を訪れる方がおられます。これはまさに観光であり、こうした方を増やしていくことは、町内における人流の増加や、飲食店等の利用機会の増加など観光の振興と地域の活性化に寄与するものと考えております。

町では、町内の文化財や観光施設などの町の魅力を知っていただくための新たな取組として、国の交付金を活用した「観光・文化デジタル化事業」を進めており、来月からのデジタルマップの運用開始を目指しているところであります。

今回、整備するデジタルマップでは、スマートフォンやタブレットなどを使用して専用のサイトにアクセスすると、イラスト化された町内のマップ上に観光スポットや文化財、飲食店などのアイコンが表示され、加えて、ご自身のスマートフォンなどのGPS機能により、現在地を把握できますので、町内を周遊していただく際に活用していただけるものと考えております。

さらに、任意の施設のアイコンを選択していただきますと当該施設の外観写真や紹介文、開館時間といった施設の概要をご覧いただけるとともに、町ホームページなどの関連ページに直接アクセスしていただける仕組みにもなっております。

このデジタルマップにより、町の文化財を広く知っていただくとともに、指定文化財や遺跡、村上氏関連、山城、北国街道といったカテゴリーごとの一覧を表示でき、デジタルマップにアクセスされた方が興味のある分野に特化した情報を取得できることから、多くの方に興味を持っていただき、足を運んでいただくきっかけになるものと考えております。

また、表示される情報につきましては、英語表記に変換していただく機能も有していることから、このサイトを通じましても国内外の多くの皆さんに町の観光スポットや文化財の情報を知っていただくことができるものと考えております。

今後も、坂城町の観光資源の一つとして、文化財や史跡等につきましても、PRに努めてまいります。

**5番（水出君）** ただいまは、わかりやすく懇切丁寧に答弁いただきました。文化財や史跡は、そのまま保存して後世に残すことも大切ですが、いかに多くの方に見ていただき、興味を持た

せ、人を呼び寄せられるか、その工夫を行政が積極的に行うことは必要と思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

特にSNSの活用は、先ほどデジタルマップの開発についてお話がありましたが、使い方次第では、かなり役立つ宣伝ツールと思います。インバウンド需要を含め国内外へ発信し、まずは来てもらうことが大切、そして訪れたら坂城って面白いじゃん、訪れた人の予想を超えること、それにより観光需要が拡大していく、もしくは当町への移住候補地として挙がってくるなど、ステップアップが見込めるのではないのでしょうか。

また、文化・芸術団体の活動では、著名人を招いたり、町外者の集客を狙い、商業関連等も含め、有料コラボイベントの企画など、発表の場を広げることで参加者の活力を上げたり、さらなる向上や後継者の育成も図れやすくなるのではないのでしょうか。行政の応援支援を期待したいところでございます。

そして、答弁にもありましたが、葛尾城跡は、村上氏城館跡として昭和49年1月17日に県の史跡に指定されています。千曲市と坂城町にまたがる史跡でもあり、周りは保安林でもあり、町が簡単に手を入れられないことを理解したところでもあります。坂城町の勇将、村上義清史跡を今後も継承し、観光資源として活用するためにも、町は関係機関へ積極的に景観維持の働きかけをしていただくことを期待いたします。

以上で1問目の質問は終わりとさせていただき、次の質問に移ります。

## 2. 子育て支援について。

未就学児の副食費無償化についての質問となります。幼稚園に通わせている保護者の方より、保育園児の副食費は無償になったが、幼稚園児の副食費はなぜ無償にならないのかと声が寄せられました。先頃、11月8日の町民と議員との意見交換会においても、福祉関係のテーマの際、同様の要望が出されました。

町のホームページの案内を確認してみました。2022年4月19日の登録内容になりますが、「町では、保育園に通う町内在住の3歳から5歳の子どもの副食費について、令和3年4月から無料とし、保育料を含めて完全無償化します。町独自の施策として、保育料（0歳から2歳児）の第3子以降の無償化に加えて、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、更なる支援の拡充を実施します。」とあります。保育園の副食費は、令和3年4月から無償となりましたが、1、保育園の副食費を無償にした理由を伺います。

2、私立幼稚園に通う子どもへの副食費支援状況を伺います。

3、私立幼稚園へ通う坂城町在住の満3歳から6歳以下の副食費を無償化する考えを伺います。

以上について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、水出議員さんから2番目の質問としまして、子育て支援について、

イとして未就学児の副食費無償化についてのご質問がありました。順次お答えいたします。重要な問題でありますので、順次これから詳しく説明申し上げたいと思っております。

昨今、我が国における人口減少や少子化の問題は、国家的な課題として国、地方を問わず、様々な対策について議論がされているわけであります。

その中で、町では「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、5歳児すくすく相談事業などの子育て相談体制の充実や、学校給食費の無償化をはじめとした子育て世帯への経済的支援の充実など、出生から幼稚園や保育園の入園、小学校・中学校・高校、そして就労までと、子どもの成長過程に合わせた、切れ目のない一貫した子育て支援を目指して取り組んでいるところであります。

町では、こうした子育て支援の一環としまして、保育園の副食費無償化を実施しているところであり、ご質問の無償にした理由につきまして、経緯を含めてお答え申し上げます。

我が国では、令和元年10月からスタートいたしました幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園の利用料に相当する保育料につきましては無償化されたところではありますが、それまで3歳から5歳児の保育料の中に含まれておりました給食のおかずやおやつのお材料費であります、いわゆる副食費につきましては、在宅で子育てする場合でも生じる費用であること、学校給食や、ほかの社会保障分野の食事の費用も自己負担とされていたことなどから、原則として、これまでと同様に保護者負担を基本とすることが国から示されました。

また、これに加え、一定の所得基準などに該当する世帯を免除とし、それ以外の世帯から実費徴収する目安を月額4,500円とすることも併せて示されたところでもあります。

しかしながら、実際に徴収する額については、それぞれの施設において実際に給食の提供に要した費用を勘案して定めることとなり、また、その副食費の徴収の有無自体についても、最終的には、保育園や幼稚園といったそれぞれの運営主体が、その運営の中で判断できるものとなったところでもあります。

そうしたことから、当時、町の保育園におきましては、実際の食材料費にかかる費用等を勘案する中で、月額4,200円とするほか、保護者の経済的な負担を軽減することによる保育体制の充実を図るため、町立保育園の運営主体としての判断において、保育園に同時通園する第2子につきましては半額の2,100円とし、兄弟の年齢に関係なく第3子以降の園児につきましては、無償としたところでもあります。

さらには、その後も続く少子化の状況等に鑑み、より安心して保育園をご利用いただけるよう、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的として、令和3年4月から町内保育園に通う町内在住の園児の副食費につきましては、同時通園や多子世帯等にかかわらず無償とすることを決定したところでもあります。

次に、私立幼稚園に通う子どもへの副食費支援の状況ではありますが、先ほど申し上げました

とおり、国において副食費については原則として保護者負担とされていることから、町内外の幼稚園に通園する園児の副食費につきましても、基本的には各園において定めた副食費を保護者から徴収されているものと承知しておりますが、令和元年10月の保育料の無償化に併せて、町内外の私立幼稚園に通う多子世帯や所得が基準に満たない世帯に対しましても、町は副食費について一定の支援を行っているところであります。

具体的には、年収が約360万円未満相当世帯の園児や、小学3年生までの範囲で在籍する子で数え、第3子以降となる園児の副食費につきましてもは無償となるよう支援をさせていただいているところであります。

最後に、町内外の私立幼稚園に通う町内在住の満3歳から6歳以下の園児の副食費の無償化の考えについてのご質問であります。私立幼稚園につきましても、それぞれの園の方針に基づき運営されており、副食費の徴収をどうするかといったことを含め、どのような教育や保育に注力するか、財源をどこに振り向けるかなどといった様々な運営方針については、運営主体である幼稚園自体が決定するものと認識しております。このため、副食費を無償にするかどうかについても、幼稚園の運営の中で判断されるものと考えております。

一方で、幼稚園は、町の保育園同様、小学校就学前の子育て支援の場として、必要不可欠な役割を担っていただいていることから、町といたしましても私立幼稚園を、子育て支援の重要な実施機関と捉え、運営費の財政支援をはじめ、幼稚園での発達相談や町の教育コーディネーターによる指導、助言などを通じて、子どもの健やかな成長を支える体制づくりを共に構築しているところであります。

このような状況も踏まえ、町といたしましても、幼稚園に対しまして、運営費に係る財政支援などをはじめ、引き続き、様々な取組を実施していきたいと考えており、幼稚園の副食費の在り方につきましても、幼稚園の運営主体、つまり理事長さんとか、園長さんなどの意見交換などを図ってまいりたいと考えているところであります。以上であります。

**5番（水出君）** ただいま町長より答弁をいただきました。副食費についての経緯やら理由等を説明いただいて、内容のほうは理解したところでございます。しかしながら、町の子育て支援としてホームページに表記があり、やはりちょっと一般的に見ると、誤解を生じやすいのかなと思います。

再度確認ですけれども、保育園の副食費無償化は、事業者として町が無償に踏み切ったということで、幼稚園に対しても、やはり子育て支援ということで無償にすべきと私たちはそういうふう考えるんですけども、幼稚園の事業者と相談するということは、町の施策を幼稚園に委ねるというふうに捉えてしまうんですけど、その辺について、もう一度ご見解をお願いします。

**町長（山村君）** 今、担当者が手を挙げていますけれども、その前に私の考えを述べたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、町、これは国も県もそうなんですけれども、町も幼稚園の支援をしているわけです。総額で年間6千万円ほど支援しています。その中の経営の中で、このお金は教育に使う、この金は何に使うという判断を幼稚園がしているわけです。ですから、その経営の内容について、今まで私は理事長や園長さんから相談を持ちかけられるということはないんですけれども、近々相談する、話をするということになりました。

その中で、さらにトータルで町が支援している額についても議論するかもしれませんけれども。ですから、まずその経営判断をお聞きしないと駄目。だから、町が直接副食費を払うんだというのは、これは越権行為になるわけです。その辺をご理解いただいて。

ただ、トータルでサポートはしていきますよということを今申し上げているわけで、具体的にどうするかは、これから経営主体者と相談していくということであります。以上です。

**5番（水出君）** ただいま再質問にお答えいただきました。町として、越権行為になるということですけど、町には幼稚園と保育園が当然ありまして、それで保育園を始めるにあたって、先に幼稚園にも同時にどうなのかいと相談すべきが、そうじゃないかなと思います。

それで、いや経営状況で今足りるのか足りないのかも含めて、町でやっているなら実施しましょうということになるかもしれませんし、いや、どうしても幼稚園は独自で行きたいんだからということになるかもしれません。そういうことがある中で決定された内容であれば、説明によっては納得できるのかもしれませんけれど、今の町のホームページを見る限りでは、やっぱり一般町民を含めて、あのホームページというのは、外部の町外の方も見ます。そのときに坂城町って幼稚園については何も触れていないね、そういう町って本当に子育てに向いた町なの、そう思われても仕方ないと思うんですよね。ですから、その辺について、これから後になりますけれど、十分、幼稚園側と相談されて、やはり坂城町は子育ての進んだ町だ、「坂城の子は坂城で育てる」、宣言しているとおりだと。やっぱりそのようなまちづくりをこれからも期待しまして、私の質問を一切終わりにさせていただきます。

**議長（滝沢君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時29分)

## 1 2 月 1 1 日 本 会 議 再 開 ( 第 4 日 目 )

### 1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	1 0 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	1 1 〃	柀 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	1 2 〃	大 日 向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	1 3 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	1 4 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	川 島 徳 夫 君
企 画 調 整 係 長	橋 本 直 紀 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

### 5. 開 議 午前 1 0 時 0 0 分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 子どもの権利について 山城 峻 一 議員

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略についてほか 大 森 茂 彦 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、宮下佑耶総務係長から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 初めに、10番 山城峻一議員の質問を許します。

**10番（山城君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

何分ここ半年以上一般質問をしていなかったもので、先ほどから大分緊張しておりまして、1期目の最初の質問の気持ちで、今この質問の場所に立たせていただいております。子どもの権利について今回一般質問をしますので、いくつかお聞きしますが、町長をはじめ担当課長には丁寧な答弁をぜひともよろしく願いいたします。

なお、先ほど申しあげました子どもの権利について、この件ですけれど、前回、昨年6月議会において、このことについて私に取り上げましたけれど、子どもの権利についてはとても大事だということを思っておりますので、その点について少し説明を交えながら質問をさせていただきます。

1. 子どもの権利についてです。

イとして、現状についてお伺いいたします。

昨年の6月議会でも、こちらからお話ししましたが、子どもの権利についてですが、1989年11月20日、第44回国連総会において、児童の権利に関する条約、これは子どもの権利条約というふうと呼ばれる場合がありますが、これが採択されました。それから遅れること5年、我が日本ではこの条約に批准しました。つまり、条約に批准してから今年がちょうど30年の節目の年となっております。

また、国内情勢ですが、日本では一昨年、2022年にこども基本法が成立し、昨年4月よりこの法律が施行され、法律施行から約1年半がたちました。法律が施行されてから、この我が町においても、現状がどのような状況になっているかということを経験させていただくわけですが、国から令和6年版こども白書というものが発表されていますが、これによると、以下は引用になるわけですが、こども大綱に掲げた数値目標や指標を含め、生まれてから大人になるまでの子ども・若者を取り巻く状況を、各種統計等により説明をしているというわけであり

ます。

ちょっと長くなりますが、こちらでもその引用を続けさせていただきます。例えば出生数、出生率の話ですけれど、2022年の出生数は、全国で77万759人、これは過去最低となっております。また、合計特殊出生率ですが、1.26、これも過去最低ということであり

ます。

そして成育環境、これもいくつか書いてありますが、安心できる場所があると思う子ども・若者や、どこかに助けてくれる人がいると思う子ども・若者は9割超、かなりの数がいるということですね。

また、学校は半数以上の者が、子どもが、安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の一つであると思っているということも書かれています。

また、社会生活や日常生活を円滑に送ることができると思う子ども・若者は約半数。そして、国民生活基礎調査、これは2021年に基づくものですが、相対的に貧困状態にある子どもの割合は11.5%、1割を超えているわけです。特にひとり親世帯の貧困率は44.5%、半数近くとも捉えることができます。

そして、安心・安全の部分ですけれど、2022年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数ですけれども、これは速報値になりますが、21万9,170件、これも過去最多となっております。

小中学校における不登校児童生徒数や学校におけるいじめ、重大事態の発生件数は、2022年度に過去最多ということも書かれています。

またですが、社会認識、これは自国の将来は明るいと思う子ども・若者の割合が2割、これをどのように受け取るかですよね。また、こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合は2割弱。これも低く感じます。

また、雇用や労働の部分ですけれど、若者の非正規雇用の割合は2022年で、男性の15歳から24歳で49.8%、25歳から34歳で14.9%。女性に至っては、15歳から24歳で54.3%、そして25歳から34歳で30.7%という数字です。そして、週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、30代、40代の方がほかの年代と比べて高いということも、ここに示されています。

また、結婚という分野であります。2022年の婚姻数は50万4,930組、妊娠・出産については、2021年度の夫婦の完結出生児数が1.9ということになっております。

社会において共働き、共育が推進されていると思う人の割合は3割で、結婚・妊娠、子ども・子育てに明るい社会の実現に向かっていると思う人の割合も3割弱ということ、ここまでが引用になりますが、書かれております。

これを読んだ感想の一部ですけれども、全体を通してそうなんですけれども、これを読んだ感想として、皆さんの共通認識でもあると思うんですけれども、子ども・若者の置かれている環境は、かなり厳しい状況にあるのではないかとこのように感じざるを得ません。

先ほど申し上げましたとおり、これは国が出しているわけですが、当町として、子どもを取り巻く状況と現状と課題はどうなっているか。これについて見解を伺いたいと思います。

そして、次の質問です。子どもの権利で最も重要と言える子どもたちからの意見聴取、また意見反映についてですが、一年半前の一般質問の答弁で、町長から、坂城中学3年生が実際の町議会と同じ形で行う模擬議会、また、これは会議録にもありましたが、令和3年度に実施した坂城高校と筑波大学との高大連携事業の中で、町の魅力をどうアピールするかというのをテーマに、生徒から提案をいただいたものとして、バラ公園のベルアーチがあり、ばら祭りの開会に合わせて除幕式を行ったということが、昨年の6月議会の答弁にもありました。

ただ、やはりこのこども基本法ができた今、様々な場面で子どもたちからの声を聞いて、それをいろんな形で、子どもに関することはもちろんなんですけれども、施策に盛り込んでいくということが大事ではないかと思っております。

そこで、現在の子どもたちからの意見聴取、また意見表明はどのような場面があるか。町として、どういうふうにそういう場面を用意しているかということも併せてお聞きいたします。

そして、口の今後についてです。こども基本法ができてから、子どもたちからの声を聞いて、そしてそれを町の施策にも反映、生かしていく、取り組んでいくのはもちろんですが、もう一方でとても大事なことです。子どもの権利の普及啓発です。これもなかなか難しい課題であるということはいままでありませんが、公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、11月末に発表した調査によると、大人の約5割は、子どもの権利条約を聞いたことがないと回答。この5割をどう捉えるかですけれども、そういう報道がありました。まだまだ子どもの権利について意識が高まっていないと感じています。

そこで、今後、町では当事者である子どもたちはもちろん、私たち大人に対して、一般町民、一般の皆さんですけれども、今後、子どもたちからの意見聴取をどのように行うのか。また、それをどのように反映していくのかということもお聞きしたいと思います。

そして、最後の質問になりますが、今回改めてこの質問をするにあたり調査したところ、なぜ子ども基本条例をつくるのかという資料に行き着きました。全7ページ、ちょっとプリント

アウトしたんですけれども、こんな感じ。これを読んでいて納得のいく言葉が書かれていたの  
で、一部紹介いたします。

ちなみに、この文章、この資料についてですけれども、こども基本法が成立するかなり前の文  
章なんですけれども、国が法律を制定していない。つまり、子どもの権利に関する法律ができて  
いないのに、どうして条例を制定する必要があるのかと疑問の声を聞くことがあります。

確かに日本政府は、条約締結によって我が国が負うことになる義務は、既存の国内法令で実  
施可能であり、現行法令の改正を含めた新たな国内立法措置は必要なく、また新たな予算措置  
も不要であるという立場を取っています。

そのため、条約に基づく法令、この時点ですね。これが多分10年ほど前ですね。基づく法  
令は存在していない。ただ、2000年4月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等  
に関する法律、これが制定されて以降、国と地方自治体の関係は対等、協力を基本とする新し  
い関係となっていますと記されています。

国が法令を制定しないからといって、それに倣う必要はない。ちなみにこれは福岡県宗像市  
の資料なんですけれども、子どもの権利条例が必要といえ、その自治権に基づき制定すること  
ができるという言葉が書いてあります。

そして、さらに続けて、条約があるのだから、わざわざ条例をつくらなくても、条約の普及  
と啓発をすればいいのではないかという考えもあると続けてあります。

そして、条約の普及と啓発は大切です。しかし、条約は全ての国家を対象したものであり、  
先ほど申し上げたとおり、これは宗像市の資料ですので、宗像市の個別の問題に対処すること  
はできませんと、続けてあります。

そして、そのため宗像市独自の条例、子どもの権利条例ということですが、独自の条例が必  
要となるのですということがありました。

これも大事なので。すみません、質問が長くなっておりますが続けます。これは10年ほど  
前ですけれども、宗像市の子ども施策は、宗像市子育て支援計画に基づいて行っていると。しか  
し、これは計画であり、憲章、宣言、そういったものは、いずれも法的拘束力はない。しかし、  
条例は法であり、子ども施策の法的根拠になると同時に、行政や市民に対し法的拘束力を持つ  
ことになりますと書かれております。つまり、市長が交代しても、首長が替わっても、担当部  
署の職員が替わっても、条例に規定されたことは、ぶれることなく将来にわたって継続するこ  
とになりますとあります。

だからこそ、昨年6月でも質問をいたしましたが、やはり子どものことを第一に、そして  
大切に思うのであれば、やはりここに来て、坂城町でも町独自の子どもの権利条例を制定すべ  
きと思いますが、これに関係する町のお考えを求めます。

1回目の質問は以上です。

**町長（山村君）** ただいま山城議員さんから子どもの権利についてということで、イ．現状について、ロ．今後についてということでご質問をいただきました。これは重要なことだと思っております。それから、今お話がありました、前回の答弁での坂城高校の生徒の話ですとか、それから中学生の模擬議会の話もありましたけれども、それ以外にも様々な状況で子どもたちの声も聞いておりますので、それを含めまして、お答え申し上げるのに若干ちょっとお時間をいただきますけれども、ご説明申し上げます。

まず、イの現状についてであります。今年6月、こども基本法の規定に基づく、我が国における子どもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策実施の状況に関しての法定白書であります。令和6年版こども白書が国会に提出されました。その白書によりますと、自身の成育環境に関して、安心できる場所があるや、どこかに助けてくれる人がいると思う子ども・若者の割合は、いずれも9割を超えており、学校は、子どもが安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の一つであるや、社会生活や日常生活を円滑に送ることができると思う子ども・若者の割合も半数を超えております。

また、自己認識につきましては、子ども・若者の半数以上が、生活に満足していると感じ、同じく半数以上が自分の将来について明るい希望があると考えているとの結果が出ております。

さらに、子ども・若者の約6割が、自分自身に満足していると感じており、こうした肯定的な自己認識には改善が見られ、諸外国に比べると低さは見られるものの、その差は小さくなってきております。

一方で、自身の成育環境に関して、国民生活基礎調査等に基づく、相対的に貧困の状態にある子どもの割合は1割となっており、子どもの安心・安全については、令和4年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数や全国の小中学校における不登校児童生徒数、学校におけるいじめの重大事態の発生件数につきましては、過去最多となっております。

また、自身の社会認識につきましては、自国の将来は明るいと思う我が国の子ども・若者の割合は約2割にとどまり、暗いと思う子ども・若者の割合が、諸外国の中でも、比較的大きく増えております。

さらに、子ども・若者の約半数が子どもは権利の主体であると思っているのに対し、子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う割合は約2割、障がいや発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容、これはインクルージョンですね。が推進されていると思う割合は約3割にとどまっているという状況であります。

これらはいずれも国の調査に基づく、我が国における子どもや若者をめぐる状況であり、ご質問の当町の子どもを取り巻く現状と課題といたしましても同様であると認識しているところであります。

続きまして、現在、子どもたちの意見聴取・意見表明はどのような場があるかのご質問で

すが、こども施策を社会全体で推進していくためのこども基本法では、意見を表明する機会の確保が基本理念として規定されており、加えて第11条では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、子どもや子育て当事者等の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとするものとされており。

当町におきましても、こども基本法の趣旨に沿った形での様々な取組を行っており、先ほど申しあげました、これまでも坂城中学校3年生が実際の議会の形式にのっとり、模擬議会という形で、中学3年間での学びや職場体験など多方面から坂城町について学習し、疑問に感じたことや意見などを質問することで、町との意見交換を実施しております。

今年度は、模擬議会という形ではありませんが、中学生が町について学習し、そこでの疑問や意見について、町の担当者と質疑や意見交換する授業が行われたところであります。

また、これも先ほどお話がありました、令和4年度に実施された坂城高等学校と筑波大学との高大連携事業の中で、坂城町をどうアピールするかという課題につきまして、生徒から提案されたバラ公園へのベルアーチの設置が実現したところでもあります。

さらに、毎年7月と11月に、坂城駅及びテクノさかき駅におきまして青少年の健全育成を目指し実施している駅前啓発活動に、今年は坂城高校の生徒が参加いたしました。これは、子どもや若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子どもや若者の意見表明や社会参画をすることで、社会全体で子ども・若者の育成、支援の充実と定着を図る取組を推進するための一環として行ったものであります。

また、町で実施している坂城中学生海外派遣事業や高校生タイ国研修事業の報告会において、参加した生徒が貴重な体験を通じて得たものを、それぞれの視点で意見発表を行い、研修を振り返ることで、将来の坂城町を担う若者が国際理解を進め、国際感覚を養うとともに、将来展望を考える有意義な機会になっているものと考えているところであります。

そのほかにも、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりましては、小学4年生から中学3年生の児童・生徒に直接アンケート調査を行ったほか、新複合施設建設に向けて、中学生及び高校生のワーキンググループ会議を実施し、新複合施設に関する意見や要望を話し合う機会を設けたところであります。

さらに、意見表明の機会となる、子どもたちの表現の場の確保も重要であると考えており、さかきっずフェスタや納涼音楽祭、町文化祭、びんぐしの里薪能などにおけるステージ発表をはじめ、先月の坂城小学校150周年記念式典では、児童たちが作詞に挑戦した「坂城っ子の歌」が全校児童の合唱で披露され、子どもたちの坂城小学校への思いが伝わるすばらしい式典になったところであります。

続きまして、口の今後について、子どもの権利についてどのように普及を図っていくかのご

質問ですが、子どもの権利につきましては、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約として、1989年、平成元年11月20日の第44回国連総会において採択され、日本は1990年、平成2年にこの条約に署名し、1994年、平成6年に批准、発効となりました。

この条約は、世界の多くの子どもが、今なお飢えや貧困などの困難な状況に置かれているということに鑑み、世界的な観点から子どもの人権の尊重、保護の促進を目指したもので、あらゆる暴力からの保護や、健康・医療への権利、教育を受ける権利、休息及び遊ぶ権利など、子どもが持っている様々な権利が確保されることなどが定められております。

また、国の関係省庁や地方自治体が、子どもに関する取組を講ずるにあたり、共通の基盤となるものとして、昨年4月1日に施行されました、こども基本法におきまして、児童の権利に関する条約のいわゆる四原則である、差別の禁止や生命、生存及び発達に対する権利、自己の意見を表明する権利、児童の最善の利益の考慮が規定されているところであります。

これらの子どもの権利の普及につきましては、まず、子どもたちにとっては、保育園や幼稚園、学校において、遊びや学びを通じて友達と仲よく交流し、お互いの人権を尊重し、自由に意見を言える生活を送ることなどが、子どもの権利を学ぶことに通じるものと考えております。

保育士や教職員については、県などが実施する子ども主体の保育の在り方やインクルーシブ保育、子どもの人権教育などの研修に参加し、子どもの権利の理解を深めております。

また、広く町民を対象として「人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会」を毎年開催しております。今年度は、先週の7日に開催し、村上小学校4年生の児童による人権学習発表と記念講演として演劇「泥かぶら」が上演され、人権の尊さについて理解を含めていただいたところでもあります。また、この「泥かぶら」には、村上小学校の児童も出演し、緊張しながらも、一生懸命自分を表現する姿に大変感動したところでもあります。

町といたしましては、ただいま申し上げましたような取組を引き続き行っていくほか、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容などについて、国の取組などを参考に、広く普及啓発を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、今後、子どもからの意見聴取をどのようにし、その意見をどのように反映していくかのご質問ですが、町といたしましては、先ほど申し上げましたように、子どもの意見聴取や意見表明として取り組んでいる、中学生による模擬議会のほか、子ども・子育て支援事業計画などの行政計画策定の際や施設整備の際、海外研修報告会、青少年の街頭啓発活動、人権集会での人権学習発表など、引き続き、様々な機会を通していただいた意見や要望などにつきまして、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもに関する施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、町独自の子どもの権利条例制定をについてお答えいたします。

先ほど申しあげました子どもの権利条約やこども基本法におきまして、差別の禁止や生命、生存及び発達に対する権利、自己の意見を表明する権利、児童の最善の利益の考慮などの子どもの権利について規定されております。

また、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例も、基本理念として、子どもの人権が尊重されること、主体的に社会に参加できる環境整備などの五つを掲げ、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、子どもの最善の利益を実現するため、総合的に子どもたちを支援することを目的に制定されたものになっております。

町といたしましては、子どもの権利条約やこども基本法、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の趣旨に沿って、常に子どもの視点に立った施策を展開してきたところであります。今後も、まずは、それらの現行の条約や法律、条例に定めるところにより、着実に子ども施策を推進することが重要であると考えているところであります。

そうしたことから、現状におきまして、独自に条例を制定することは考えておりませんが、子ども施策の推進にあたりましては、町が掲げる「坂城の子は坂城で育てる」の教育スローガンの下、子どもの意見をできるだけ反映させるとともに、保護者や教職員など、子どもたちに関わる大人をはじめ、広く社会に対して子どもの権利についての普及に努めてまいりたいと考えております。

**10番（山城君）** ただいま町長から丁寧にご答弁いただきました。確かに町長から私もちょっとこれまでの経過をいくつか、そういうのがあったなと思い起こしてもらえるようなことがありました。ベルアーチもそうですし、模擬議会もそうですし、研修会の報告会もそうですし、もちろん計画等で小学生にもアンケートを実施しているということもあって、小中高全般的に意見を聞いているというのは、改めて再認識しました。

ただ、やはりできれば定期的というか、不定期になるかもしれないんですけども、毎年子どもたちにどういう町であってほしいか、どういう町に住みたいか、今何に困っているか、定期的がいいかどうかというのは、私もわかりませんが、やはりそういうので私たちに意見を聞いてくれるんだ、毎年もしくは定期的に。こういった姿勢は、できれば来年度、それが無理であれば再来年度からでも、私たちは君たちの声を聞くよという、何か施策ではないけれども、大人たちからのメッセージじゃないですけども、そういったものも何か町で考えられないのかなと思うのが一つ目の再質問です。

そして、子どもの権利の普及について、今の答弁をちょっと私も聞き漏らしたかもしれませんが、やはり昨年ご質問の際も、これは通告で質問しましたけれども、定期的に研修会、職員の方々、また学校の先生たちは研修はされているとは思っておりますが、やっぱり一般町民に向けて、子どもの権利についての特集記事あるいは勉強会、先ほどの先週の土曜日に行った人権の講演会じゃないですけども、それでやったらどうかというのは、それもいいかもし

れないですけど、そういう講演会、勉強会、研修会という計画は、今の時点で考えているかどうか、この二つをちょっと再質問させていただきます。

**子ども支援室長（橋本君）** 山城議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1点目、定期的な子どもの意見聴取ということのご質問でございますが、模擬議会に関しては、今のところ年1回、今年度はちょっと都合により実施ができなく、ご質問という形でお受けをするというような形になっておりまして、子ども支援事業計画につきましても、5年に1回というような定期的なところで、意見の聴取をさせていただいていること、また、海外研修の事後の発表会ですとか、それから子どもたちのステージ発表の場については、その都度ご意見をお聞きしたり、表現の場として確保させていただいているところでございます。

議員さんご指摘のとおり、定期的というスパンがどれくらいになるのかということにつきましては、今後検討になるかとは思いますが、そういった視点につきましても、今後踏まえて様々な意見聴取の場につきましても、検討していきたいと考えてございます。

続きまして、2番目、研修の場についてのご質問でございますが、先週開催しました人権を育む町民集会ですとか、教職員、保育士などにつきましては、人権に関する研修というものを定期的に受けているところでございます。

今後引き続きそんなところを、人権については非常に大切な研修テーマであると考えておりますので、ふれあい大学での研修テーマに取り入れるとか、そういったところを今後検討していきたいと考えてございます。

**10番（山城君）** 担当課長から再質問の答弁をいただきました。まず、子どもから意見を聞くというのは、町長からの答弁もあったように、もちろんこれまでもいろんな場面で聞いているとは思いますが、だからこそ実現したこと、だからこそ前に進んでいることというのはいくつもあると思うんですけど、やはり子どもの可能であればということ、何というんでしょう。私もふだん学童にいますので、子どもたちに聞いているんです。意見を聞いてくれる？と。そうすると、当然二手に分かれます、ある子は誰も聞いてくれないと。どういうことと聞くと、お父さん、お母さんは忙しい。学校の先生も忙しい。じゃあ誰が聞いているのと聞くと、誰も聞いてくれないと。多分親は聞いていると思うんです。学校の先生も聞いていると思うんです。でも、聞いてくれないと子どもが思った時点で聞いていないんですね。

つまり、やはりアンテナを高くしないと、子どもの実感がどうなのかということも、やはりこの教育の施策を進める上では大事になってくるんじゃないかと思っています。だから、例えばですけど、教育委員会のホームページ等なのかわからないですけど、子どもたちから意見を聞くよみたいな、ホームページもリニューアルの話が一昨日の一般質問でもあったので、子どもたちの意見を聞くよみたいなページを作ってもいいんじゃないかなと。君たちの声を聞きます、次の町政を担う子どもたちの声を聞きますみたいな形で、何でしょう。こういうデジ

タルも駆使したという言い方がいいか、わからないですけど、やっぱり子どもたちが聞いてもらっている、私たちが意見を言えているというふうには実感できるまでは時間がかかると思います。そういったものも今後必要なのではないかということは、私の実感も踏まえて、またいろんなものを見ていく中で感じるところであります。これは提案というかにはなりませんけれど、

勉強会の話ですけど、先ほど再質問の答弁もありましたように、人権を育む集会のところで、子どもの権利についても触れていってもらえるんだなという希望的な観測もありますけれど、やはり大人の側の努力というのが今後より一層重要になると思うんです。

条例の話をなぜするかというと、明文化されることで大人たちも意識するわけです。法的拘束力という話を先ほど私もしましたけれど、やっぱり条例は確かに万能ではないかもしれませんが、一つの指標として、そして法的拘束力として条例が必要だということは、私はこれからは訴え続けてはいきますけれど、大人たちに子どもの権利、子どもから意見を聞く必要があるんだ、国も法律を定めた以上、それが必要なんだとわかっている以上、やっぱりやっていく必要があるんじゃないかということは感じます。

再々質問はありませんけれど、そこも踏まえて、町側が子どもたちが聞いてくれていると思うように実感する何か、ホームページの話も少し話しましたが、ちょっとその辺も考えていただいて、ご提案申し上げて、以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時37分～再開 午前10時47分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦議員の質問を許します。

**14番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問項目について、一つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。二つ目に、町の農業の活性化に向けてと題して農業振興について、三つ目にLED化の取組について質問してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

少子高齢化が言われて久しくなっています。今年6月、当時の岸田首相は、デジタル田園都市国家構想実現会議の席で、第2次安倍内閣政権以来、10年間、歴代政府が看板に掲げて取り組んできた地方創生の失敗を事実上認めました。地方創生は、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要があるとする報告書をまとめました。

報告書は、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な一極集中を是正するための対策は、我が国全体で戦略的に挑戦すべき課題として、自然減、社会減、それへの要因に応じて、適切な対策が必要だと強調しています。特に自然減への対策では、個々の自治体の努力には限界が

あると認めています。

東京圏一極集中は、自然現象ではありません。規制緩和を進め、民間投資が東京など首都圏に集中した結果、地方出身の大学卒業生が東京圏で就職したり、職を求める若者が地方都市から移動する、このような現象があるためです。

若者が子どもを持つのをためらう大きな理由は、不安定雇用で賃金が上がらず、将来に展望が見いだせないからで、非正規雇用を労働者の4割まで広げています。この低賃金構造を拡大してきております。固定化させた使い捨て労働政策こそ改めなければ、人口減少を食い止めることはできないのではないかと考えます。

新たに首相に就いた石破首相は、地方創生の交付金を倍増する方針を打ち出しましたが、一部の議員の中ではばらまきだとの批判もあります。使い道を厳格に枠にはめず、それぞれの自治体の裁量に基づいた使い勝手のいい交付金にしてもらいたいものであります。

地方消滅自治体のレッテル貼りに、山村町長も憤慨され、そして全国の市町村長も抗議の意思を示しています。とはいえ、坂城町としても、魅力あるまちづくりで安心して子育てができる環境整備を強めることや、関係人口の交流を呼び込み、移住・定住など社会的人口増の政策も必要と考えます。

町第2期人口ビジョンに掲げた人口の将来展望である人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年、令和22年に人口1万3千人、2060年、令和42年において人口1万2千人の維持を目指すとしています。

現在そのための事業を実施しています。その事業を評価する検証委員会で、事業評価の判定がおおむね一定以上の評価をいただいたと、町長の報告がありました。

そこでお尋ねいたします。

イといたしまして、事業効果は。

新規就農者数の事業の評価はどうでありましたか。

次に、基本目標2の結婚・妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てができる環境をつくるという項目の合計特殊出生率については、人口問題の最も基本的な指標ではありますが、これへの評価はどうであったか、お答え願います。

次に、基本目標3の移住・定住を促進して新たな人の流れをつくるという項目での空家活用件数の項目の評価はどうであったか。

次に、基本目標4の生涯にわたり、誰もが活躍できる安心・安全のまちをつくる、この項目で、循環バスの年間利用者数の評価はどうでしたか。

次に、第2期総合戦略は、来年度が最終年となります。今回の評価に基づき、残りのあと1年はどんな修正を行って実施するのか、ご答弁願います。

ロといたしまして、今後の取り組みは。

総合戦略は、5年ごとに見直しとなります。来年度は第3期総合戦略の準備をする年度であります。今後どんな事業展開を考えているのか、ご答弁をお願いします。

これで1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問をいただきました。イトロのご質問について順次お答え申し上げまして、個別の令和5年度の事業評価については、担当課長から答弁させていただきます。

全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、人口構造の変化が急速に進む中で、地域の特性を生かし、人口減少に歯止めをかけながら、少子高齢化社会であっても、なお快適で住みよい環境を確保することを目指すまち・ひと・しごと創生法が平成26年に公布されたことを受け、当町では平成27年度に坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、様々な取組を進めてまいりました。

現在は、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする第2期総合戦略として、地方創生に資する様々な施策を展開しており、毎年度、事業効果の検証を行い、必要に応じて改善等を行っているところであります。

検証にあたりましては、各課長等による内部の総合戦略策定推進委員会において、事業の進捗や達成度の検証を行っているほか、町総合戦略に係る事業の効果をより客観的に検証するため、産業、行政、教育、金融等の関係者で組織する総合戦略検証委員会を設置し、事業実績に係るヒアリングなども実施する中で、施策や事業ごとの評価をいただいているところであります。

一方、日々進化するデジタル技術が国民生活に浸透する中、国におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、抜本的な改定がなされ、令和5年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略が新たに策定されたところであり、新たな戦略では、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すことが基本方針として示されたところがあります。

国による地方創生施策がこれまでと違ってきているが、その対応はとのご質問であります。令和7年度までを計画期間とする当町の第2期総合戦略においても、「デジタル変革の取り組みによるSociety 5.0時代のまちづくり」を共通テーマに掲げ、様々な施策について事業を展開していくこととしております。

また、今年度から企画政策課内にDX推進室を設け、デジタル変革に対応すべく努めているところであります。

次に、第2期総合戦略の最終年となる令和7年度の取組についてであります。これまで取り組んできた施策の進捗状況を総括し、基本目標の達成に向けて最終的な調整と実行を行う重

要な段階となります。

今計画期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画に掲げる事業やイベントについて、中止や規模の縮小、内容の変更を余儀なくされるなど、目標達成に向けた進捗に大きな影響を受けた事業も少なからずあり、検証委員会でご了承いただく中で、一部目標値の見直しをさせていただいた事業もございます。

このように最終年度において目標達成が厳しい事業もありますが、これまでの検証委員会による検証結果を踏まえ、各事業や施策の成果を定量的及び定性的に把握する中で、最終年に向けた事業内容の精査と改善を行い、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和7年度の事業進捗と合わせて、第2期総合戦略の成果が一過性のものとならないよう、これまで進めてきた施策をしっかりと振り返り、次期戦略へ向けた準備と検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、口の今後の取り組みはについてお答え申し上げます。

これまでの地方創生の取組においては、様々な地域社会における課題解決や魅力向上に向けた事業が行われてきたところであり、地域活性化につながった事例もある中で、今後はこうした流れをデジタルの力を活用して継承・発展させていくことが肝要とされております。

また、これまでの地方創生の各種施策につきましても、蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要とされているところであります。

このようなことから、町では、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、第3期の総合戦略の策定を進め、同戦略に基づく具体的な地方活性化の施策を進めてまいりたいと考えております。

また、市町村の総合戦略につきましても、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、国の総合戦略を勘案して策定するよう努めなければならないこととされており、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンが求められているところであります。

次期総合戦略におきましては、デジタル技術の活用を軸とした地域の課題解決や魅力向上が前提とはなりますが、あくまでもデジタル技術は施策や事業の目的を実現するための手段でありますので、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すため、現状把握をしっかりと行い、これまでの総合戦略で得られた知見や成果を生かした上で、ほかの自治体における先進事例等も参考にしながら、より当町に適した戦略の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、令和3年度からスタートしております町の第6次長期総合計画の基本計画につきましても、令和7年度において計画の見直しを行い、後期基本計画として策定していくこととしておりますので、最上位計画であります総合計画との連動や整合を含め、新たな総合戦略の策定とそれに伴う事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

**企画政策課長（竹内君）** 私からは、伊の事業効果はのうち、第2期坂城町まち・ひと・しごと

創生総合戦略の令和5年度事業の評価についてお答えいたします。

町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略による施策や事業を効果的に推進していくため、成果を客観的に検証できる指標として重要業績評価指標（KPI）を設定し、毎年度、事業の進捗や効果を検証し、必要に応じて、事業の見直しを行っているところであります。

令和5年度の事業評価につきましては、四つの基本目標達成のため実施している11分野48事業と重点プロジェクトの三つの取組について、各事業の目標達成率による評価のほか、検証委員会で実施された事業ヒアリングを踏まえた各委員の個別評価を勘案し、A評価「事業の効果が大きい認められる」、B評価「事業の効果が一定程度認められる」、C評価「事業の効果は認められるものの一部見直しが必要」、D評価「事業の効果があまり認められないので、十分な見直しが必要」、E評価「事業の効果が全く認められないので、廃止を含めて抜本的見直しが必要」の5段階による評価を行いました。

ご質問のありました評価指標につきましては、主に基本目標に対する項目でありますので、四つの基本目標と三つの重点プロジェクトにおける令和5年度の目標値に対する達成度とその評価についてご説明いたします。

まず、基本目標1、坂城町で働きたいと思える雇用・就業機会をつくるでは、評価指標として新規就業者数と新規就農者数を設定しており、新規就業者数については、目標値年間146人に対し、実績値年間128人、達成率87.7%でB評価。新規就農者については、目標値3年間で21人に対し、実績値3年間で19人、達成率90.5%でB評価となっております。

次に、基本目標2、結婚・妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てできる環境をつくるでは、評価指標として合計特殊出生率と出会いイベント参加者数を設定しており、このうち、合計特殊出生率については、厚生労働省から調査結果が公表されていないため実績値が求められず評価ができませんでしたが、出会いイベント参加者数については、目標値年間20名に対し、実績値年間7名、達成率35%でD評価となっております。

なお、出会いイベント参加者数につきましては、検証委員さんから一部見直しが必要とのご意見も頂戴しており、マッチングアプリ利用推進など異なる目標設定の提言をいただいたところであります。

次に、基本目標3、移住・定住を促進して新たな人の流れをつくるでは、評価指標として5年間平均の社会増減と移住相談件数を設定しており、5年間平均の社会増減については、目標値9.3人増加に対し、実績値25.2人の減少でE評価、移住相談件数では目標値年間32件に対し、実績値年間31件、達成率96.9%でB評価となっております。

社会増減につきましては、単年度での一過性の変動を指標とするのではなく、5年間の平均で中長期にわたる変動幅を見ることによるもので、単年度における社会動態では28人増加と

しているものの、5年間の平均ではコロナ禍で社会減が続いた影響が大きいものと考えているところがございます。

次に、基本目標4、生涯にわたり誰もが活躍できる安心・安全のまちをつくるでは、評価指標として男女の健康寿命を設定しており、男性の健康寿命については、目標値81.9歳に対し、実績値81.2歳、達成率99.1%で、女性の健康寿命については、目標値86.1歳に対し、実績値85.6歳、達成率99.4%であり、共にB評価となっております。

続いて重点プロジェクトであります。重点プロジェクト1、環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクトでは、評価指標として停電時に電力を確保できる中核避難所数、累計による住宅への蓄電池導入件数、2次利用可能な防災に関するオープンデータ数を設定しており、そのうち住宅への蓄電池導入件数については、目標値197件に対し、実績値133件、達成率67.5%でC評価となっております。

プロジェクト自体は、ものづくりのまちを象徴する事業として期待されるものであり、課題を克服しつつ、着実に成果を出してもらいたいとのコメントもいただいております。今後さらなる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、プロジェクト2、新たな工業団地の造成を核にした雇用の創出プロジェクトでは、評価指標として新たな工業団地の稼働率と町内企業の新規就業者数を設定しており、新たな工業団地の稼働率については、令和6年度まで工場の立地計画がないため評価できませんでしたが、町内企業の新規就業者数については、目標値年間146人に対し、実績値128人、達成率87.7%でB評価となりました。

次に、プロジェクト3、子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクトでは、評価指標として、子育てアプリ利用登録者数と児童生徒のICT端末活用件数を設定しており、子育てアプリ利用登録者数につきましては、目標値130件に対し、実績値380件と大幅に目標を超過しており、A評価、児童生徒のICT端末活用件数につきましては、目標値各クラス1日1～2回以上活用に対し、実績値各クラス1日1～2回以上の活用ということでA評価となっております。

また、ご質問にありました空家活用件数と循環バス年間利用者数につきましては、基本目標に対する個別施策の評価指標として設定されているもので、空家活用件数につきましては、基本目標3の中で、若者の地元への定着とUIJターンの促進において、空き家バンク事業の評価指標として設定しており、目標値3年間で18件に対し、実績値が15件、達成率83.3%でB評価となっております。

また、循環バス年間利用者数につきましては、基本目標4の中で快適で安心、安全な生活を実現する環境整備において、地域間ふれあい交通網事業の評価指標として設定しているもので、目標値年間1万5,720人に対し、実績値1万2,736人、達成率81%でB評価となっ

ております。

このほか、四つの基本目標における11分野の施策評価では、A評価が3、B評価が7、C評価が1となっており、11分野中10分野が事業の効果が一定程度認められるとするB評価以上となっておりますことから、検証委員会における令和5年度の事業評価においては、おおむね一定以上の事業効果が認められるとの評価をいただいたところでございます。

なお、基本目標に対する個別施策などの評価につきましては、毎年、町ホームページや「広報さかき」において公表をしているところであります。

当町の第2期総合戦略は、来年度が計画期間の最終年となりますが、毎年実施してまいりました検証の結果を踏まえ、総合戦略に示す町の将来像実現に向けて、着実な事業進捗と適切な事業改善に努めてまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 町長、そして課長から詳しくご答弁いただきました。ちょっと予定より時間が足りなくなりましたが、二つのことをちょっと町長にお聞きしたいと思います。

一つは、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンというところで国がつくっている文章があります。そのビジョンをずっと読んでんですが、欄外のところの説明で、フランスは長きにわたって人口問題について国民的な論議や取組を重ねられてきており、手厚い家族支援政策を行っている。1993年に出生率は1.66まで低下したが、家族給付や出産・育児と就労の両立支援の拡充等によって、2017年には1.9まで回復した。また、スウェーデンでは、近年二度にわたって出生率の低下と九度の回復を経験している。直近では、1999年に出生率は1.50にまで低下したが、家族給付や育児休業補償の拡充などによって、2017年には1.78まで回復したということで、国自身がこれを認めて紹介しているわけです。

国のまち・ひと・しごと創生ビジョンの中に生かされていないというふうに感じるんですが、そこについて、町長はどのようなお考えでしょうか。見解を求めます。

**町長（山村君）** 私は総理大臣じゃないので、コメントを求められても困るんですけども、やっぱりなかなか思うようにいっていないということでありまして、ちょっと話が別の話になりますけれども、実は長野県でも人口減少対策というのは大変重要な問題であるということで、ただ、私は人口減少の委員をずっと数年間やっておりまして、人口問題をどうするかということなんですけれども、ある程度現状を認めざるを得ないけれども、もっと前向きに取り組もうと。あまりにも人口減で出生率が下がるということで、ネガティブで悲観的なコメントばかりが多いんですけども、もう少しお子さんを育てることは、こんな喜びがあるとか、そういうことも含めたポジティブなメッセージを入れてやろうということで、長野県では年内をめどに、県民会議というものをつくって人口減少対策をやろうと思っておりますので。国で言う総括的なものではなくて、長野県、町も含めて、具体的な施策を取り入れてやろうと思ってますので、そういうことでございます。

**14番（大森君）** それこそお礼ですね、ありがとうございました。やはり、そういう形の取組も必要ではないかというふうに思います。

あと1点ですけれども、婚活の件ですが、これについてはC評価でしたか、担当課ではD評価で、検討会ではC評価であるんですが、いろんな自治体で最近婚活応援事業というのは、廃止してきているところが出てきているんですよ。これも当然SNSなんかのアプリの出会い系サイトが結構進んでいて、そういうものがあるということで、第3期はこれはどうかなというふうに思います。来年度1年ちょっと頑張ってください、成果を生み出せば、またそれは復活させればいいと思うんですが、その辺のところはちょっと検討が必要ではないかというふうに思います。

時間もありませんので、次の質問に行きます。

2として、町の農業の活性化に向けてということで、農業振興地域整備計画についてですが、この総合的見直しが、1998年、平成10年以来26年ぶりに町は見直しをされました。これは農業振興地域の整備に関する法律に基づいて行っているということになるんですが、これは2022年の令和4年から2023年、令和5年にかけて計画を見直して、準備されてきました。

そして、この計画案の公告・縦覧が11月1日から12月10日まで行われ、その後、県と本協議を行って、2月頃、計画変更などの公告という段階となって、発行されるということになっているんですが、見直しの目的は、良好な営農条件を備えた農地を維持・保全していくこと、大区画や農地の集約により、効率よく生産性の高い農業をするということで見直しをされてこられたということですが、見直し前と見直し後の農用地区域の面積はどう変わったか。そして、今後、農振を除外する際の条件はどのように変わりますか。整備された農地を有効に活用するにはどういう対策をされるんですかという点について、まずイとして。

ロとして、地域農業計画についてですが、これは以前は人・農地プランが作成されてきました。しかし、国の見直しで、今度は地域計画という名前で、形を変えて法定化されました。これはほぼ同じような内容だと思うんですが、そして、中身は特に農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約等を進めていくというふうにしております。

そこでお尋ねするわけですが、地域計画の進捗状況はどうなっているか。そして遊休・荒廃農地の解消、そして中間管理機構の活用状況、農地の貸し借りのあっせん状況はどうなっているか。そして、また貸手と借手の情報が町民には知らされておられません。広く情報を公開してはいかがかということで、ご答弁をよろしくお願いします。

**商工農林課長（北村君）** 2の町の農業の活性化に向けて、イ. 農業振興地域整備計画についてから順次お答えいたします。

農業振興地域整備計画は、生産性の高い優良農地を確保するため、自然的条件や社会的条件

などの諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、農地や農業用水利施設など、その地域の整備に関し必要な施策を推進することにより、農業の健全な発展を図るために策定するものであります。

計画においては、優良な集団的農地を確保・保全するために、今後長期にわたって農業上の利用をすべき区域を農業振興地域農用地区域、いわゆる農振農用地区域として定めております。

今回の計画見直しにおいては、主に、現況が山林原野化しており、今後も農地としての利活用が見込めない土地や、集団規模の小さい農用地、また、道路や河川などの整備に伴い、農用地であることが不適当な土地などについて、農振農用地区域からの除外をする見直しを行っております。

見直し前と見直し後の農用地区域の面積はどう変わったかのご質問であります。見直し前の農振農用地区域の面積は530.2ヘクタールあったのに対し、見直し後は355.4ヘクタールであり、今回の計画見直しで174.8ヘクタールの土地について、農振農用地区域からの除外を予定しております。

そのうち、山林原野化を理由に除外を行うものが167.5ヘクタールと、大部分を占めているところであります。

次に、農振を除外する際の条件は変わるのかのご質問にお答えいたします。

農振農用地区域内にある農地を転用して宅地等に変更するには、農業振興地域整備計画を変更し、当該農地を農振農用地区域から除外する手続が必要となります。

計画変更を行うには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に、農地の集団化や農作業の効率化、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことや、水路や農道等、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことなど、六つの要件が明記されておりますが、計画の見直し後についても、この要件が変わるものではございません。

次に、整備された農地を有効に活用するにはについてお答えいたします。

今回の計画見直しにおいて、優良な集団的農地として、農振農用地区域の指定を受けた農用地も含め、農地は農業の重要な生産基盤であることから、良好な営農環境を維持していくことが農業の振興を図るためには重要であると考えております。

人口減少や高齢化等により農業者が減少する中で、農地を保全し有効に活用できるよう、県やJAなど関係機関と連携をした就農相談会を行うなど新たな担い手の確保に努めるとともに、効率よく生産性の高い農業ができるよう、スマート農業の推進や農地の集積・集約を進めることで意欲ある担い手の経営規模の拡大を促進し、農地の保全と荒廃防止を図ってまいりたいと考えております。また、遊休荒廃化した農地に対しましては、その再生を促進し、優良農地とその営農環境の維持・保全に努めてまいります。

続いて、口の地域計画についてのご質問に順次お答えいたします。

昨今の農地を取り巻く状況として、高齢化・人口減少が進む中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

国は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律を令和5年4月1日に施行し、令和6年度末までに、現在の人・農地プランに代わる新たな計画として地域計画の策定を全国の自治体に義務づけました。

地域計画は、将来の農地利用の姿を明確化するもので、具体的には、おおむね10年後を見据え、農振農用区域において、誰がどのように農地を使って農業を行っていくのかを、農業者や地域の皆さんの話し合いに基づきまとめるもので、計画本文と10年後に目指すべき農地利用の姿を示した図面である目標地図で構成されます。

計画本文には、区域内の農業の現状及び課題、将来の在り方、農用地等面積、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針、農用地の集団化、集約化に関する目標などに加え、農業者及び農業関係者が農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を達成するため、取るべき必要な措置などを記載することを国から求められています。

当町におきましては、町内を坂城地区、中之条地区、南条地区、村上地区の四つに分け、それぞれの地区の地域計画を策定してまいります。

続いて、地域計画の進捗状況のご質問でございますが、10月下旬から11月上旬にかけて、町内4地区において、地域農業の現状と課題や地域における農業の将来の在り方をテーマに、協議の場を開催いたしました。当日は、農業者の代表として町内で農業を営む認定農業者、認定新規就農者のほか、農業関係機関、行政機関に加え、農振農用地が所在する行政区の正副区長さんなど多くの方にご参加いただきました。また、参加された方が意見を出しやすいように、付箋を使い、ワークショップ形式で行ったところであります。

現在、町では、協議の場でお出しいただいたご意見を参考に、地域計画（案）の作成を進めているところですが、今後のスケジュールといたしましては、今月中旬から下旬にかけ、計画（案）に関する説明会を4地区で開催し、ご意見などをお聞きするとともに、農業委員会やJAながの、土地改良区などの農業関係団体にも意見聴取を行ってまいります。

その後、来年2月を目途に、説明会で出されたご意見や農業関係団体のご意見を参考にして、最終の計画案を作成し、公告・縦覧を経て、3月末の策定完了を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、遊休・荒廃農地解消の状況はどうかについてのご質問にお答えいたします。

当町の農業につきましては、千曲川沿いの平たん部に広がる水田地帯と、平たん部の外縁から山間にかけての中山間地域における畑作・樹園地帯とに大きく分けられ、以前は、急傾斜地など不利な営農条件の農地がある中山間地域において、農地の遊休化・荒廃化が多く見られる傾向がありましたが、近年では、平たん部や住宅地周辺においても遊休・荒廃農地が見られる

ようになってまいりました。

その要因といたしましては、農業者の高齢化や担い手不足に加え、地球温暖化の影響や農作物の価格低迷、農業資材費の高騰といった、農業経営条件の悪化など様々な要因が考えられますが、今後も後継者不足による土地持ち非農家の増加が予想されることから、農地が荒れてしまう前に、早い段階で新たな担い手へと農地をつないでいくことが重要であると考えております。

町といたしましては、耕作放棄地の発生を未然に防ぐべく、農地を貸したい人・借りたい人とのマッチングに努め、農地の活用を促しているほか、既に荒廃化が進んでしまった農地については、荒廃農地再生利用補助金制度を設け、荒廃農地の復旧を支援しております。

この制度は、荒廃農地及び低利用農地を耕作可能な農地に復旧するために要する経費の一部を補助する事業であり、具体的には農地に繁茂した樹木等の伐採や伐根、耕うん・整地等の再生作業のほか、再生作業と一体的に行う施肥や緑肥作物栽培などの土壌改良を補助の対象としているものであり、令和元年度から5年度の5年間で11件の交付実績があり、面積といたしましては2.39ヘクタールが復旧をいたしました。

復旧後の農地につきましては、生食用ブドウ、加工用ブドウのほか、ねぎみ大根やトマトなど様々な農作物が栽培されております。

荒廃農地は、農作物の生産資源喪失にとどまらず、有害鳥獣のすみかとなり、農作物被害の発生を招くとともに、近隣の農地や住環境にも悪影響を及ぼすことから、引き続き補助事業の周知を図っていくとともに、新規就農者など新たな担い手の確保・育成に努め、農地の有効利用と荒廃農地の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、中間管理機構の活用状況について、お答えいたします。

長野県においては、公益財団法人長野県農業開発公社が、農地中間管理機構の指定を受け、所有者から借り受けた農地を地域の担い手等へまとめて貸し付けることで、農地の集積・集約化を進めております。

現在、町内において、長野県農業開発公社を通じて、貸し借りをしている農地は67筆、面積が約4.9ヘクタールあり、担い手への農地の集積が進められております。

今後も、農地の遊休化を未然に防ぐとともに、担い手が農地をまとまった形で借りることに伴う農作業の効率化を進め、農地の有効活用が図れるよう、農地中間管理事業制度の周知に努め、活用を促進してまいります。

続いて、農地の貸し借り等のあっせん状況は。貸手、借手の情報公開をの質問にお答えします。

現在、町農業委員会では、自分では耕作ができなくなり、また、借手もない農地について登録を行い、規模拡大や新規就農等により農地を探している方へ、その農地を紹介する農地銀

行制度を設けています。

貸したい、もしくは売りたいということで、農地銀行へと登録された農地については、農地を探している方が閲覧できるよう役場窓口で公開をしており、また、農業委員の皆さんへも登録情報を共有し、地域で耕作を希望する方がいれば、その方へ農地を紹介するなど、農地が遊休化しないよう貸し借りのあっせんを進めております。

しかしながら、高齢化による離農者の増加や後継者不足、相続により町外の方が農地を取得するなどの要因により、耕作ができなくなった農地が増える一方で、農業者の減少など地域での担い手が不足しており、農地銀行へ登録されたものの借手がなかなか見つからないといった農地も多くあります。

農地銀行に登録された農地について、現在は、窓口のみで情報を公開しておりますが、今後は、多くの方の目に触れるよう、ホームページや農業委員会だよりに掲載するなど、情報提供の場を増やし、農地銀行制度を通じた貸し借りがより多く行われるよう、制度の周知を図ってまいります。

**1 4 番（大森君）** 1点だけちょっと気になる点があるんですが、農振の除外理由のところ、当初山林だったところが除外されていて、これはそもそも山林が農振に指定されていたということなんでしょうか。ご答弁をお願いします。

**商工農林課長（北村君）** 再質問にお答えいたします。

今回の見直しにつきましては、前回の見直しは20年以上前に行ったものであります。その際には農地としてあったものが、この期間の中で山林に原野化して、今回の見直しにより除外したというものであります。

**1 4 番（大森君）** 最後の質問になりますが、町内の光源はLED化にということで質問させていただきます。

パナソニックのホームページを見ますと、2027年には蛍光灯の製造をやめるということで、早めのLED化の導入をお勧めしますというふうに呼びかけています。その点についてお尋ねします。

まず、LED化の取組状況。町民の安全・安心を照らす防犯灯は、町に何基あるのでしょうか。

2といたしまして、防犯灯で蛍光管の寿命が来ているものは、LED化への切替えはどこまで進んでいるのでしょうか。

3といたしまして、防犯灯をLED化にする年次計画を立て、その目標設定はできないか。

四つ目に、町の建物の施設の光源、明かり取りも年次計画を立ててLED化への目標設定はできないかを質問させていただきます。

以上、ご答弁をお願いします。

住民環境課長（山下君） 3、町内の光源はLED化にのLED化の取り組みはについてのご質問にお答えいたします。

環境保護と、エネルギー効率の向上を目指す世界的な動きの一環として、2023年に開催されました水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COPS）におきまして、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯について、その種類に応じて、2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。

防犯灯に使用されている蛍光灯につきましては、ご質問にありましたとおり、2027年末までに製造が終了することとなっております。

町に防犯灯は何基あるか。また、防犯灯の光源が蛍光灯からLED化への切替えはどこまで進んでいるかのご質問でございますが、現在、町にある防犯灯は1,612基で、そのうち光源がLEDのものは209基となっており、LED化率はおよそ13%になります。

次に、防犯灯で蛍光管の寿命が来ているものは、LED化を行うべきだが、その対応はとのご質問でございますが、現在、町では、毎年、各区から宅地開発等に伴う防犯灯の新設要望箇所や、蛍光管の交換以外の不具合や老朽化による改修の要望を取りまとめ、各区長さんと現場立会いを行う中で、町において優先順位を定め、こうした新設、改修箇所から順次LED化に取り組んでいるところであります。

防犯灯の工事につきましては、基礎工事や支柱の設置を必要とする新設と、支柱の老朽化や著しい損傷による支柱の建て替えや照明機器のみの交換など、その状況により工事価格が異なるため、本数は定めず、予算の範囲内で対応しているところであり、蛍光管が切れた場合においても、照明機器自体に不具合がない場合は、継続して利用しているところであります。

続いて、年次計画を立てて、全ての防犯灯についてLED化の目標設定をとのご質問でございますが、当町におきましては、1,400基以上の蛍光灯の防犯灯があり、交換工事の際には、器具の交換だけでなく、支柱などの状態を確認し、併せて交換するため、多くの工事費を必要とすることや、蛍光灯の製造禁止後も既設器具の継続使用はできることなどを踏まえ、国等による補助金制度などの支援策も注視する中で、事業規模や予算的な面を考慮した年次計画と目標年度を設定し、順次LED化を実施してまいりたいと考えております。

町では、これまでも、省エネルギーへの取組の一環として、南条小学校や湯さん館、文化センター、町体育館といった、新たに建設・改修された施設のほか、役場庁舎の執務スペースなど、照明の使用頻度が高く、電気量の削減効果が見込める箇所を優先的に、順次LED化を行ってきたところであり、防犯灯と同様、町の施策においても全ての照明のLED化を最終目標としているところであります。

なお、LED化を進めるにあたりましては、防犯灯と同様の理由から、各施設の利用頻度や機器の状態、公共施設個別施設計画等における施設の改修計画を総合的に勘案し、優先順位の

検討を行い、年次計画を立てる中で、順次LED化を実施してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** この点について質問するにあたって、3名の区長さんに状況をお聞きしました。お一人の方は、区内80基のうち20基分を町にLED化について申請をしたと。1基だけ交換していただけたということで、喜んでいらっしゃいました。

しかし、その区ではその後、同時ではないですが、3基の防犯灯が点灯しないため、電気屋さんをお願いしたら、もう蛍光管の器具は販売されていないと言われて、費用、1基2万2千円で、区の費用でLEDに交換したということで、私が町のほうへそういう状況について説明されたのかと聞くと、予算がないので、年間で一つの区に1基だけしかできないと言われていたので、そのことについては話はしていないというふうにおっしゃっていました。

また、Bの区長さんでは、蛍光管を依頼していた電気屋さんが廃業され、区内の蛍光管の交換ができなくなったと。どうすればいいんだやというふうにご相談されました。

Cの区長さんは、複数の区でいくつかの区の防犯灯の取替えを請け負っていた電気屋さんが、交換するときに、はしごから落ちてしまったということで、もう交換はできないと言われて、電気屋さんに預けてあった蛍光管が区に戻されたというふうにお話しされています。

実際今、こういう状況になってきているんですね。当然高いところですから落下するということもあります。今こういう状況なんですけど、やはり年次計画を立てて、LED化に早くすると。これはもちもいいわけですから、それほどしょっちゅう交換したり、切れたりということはないと思います。

一つは、町のスマートタウンさかき構想では、総合戦略の評価はCでしたけれども、太陽光発電システムや太陽光でつくった電気を蓄える蓄電池については、予算が足りなくなりかかれば増額の補正予算を組むわけですね。やはり防犯灯のLED化についても、まず器具が壊れたという点については、やはり予算が足りなければ補正で増額すると。まずそういうことは区長さんへきちんと話をされて、壊れたのは届けていただければ、すぐやりますという、こういう姿勢が必要だと思うんですが、その点についてどう対応するか、ご答弁をお願いします。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再質問にお答えいたします。

ご質問の中にありました、各区からのお話ですけれども、それにつきましては、先ほども申し上げました、立会いの際に、要望をきちんと酌み取れるようにお話をしてまいりたいと考えております。

また、交換のことですけれども、先ほど、区の要望について、立会いをして順位を決めてやっていくというお話をしましたが、そのほかにも防犯灯の修理工事費のほうを予算で盛っており、そちらで対応できる地区については、早急に対応しなければいけないところについて対応していくということで、対応を行っております。その辺についても、きちんと区長さんたちにお話をして、対応していきたいと考えております。

**14番（大森君）** 80基のうち20基の申請をした区では、その後、3基の防犯灯を交換したわけですね。それを届け出なかったと。それはもう最初にそういうふうに断られているから届け出なかったということを言っているわけです。だから、器具が壊れたというときには、やはりどの区でも申請していただいて、すぐそれに対応していくということが必要だと思います。そのための増額補正をぜひ組んでいただくということをお願いしたいと思うんです。

太陽光発電は、一定の所得のある人しかできません。生活が本当に大変な人、世帯ではそれはできません。そういうところには増額補正はやるけれども、町民の安心・安全の明かりを照らす防犯灯について、増額ができないということはないと思うんです。ぜひこれについて対応していただきたいと思うんですが、町長にその辺の決断をひとつ、来年度はそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

**町長（山村君）** 先ほど説明しましたように、いよいよ2027年にもう蛍光管はできなくなります。計画を作れと私も指示をしてありますので、ちゃんと計画を作ってやっていく。

それから、本当に防犯灯が切れちゃったら危ないですから、それはもうぜひ言っていただいて、速やかにやるように対応したいと思っています。以上です。

**14番（大森君）** 今回の質問、まちづくり、人口増の点について、そして農業問題について質問させていただきました。これはどちらもやはり、特に農業問題は、以前食管制度というものがあって、日本の農業をきちんと守ってきました。前回の私の農業の質問で、町長は、何で米作を縮小して、減反してやるのかと。やはり増産して、食料の困難な地域へ送ればいいじゃないかということのご提案もされました。

いよいよ本当に町内の果物、果樹、それから農作物等についても本当に大変な状況だと。リンゴは割れて、そして大根も黒い筋が入ったと、今お話をお聞きしました。また、ブドウも色づきが悪いとか、本当に今までのノウハウでは太刀打ちできない気候変動になっているということです。農業の皆さんは、本当に大変だと思います。その点について、やっぱり農業についてしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** 以上で、通告のありました8名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから12日までの間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいまから12日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたし

ました。

次回は12月13日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。  
本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時47分)

## 1 2 月 1 3 日 本 会 議 再 開 ( 第 5 日 目 )

### 1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	1 0 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	1 1 〃	柀 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	1 2 〃	大 日 向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	1 3 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	1 4 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

### 5. 開 議 午前 1 0 時 0 0 分

## 6. 議事日程

第 1 請願について

第 2 発委第 6 号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 6 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 4 議案第 6 6 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 6 7 号 町道路線の変更について

第 6 議案第 6 8 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について

第 7 議案第 6 9 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

第 8 議案第 7 0 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

第 9 議案第 7 1 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

追加第 1 発委第 7 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について

追加第 2 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

◎日程第 1 「請願について」

**議長（滝沢君）** 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結

果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費  
国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

---

**議長（滝沢君）** 日程第2「発委第6号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る  
12月2日の会議において、提案理由の説明を終えております。

---

◎日程第2「発委第6号 坂城町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第3「議案第65号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す  
る条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第4「議案第66号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第5「議案第67号 町道路線の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第6「議案第68号 令和6年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

**議長（滝沢君）** これより質疑に入ります。

**12番（大日向君）** 補正予算書5ページの第2表債務負担行為、これの内容についての説明を  
お願いいたします。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの債務負担行為のご質問にお答えいたします。

家庭用の雑排水浄化槽汚泥処理業務並びに可燃物・不燃物及び缶等の資源物の収集運搬業務、  
また指定袋の製作業務などにつきましては、4月1日からごみ収集運搬業務等を円滑に進める  
ためには、今年度末までに新年度の業者と委託契約を締結しなければなりません。それには業  
者選定や入札等を行う必要があり、一定の期間を要することから、この12月議会において令  
和6年度から令和7年度までの債務負担をお願いいたし、入札を進めてまいりたいと考えてい

るものでございます。

**14番（大森君）** お願いいたします。ページ8ページの款2総務費、項1総務管理費のうちの目11防犯対策費で、防犯灯の工事費は54万円計上されていますが、これは何基分で、どこへの費用になるのでしょうか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの防犯灯工事のご質問にお答えいたします。

今回補正させていただきました防犯灯工事については、8か所、地区においては、6地区となっております。

**14番（大森君）** 6地区で8か所ということですか。これは新設ですか。それとも現在あるのを更新するというか、取り替えるということなのでしょうか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の8か所においては、新設ではなく、全て器具の交換、蛍光灯、水銀灯をLEDに替えるものでございます。

**11番（祢津さん）** すみません、7点お願いします。ページ13ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園費、010384坂城保育園一般経費、14001園舎施設工事75万6千円の内容を教えてください。

次に、ページ15ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、010609農産物加工施設管理費、14001加工施設設備改修工事104万5千円、場所と内容を教えてください。

ページ16ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、010804道路維持一般経費、14001道路維持工事148万円、場所と工事内容をお願いします。

続いて、ページ16ページ、款8土木費、項3河川費、目2河川改良費、010817河川改良一般経費、14001水路しゅんせつ工事34万1千円、この場所を教えてください。

続いて、ページ19ページ、款10教育費、項2小学校費、目4坂城小学校管理費、011025坂城小学校管理費、10061修繕料37万円、内容をお願いします。

ページ20ページ、款10教育費、項2小学校費、目6村上小学校管理費、011031村上小学校管理費、10061修繕料21万2千円、内容をお願いします。

最後に、ページ22ページ、款10教育費、項5保健体育費、目3食育・給食センター運営費、011096食育・給食センター運営事業、10061修繕料43万円、こちらの内容をお願いいたします。以上です。

**子ども支援室長（橋本君）** 補正予算書13ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園費、節14工事請負費、園舎施設工事75万6千円の内容でありますが、こちらは坂城保育園遊戯室の蛍光灯照明をLED照明に改修する工事に係るものでございます。

**商工農林課長（北村君）** 予算書15ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、

農産物加工施設管理費の補正理由について、お答えいたします。

びんぐし湯さん館隣の農産物加工施設の瓶詰加工室床の改修工事であります。コンクリート床の塗装が剥げ、防水性が低下しているとともに、床にクラックが入ってきているということで、衛生面を考慮しまして改修工事を行うものであります。

**建設課長（堀内君）** 予算書ページ16ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費中、道路維持一般経費、節14道路維持工事148万円の場所と内容につきまして、2か所ありまして、1か所目が大字南条新地区、南条小学校西側の町道0332号線の道路側溝、グレーチングの蓋の隙間補修を行うものであります。

もう1か所目、大字坂城大宮区、第8分団詰所南側、町道A01号線舗装陥没箇所補修工事を行うものであります。

続きまして、同じく予算書16ページ、項3河川費、目2河川改良費中、河川改良一般経費、節14水路しゅんせつ工事であります。こちらにつきましては、大字坂城入田川、しなの鉄道から入田水門付近の土砂のしゅんせつを行うものでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 予算書19ページ、款10教育費、項2小学校費、目4坂城小学校管理費のうち修繕料37万円の内容につきましては、坂城小学校の低学年棟の教室で使用しているストーブ1台が老朽化により故障し、暖房の確保ができない状況となっておりますので、こちらのストーブを更新するための予算となっております。

続きまして、予算書20ページ、目6村上小学校管理費、修繕料21万2千円の内容につきましては、村上小学校1階の特別支援教室に設置されておりますエアコンの内部にあります電子制御基盤の不具合により、冷暖房機器が稼働しない状況となっておりますため、こちらの基盤を取り替えるための修繕費でございます。

坂城小学校、村上小学校ともに、これからの冬季の厳しい寒さを迎える前に、児童が快適に過ごせる学習環境を確保するため、修繕をするものでございます。

続きまして、予算書22ページ、項5保健体育費、目3食育・給食センター運営費、修繕料43万円の主な内容といたしましては、ボイラーに供給されるガスの量を正確に測定するボイラー用ガス流量計の液晶部分が、劣化のため、正確な計測ができない状況となっていることから、新たな流量計の交換をするもの、及び給食コンテナをコンテナ車に搬入する際に、車のシャッター部分が給食コンテナの上部に接触し、摩擦などによる不具合が生じ、危険であることから、車のシャッター部分にストッパーを設置する修繕を行うものでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第69号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

**議長（滝沢君）** これより質疑に入ります。

**14番（大森君）** 歳出のところで1点お願いしますが、一般管理費のところで印刷製本費14万8千円がありますが、この内容についてお尋ねいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいまご質問いただきました国民健康保険特別会計の一般管理費、印刷製本費についてお答えいたします。

こちらは、国民健康保険制度の改正に伴いまして、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことから、国民健康保険に加入する方の資格確認書等の発行にあたる経費となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

---

◎日程第8「議案第70号 令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第71号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

**議長（滝沢君）** これより質疑に入ります。

**14番（大森君）** 歳出のところで、一般管理費の説明のところで印刷製本費83万5千円が計上されていますが、内容についてご答弁ください。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいまの後期高齢者医療特別会計のご質問にお答えいたします。

今回、一般経費の印刷製本費83万5千円の増額補正でございますが、内容といたしますと、標準化システムの開始に伴います保険証等の印刷製本費、資格確認書の印刷製本費等も含めました、標準化システムに伴う用紙の変更等に係る印刷でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

---

**議長（滝沢君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第7号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

次に、趣旨説明を求めます。

9番（玉川君） 私からは、発委第7号「「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となる。

しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれる。

長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現した。

また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としている。

しかし、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況である。

また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もある。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況である。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことはきわめて困難になっている。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もあるが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題である。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の必要な教育予算を確保すること。

- (1) さらなる少人数学級の推進。
- (2) 複式学級の学級定員の引き下げ。
- (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（滝沢君）** 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時34分～再開 午前10時44分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第7号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第2「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（滝沢君）** 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（滝沢君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和6年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

12月2日に開会されました本定例会は、本日までの12日間ご審議をいただきました。提案をいたしました専決報告、条例の制定及び一部改正、町道路線の変更、一般会計及び特別会計補正予算と、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございます。

さて、12月も半ばとなり、年末に向け何かと慌ただしい季節であります。

今年も、「まちづくり坂城」の皆さんにより、来週17日に冬の坂城駅前を鮮やかに飾るイルミネーションの点灯式が行われる予定で、それに合わせまして、駅前多目的広場の169系電車のライトアップも行います。イルミネーション及びライトアップは、2月初旬まで行われる予定ですので、坂城駅前の冬の風物詩をお楽しみいただきたいと思いますと考えております。

また、12月15日から31日までの17日間は、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯・交通安全の啓発を強化する年末特別警戒及び交通安全運動を実施いたします。

あわせて、12月28日から30日までの3日間は、町消防団による歳末特別警戒が行われます。寒さの厳しい夜間の警戒に対し、敬意と感謝を申し上げます。

年末年始は、犯罪や交通事故が増加する時期でもありますので、町民の皆様におかれましては一層のご注意をお願いしますとともに、大切な生命、財産を守るため、火の取扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、現在、役場前の町道の歩道の整備を行っております64号橋道路改良工事及び役場前庭の改修工事につきましては、年明けの早い時期の完了を目指して進めており、完了次第、旧橋、古い橋の撤去工事に着手する予定としております。

また、昭和橋につきましては、10月1日から車両通行止めの交通規制を行い、国道側1連目から3連目の上流部の主構（アーチ部）の修繕工事を実施しているところでありますが、工事は予定どおり12月末の完了と交通規制の解除に向けて進めております。

町民の皆様には長期間にわたりご不便をおかけしておりますが、工事が完了するまでの間、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中学生、高校生の海外派遣事業につきましては、今年度も、中学生については、坂城中学校2年生8名を対象としてアメリカ合衆国カリフォルニア州へ、高校生については、町内在住または町内の高等学校に通う生徒8名を対象としてタイ国へ、いずれも3月下旬に実施をする予定としております。次代を担う若者にとって、有意義な体験の機会となることを期待しております。

さて、インフルエンザが流行期に入り、一昨日、県からインフルエンザ注意報が発表されました。町では、来月末までインフルエンザ予防接種の補助を行っており、65歳以上の方は1千円の自己負担で接種ができるほか、中学生以下のお子さんは1回の接種につき1千円の助成をしております。年末年始をご家族全員が健康で過ごせるよう、早めに接種を受けていただきたいと思いますと思っております。

さて、来年、令和7年の干支は、乙巳（いつしきのと・み）であります。60種類ある十干・十二支の42番目にあたります。

十干の乙、甲乙の乙ですね。これは芽吹いた草木が、伸び悩んで屈曲している状態を表して

おり、また巳、蛇の巳ですね。は、いむ、やめる、おさめるが語源とされ、冬眠していた動物が新しい地上活動を始めることをいい、従来の因習的な生活に終わりを告げることを意味しております。

過去の歴史においても、大化の改新の第1段階である乙巳の変や日露戦争が決着するなど、乙巳の年は、様々な抵抗勢力に対して、従来の関係にこだわらず、ケリをつける年と言えます。

ここ数年は、大転換の時代と言われるような様々な出来事が世界中で起きておりますが、いまだに解決が進まず、混迷はますます深まっています。来年は、こうした問題の解決に向けて、それぞれの立場で決然と新たな取組を始めなければならないと思っているところでもあります。

さて、町におきましては、これから来年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。

歳入につきましては、国の動向や社会情勢などを的確に捉える中で、町税や地方交付税などを見込むとともに、事業に応じた適切な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

こうした中、所得税の非課税枠であるいわゆる年収103万円の壁について、一昨日、自民、公明、国民民主3党の幹事長は、178万円を目指して来年から引き上げることで合意いたしました。具体的な上げ幅などにつきましては、今後の税制改正において議論されるものと思っておりますが、住民税に関する扱いについては不透明な状況であります。非課税枠の引上げは、働き方の抑制や人手不足の解消につながる反面、行政サービスの根幹となる地方税収や地方交付税などへの影響が懸念される場所でもありますので、国においては、地方の声にも十分耳を傾け、様々な観点から丁寧な議論をしていただきたいと思いますと考えているところでもあります。

一方、歳出につきましては、さらなる事務事業の効率化を図り、限られた財源の中でSDGsの達成とデジタル変革への取組を意識しながら、町民の皆様の多様な行政ニーズへの対応を図ってまいりたいと考えております。また、令和7年度は町にとりましても、第6次長期総合計画の前期5か年が終了する節目の年でもあります。後期5か年に向け、町民の皆様に幸せを実感していただけるウェルビーイングのまちづくりに向けた諸施策を展開できますよう、議会の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、新春1月は、元旦に1年間の健康を願う元旦マラソン大会の実施をスタートとして、4日には新春賀詞交歓会、5日には5年ぶりに席書大会を実施し、7日にかけて作品を展示する書初展を行います。また、26日には、町消防団の出初式を挙行いたします。

また、坂城テクノセンターで鋭意進められております建物のNearlly ZEB化改修工事につきましては、来年1月末に完了の予定とお聞きしているところであり、2月4日の新春経済講演会では、工事の完了に合わせ、次世代のクリーンエネルギーとして水から水素を製造する光触媒分野の第一人者であり、ノーベル賞受賞にも期待が集まる、東京大学特別教授で信州大学特別特任教授の堂免一成先生を講師にお招きしての特別講演が予定されるなど、新年も

盛りだくさんのイベントが計画されております。

議員各位におかれましては健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げますとともに、来年が輝く未来を奏でる1年になることを願い、閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（滝沢君）** これにて令和6年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 山 城 峻 一

坂城町議会議員 柰 津 明 子

坂城町議会議員 大日向 進 也

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 災害対策について イ. 避難対策について 2. 子ども支援について イ. 子ども支援について 3. 精神障がい者入院医療費助成制度について イ. 利用状況と所得制限について 4. 国民健康保険について イ. 国保税について	9 番 玉川清史	町 長 教 育 長 福祉健康課長 子ども支援室長
2	1. 医療費について イ. 現状について ロ. 今後について 2. 保育について イ. 働く人が直面している課題について	11番 柘津明子	町 長 教 育 長 子ども支援室長
3	1. 公共交通について イ. 実証実験の結果について ロ. 本運行に向けて ハ. 循環バスの運行について 2. 町の介護サービスについて イ. 町の高齢者人口について ロ. 介護サービスの状況 ハ. 福祉サービスの拡充について	12番 大日向進也	町 長 福祉健康課長 建設課長
4	1. 消防団について イ. 消防団の組織と団員の確保について ロ. 消防団の活動について ハ. 火災の発生状況について ニ. これからの消防団について 2. 有害鳥獣対策について イ. 捕獲状況について ロ. 有害鳥獣対策について ハ. 今後の取り組みについて	6 番 宮入健誠	町 長 住民環境課長 商工農林課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 公園の遊具について イ. 公園の遊具について ロ. 学校・保育園の遊具について ハ. インクルーシブ遊具について 2. 業務改善の取り組みについて イ. 窓口DXの推進状況について ロ. 窓口対応について	7 番 中 村 忠 靖	町 長 教 育 長 建 設 課 長 教 育 文 化 課 長
6	1. 文化の振興について イ. 文化財3施設について ロ. 文化・芸術団体の支援について ハ. 文化財、史跡等の活用について 2. 子育て支援について イ. 未就学児の副食費無償化について	5 番 水 出 康 成	町 長 教 育 長 商 工 農 林 課 長
7	1. 子どもの権利について イ. 現状について ロ. 今後について	10番 山 城 峻 一	町 長 教 育 長 子 ども 支 援 室 長
8	1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について イ. 事業効果は ロ. 今後の取り組みは 2. 町の農業の活性化に向けて イ. 農業振興地域整備計画について ロ. 地域計画について 3. 町内の光源はLED化に イ. LED化の取り組みは	14番 大 森 茂 彦	町 長 企 画 政 策 課 長 住 民 環 境 課 長 商 工 農 林 課 長

「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・  
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となる。

しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれる。

長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現した。

また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としている。

しかし、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況である。

また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もある。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況である。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことはきわめて困難になっている。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もあるが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題である。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

## 記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の必要な教育予算を確保すること。
  - (1) さらなる少人数学級の推進。
  - (2) 複式学級の学級定員の引き下げ。
  - (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	関 口 昌 一	殿
内閣総理大臣	石 破 茂	殿
総務大臣	村 上 誠一郎	殿
財務大臣	加 藤 勝 信	殿
文部科学大臣	阿 部 俊 子	殿